

令和4年3月15日(火) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	重松 朋宏	〃	稗田美菜子
委員	高原 幸雄	〃	上村 和子
〃	小口 俊明		

○委員外出席者

陳情者	角田 統領	陳情者	山上 眞依
〃	高橋今希子		

○出席説明員

市長	永見 理夫	生活福祉担当課長	北村 敦
副市長	竹内 光博	しょうがいしゃ支援課長	関 知介
教育長	雨宮 和人	地域包括ケア推進担当課長 (兼) 新型コロナウイルス感染症	加藤 尚子
政策経営部長	宮崎 宏一	自宅療養支援室主幹	
市長室長	吉田 徳史	健康増進課長	吉田 公一
秘書広報担当課長	加藤 志穂	(兼) 新型コロナウイルス感染症	
政策経営課長	簗島 紀章	自宅療養支援室主幹	
行政改革担当課長 (兼) 行政管理部情報政策担当課長	山本 俊彰	健康づくり担当課長	橋本 和美
		(兼) 新型コロナウイルス	
		ワクチン接種対策調整担当課長	
行政管理部長	藤崎 秀明	子ども家庭部長	松葉 篤
総務課長	津田 智宏	(兼) 人権・平和担当部長	
建築営繕課長	近藤 哲郎		
(兼) 教育委員会事務局新学校給食 センター開設準備室整備担当課長		生活環境部長	黒澤 重徳
建築営繕課長補佐	高木 章充	(兼) 防災安全担当部長	
情報管理課長	林 晴子	(兼) 健康福祉部参事	
法務担当課長	妹尾 祥		
(兼) 教育委員会事務局主幹		教育次長	橋本 祐幸
職員課長	平 康浩	教育施設担当課長	古川 拓朗
防災安全課長	松平 忠彦	(兼) 政策経営部資産活用担当課長	
市民課長	吉野 勝治	(兼) 新学校給食センター 開設準備室調整担当課長	
健康福祉部長	大川 潤一	教育総務課長	高橋 昇
地域包括ケア・健康づくり 推進担当部長	葛原千恵子	教育指導支援課長	市川 晃司
		指導担当課長	川畑 淳子



○議会事務局職員

議会事務局長

内藤 哲也

議会事務局次長

古沢 一憲



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 令和 3 年 国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）  
陳情第15号
- (2) 令和 3 年 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の改  
陳情第17号 正を求める件
- (3) 陳情第 1 号 国立市の条例・規則で議員及び首長が請願法の官公署であることを規定す  
ることを求める件
- (4) 陳情第 3 号 訴訟代理契約の是正を求める件
- (5) 陳情第 4 号 市の条例・規則で「権利の得喪にかかわる文書」の規定を加えることを求  
める件
- (6) 陳情第 5 号 デフリンピック東京開催を求める意見書に関する陳情
- (7) 陳情第 9 号 国立市が新設・既設の市有施設の省エネ断熱性能の向上を求める陳情
- (8) 第 2 号議案 国立市組織条例の一部を改正する条例案
- (9) 第 3 号議案 国立市職員定数条例の一部を改正する条例案
- (10) 第 5 号議案 国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- (11) 第 6 号議案 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例案
- (12) 第11号議案 令和 3 年度国立市一般会計補正予算（第 9 号）案  
（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、民生費、消防費、教育費、  
諸支出金）
- (13) 諮問第 1 号 審査請求に関する諮問について

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
令和3年 陳情第15号	国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情 (継続審査分)	4.3.15 継 続 審 査
令和3年 陳情第17号	「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の改正を求める件	4.3.15 不 採 択
陳情第1号	国立市の条例・規則で議員及び首長が請願法の官公署であることを規定することを求める件	4.3.15 不 採 択
陳情第3号	訴訟代理契約の是正を求める件	4.3.15 不 採 択
陳情第4号	市の条例・規則で「権利の得喪にかかわる文書」の規定を加えることを求める件	4.3.15 不 採 択
陳情第5号	デフリンピック東京開催を求める意見書に関する陳情	4.3.15 採 択
陳情第9号	国立市が新設・既設の市有施設の省エネ断熱性能の向上を求める陳情	4.3.15 採 択
第2号議案	国立市組織条例の一部を改正する条例案	4.3.15 原 案 可 決
第3号議案	国立市職員定数条例の一部を改正する条例案	4.3.15 原 案 可 決
第5号議案	国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	4.3.15 原 案 可 決
第6号議案	国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	4.3.15 原 案 可 決
第11号議案	令和3年度国立市一般会計補正予算(第9号)案 (歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、民生費、 消防費、教育費、諸支出金)	4.3.15 原 案 可 決
諮問第1号	審査請求に関する諮問について	4.3.15 異 議 の な い 旨 答 申

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

ここで、行政管理部長より発言を求められておりますので、これを許可します。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。

委員長から出席要請を頂いております鈴木環境政策課長でございますが、体調不良のため、本日の委員会を欠席させていただきます。何とぞ御配慮を頂きますようお願い申し上げます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 ただいまの発言のとおりでありますので、委員各位の御了承をお願いいたします。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 令和3年陳情第15号 国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）

○【遠藤直弘委員長】 令和3年陳情第15号国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）を議題と致します。

2月の閉会中審査の終了以降の本陳情に関する経過を、当局より御報告願います。教育長。

○【雨宮教育長】 おはようございます。それでは初めに、2月13日に陳情者の方々と話し合いに至った経過をまず補足説明させていただきます。年明けに協議を行う予定でしたが、まん延防止等重点措置が取られたことから、住民の皆様方も会議や集会等への参加の制限が求められており、協議の再開はまん延防止等重点措置が解除されてからの申出がございました。これに対しまして、私のほうからオンライン会議ですとか、メーリングリストなどを活用して協議ができないかというお願いを致しました。陳情者の方からは、住民の方々は対面での協議を希望している旨の回答がありましたが、今後の方向性等を含めて、私教育長と陳情者のみで話し合いを持つということに至ったところでございます。なお、録音等はしてございませんので、要点ということで内容を報告させていただきます。

2月13日の日曜日、夕方6時からおおむね7時半まで、陳情者のお宅にお邪魔をして話し合いを持ちました。以下、主な意見交換内容になります。

まず、子供たちの飛び出しのリスクということ。昨年の12月の話し合いのときに、皆様は何が困っているのかということをお聞きをしたときに、子供たちの飛び出しリスク、安全確保ということをお聞きしたかったと、私のほうはこの2月の上村委員のお話から理解をしたということをお話しさせていただきました。陳情者の方からは、私どもは4月から主張しているんだと、教育長は会議録で理解していると思っていたというふうに伺いました。

私は5月末に就任しておりますので、それまでの経過は、申し訳ないですけど、不明であると。就任後、住民の皆様との話し合いの経過、これについて教育委員会における情報共有は、その都度、口頭で報告を受けていましたが、会議録そのものは私のほうまで上がっていなかったと。報告はどこまで上がるのかというのは、内容によって決まってくるだろうというお話を差し上げました。

私のほうから、飛び出しリスクという部分については、歩道を設置してガードパイプを設置することでリスク軽減にはなるんじゃないですかというようなお話をしましたけれども、陳情者の方はそうは思えない。この道は逆行する車もあるんだというようなお話がございました。陳情者の方々も二小

への思いは強いんだと、建て替えそのものには反対する人はいないと。北門の設置がなければ、すぐに着工していただいても構わないと。

最初から北側の住民の方々に北門の話をしていただいて、住民の考えを聞いてもらっていただければ、北門設置という案は出てこなかったのではないかとこのように考えるとおっしゃっていました。そもそも最初のプランでは北門はなくて、令和3年4月に北門を設置するという図面が示された。アンケートの実施については、後づけではないかというふうに感じるというような発言がございました。残念ながら行政との信頼関係は壊れているというようなこともございました。4月の話し合い以降、変わったのは北門の向きだけではないかというようにございました。

北門の必要性についてです。今後、北側に、これは仮定になりますけれども、車椅子利用の児童が発生した場合は、安全性から北門があったほうがよいのではということに関しましては、車椅子を利用される児童は、保護者が車で送迎すると考えられるので、北門ではなくてもいいのではないかとこのような御意見でした。

私のほうから、市長も教育長である私も、防災上は北門があったほうがベターと考えるがどうかというようにお話をしました。陳情者の方は、北東・北西から避難してくる場合は、道路構造上、これは当該地域と北側を貫く道がないので、北東・北西側から真っすぐに南下してきて、西あるいは北側から学校に入るのが自然ではないかというようにお考えでした。陳情者の方々は、有事の際に北門でなくても構わないというようにお考えを確認させていただきました。これについては持ち帰って、市長にも私のほうから伝えますというようにお話を致しました。

北門の設置は誰が決めたのかということでもございますけれども、組織として正式に決定しているものではありませんというふうにお答えをさせていただいております。

次に、教育委員会から発出されました、二小校長への通知文についてということです。この文書では、工事の遅れは北側住民のせいとも読み取ることができ、大変遺憾であるというようにお話を頂きました。そもそも市が丁寧な対応をしてこなかったことが原因ではないかということでもございます。陳情者の方から、ぜひ他市からも選んでもらえる日本一安全な学校にしてほしいということの願いをされました。

最後に、合意したものとしては、アンケート調査は実施しないということで合意させていただきました。私どもとしては、アンケートはシンプルのほうが答えやすいというふうに考えるところですが、現状からすると、なかなかすり合わせが難しく、実施することは困難であると考えますが、どうかということに対して、陳情者の方からも、いろいろな方向に意見が拡散する可能性も否定できないので、それについては了解をするというように御返事でございました。

2月はこの1回、お話をさせていただいたところですが、次回の意見交換ということでは、今週3月18日の金曜日の夜になるんですけれども、住民全員の方々の参加は難しいんですが、オンラインにて話し合いを行いたいということで、今、予定をしているところでございます。

簡単ではございますが、これまでの経過について、私のほうから報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。当局に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 今日教育長のほうから2月13日の報告がありました。その前の継続審査の中で、総務文教委員会としては住民の方と対話を、まず、立ち戻って対話から始めてくれということでほぼ意見が一致しておりましたが、それは教育長の感触としてはできたというふうに、その一歩が踏

み出せたというふうに思われておられますか。

○【雨宮教育長】 これは私の感触ということですが、そのようなことができたのではないかとこのように理解をしております。

○【上村和子委員】 教育長のほうは、対話の一步が踏み出せた。今日、初めて報告をお聞きしましたので、この報告を住民の方が聞かれて、確かにそういう話だったなというふうに解釈してもらえたとしたら、それは対話が成立していたんだなというふうに理解したいと思います。

それで、今日まとめてくださった中で、これを基に確認いたしますが、陳情者の人たちは、4月から北門を造ると子供の飛び出し、不可抗力の事故が起きて危険なんだと。それが一番北門を造る反対の理由であるということをおっしゃっていたけれども、そういうふうに教育長も含めて理解していたと思ったけれども、実は教育長のほうは、2月の継続審査のときの私が近隣住民の方からお話を伺ってこうなんですと話したことで理解をしたと報告されています。これは教育長自身が、陳情の主眼は、子供の安全のリスクのことを考えて北門を造らないほうが良いというふうにおっしゃっていたということが納得できて、理解できたのがこの2月というところではないでしょうか。御自分でお書きになっているので、一応確認しておきます。

○【雨宮教育長】 先ほど報告させていただいたように、私がそのことを正式にというか、ちゃんと理解をできたのは、その2月ということで結構でございます。

○【上村和子委員】 4月から陳情者の方はそれしかないと言っていたのに理解してもらえなかったということは、本当にいたたまれない気持ちでいたということが、これでお分かりになったかと思えます。対話の一步はそこからだったと。また戻ってもいけませんので、じゃあ2月までは、市は、この陳情は何を求めていたと思っていたのかなというのがちょっと気にはなりますけれども、そこには立ち戻らないで、陳情者は子供の安全を考えたとき、北門はないほうが良いという強い思いがあったと。

次の段階で、確認として、最初の段階で自分たちに聞かれたら、北門というものについては危ないと主張したから、北門という案は出てこなかったはずだとおっしゃっています。最初の案にも北門はなかったんだと、一番最初の案にも。どこかから突然北門が入ってきたとおっしゃっています。この陳情者の訴えに対しては、そうお書きになっているから、そのように理解したということで、教育長よろしいですか。市の認識と違うところがあったら言ってください。

○【雨宮教育長】 すみません。若干想像的なところが入るわけですが、二小の建て替えのプランそのものは、いろいろ積み上げてできてきているわけですが、外構というものについては、最初のほうからそこは示せていなかった部分だと思うんです。外構のところの図面が示されたのが令和3年4月というところで、そこで北門の設置が図面の中に出ていたので、北側の住民の方々はそれでびっくりをされたという経過だというふうに認識しております。

○【上村和子委員】 じゃ、ここも少しぶつかっているんですかね。最初のプランにはなかったというのと、そもそも最初のプランの段階では外構は入ってなかったと。そのずれがあったとしたら、最初のプランから外構まで含めてプランとして住民に、最初の段階——どの段階を最初の段階にするかなんですけれども、これからの教訓として、最初から外構まで含めた段階で、住民の意見を聴かなければいけないということの教訓ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。これは別に教育長だけじゃなくていいです。

○【橋本教育次長】 今回、やはり我々とする、一般質問でも御答弁させていただいたんですが、

やっぱりコミュニケーションの不足、我々のそこは教訓として生かしていく必要があるのかなと思っています。ですからやはり次に向けてはこの教訓を生かして、しっかりとした仕組みをつくる中で、住民の方と丁寧な話し合いということを中心に心がけていかなければいけないなと思っているところでございます。

○【上村和子委員】 対話ってこうやって理性的に突き合わせていくと、教訓というのは必ず生まれますし、課題が分かってきます。最初の段階から近隣、特に門を新たに設置するとか、そういったものに関しては、最初の段階で外構計画まで含めて、門のところに位置する住民の方々に、まだ固まる前の段階から十分話をしておかなければ、こういう結果になるという、そういう教訓でよかったでしょうか。これはちょっと距離感を持って市長とかに伺いましょうかね。私の今の整理でいいですかね。

○【永見市長】 これは教育施設ですので、ありようについては教育委員会が責任を持って判断していく内容になりますけれども、一般論での今御質疑だと思います。当然のことながら、公の施設等、これは公共施設、庁舎等も含めまして、市が施設を設置するということは、規模も個人の住宅を超えたはるかに大きな敷地、あるいは面積を占めるもので影響の範囲も広いと思います。

したがって、当該地域にお住まいの方々の住まれている環境にも相当な影響を与えることは、当然想像されるわけですので、早い段階から全体像を示しながら協議、そして積み上げを行っていくということは非常に大事なことだと思っております。

○【上村和子委員】 ここまで来て、この陳情で私たちは何を教訓とすべきかということが分かってきました。委員長がずっと言っていることだけれども、近隣の住民の理解と納得と合意がないと、やっぱり学校そのものが安全で安心なものにはなり得ないというような気がいたします。そういう意味では、ここまで対話が進んだということはよかったのではないかと思います。

続いて、教育委員会から発出された二小校長への通知文についてですが、陳情者が、この通知文を読むと、工事遅れは北側住民のせいとも読み取れて遺憾であるというふうな表現があります。それと、二小への思いが強くて、他市からも選んでもらえる日本一安全な学校にしてほしいという要望も——ここすごく大事な部分なんです、二小校長の通知文について、陳情者からこのような訴えがあったことに対して、どういうふうに教育長はお返事されたかということと、北側住民のせいとも読み取れるような通知文はよくないと思うのですが、もう一度見直されたらいかがでしょうか。

○【雨宮教育長】 御指摘はそのことにしか触れていません。実はアンケートを取るときには、先ほど教育次長が申し上げたように、コミュニケーションの不足があって、こういう事態になっていますというようなことが実は入っていたんです。ですから、そのようなことがここにも入って、なおかつ、こういう事態が生じているというような形で発出したほうが適切だったのかなというふうには考えるところでございます。以上です。

○【上村和子委員】 恐らくこの通知文はいろいろなところに配られているので、そういうふうに取り取った人、北側の住民の方々がまさしく読み取ったわけですけど、自分たちのせいで工事が遅れているというふうに言われるということは、本当に心外であると思います。もしもそういうふうに取り取れたり、読み取れるだけじゃなくて、そう二小側が思っていたら大変な問題ですが、二小校長は、遅れているのは北門の陳情等のせいだというふうには思っておられるんですか。

○【橋本教育次長】 二小の校長とはしっかりと十分な情報共有はしております。ですから、校長先生も陳情があって、そのせいでというふうには思っておりません。我々のほうの教育委員会の進め方の中で、こういうコミュニケーションの不足があったということは、校長にもお話をしている中で、

そういうふうな理解をしていただいていると思っております。

○【上村和子委員】 そのように理解されているんだったら、私は、遅れている理由の通知は出し直されたほうがいいのではないかなと思ってお聞きしております。陳情者の思いもありますので、二小を日本一安全な学校にするために、日本一いい学校にするために、今慎重に協議をしていますとか、慎重に計画を今見直していますとか、何で遅れるのかといったところで、計画をもう一度見直して、さらにいいものにブラッシュアップするために今話しているところですか、そういう、これは子供も親も読みますので、何かトラブルが起こって引き延ばされているのではなくて、ブラッシュアップするため、みんなのものにするために、それでさらにいいものにするために、今ちょっと時間をかけて、まだ大丈夫なんです、安心が一番ですから、まだ時間は、1年ぐらいは大丈夫ですか、何かそんな感じのものの方がいいのではないかなと思います。これ検討してみてください。これも住民の方の思いとずれないための大事なことかなと思います。

アンケートは、食い違うので実施しないということが分かりました。

最後に、3月18日にオンラインでもう一度協議なされるということですが、新たな考え方を示す方向で調整中、この新たな考え方というのは、市のほうが住民の皆さん方の考えを持って帰って、そしてまた再検討して新たな考えを示すということだと思いますが、ここで我々の委員会のところに今日の段階で示すということは無理なんでしょうか。

○【雨宮教育長】 小学校そのものは在り方、教育委員会の所管でありますけれども、先ほどのやり取りの中でも防災の話とかいうようなこともさせていただいています。これは市長部局も関連してくるところですから、市長、副市長と今、最終的な調整をさせていただいておりますので、今日は大変申し訳ないんですが、そのような事情を御理解いただければと思います。以上でございます。

○【上村和子委員】 なるほど。新たな考え方には、まだ市長とかと話さなければいけないということと、もう1つ、新たな考え方を、私の思い込みかもしれないけど、その新たな考え方というのを一番最初に住民の方々に伝えたいという、まず、そこからやってみたいという、対話の話合いの延長として私はそういうふうに解釈をしたんだけど、それは違うんでしょうかね。

○【雨宮教育長】 陳情者の方に連絡を取らせていただいたときに、今、新たな考え方を事務局に指示をしていますというふうなお伝えをしています。住民の方々からも、まずはその新たな考え方って何なんですかということやぜひ伺わせていただきたいということで、この3月18日は、陳情者の方々が全員お見えになることはできないそうです。やはりいろいろな事情があるということで一部の方々に限られますけれども、その方向性というか、考え方をまずは伺わせてくださいというのが次回の会になるというふうに理解しております。以上でございます。

○【上村和子委員】 リセットして対話を始めて、住民の方々が、まず最初に自分たちに意見を聴いてくれたらという、そのやり直しだと思っております。そういう意味で今日出すのではなく、まず、住民の方々に提案してみたいというのは、私は理解できます。

最後に、これまた決めなければいけないんですけれども、市としては、引き続き継続して住民と対話を試みていきたいという思いということでよろしいですか。

○【雨宮教育長】 そのように理解していただいて結構でございます。

○【高原幸雄委員】 市のほうの住民との対話、大変お疲れさまでした。2月の総務文教委員会で報告を受けたときに、話合いが一方通行という言葉は使っていませんけれども、対話になっていなかったというのが結論だったと思うんです。そういう意味で、その後の市の対応は非常に住民の皆さんと

率直に話し合っ、何が今ネックになっているのかという点では、かなり大きくお互いの理解が深まったんじゃないか。こんなふうに今の報告を聞いて感じるんですけども、そこで1つ質疑です。合意事項の中に、アンケートは実施しないということと、それから、現状からすると、すり合わせが難しく実施することが困難と考えるがどうかという、この市側からの問いかけというのは、これは北門も含まれるということなんですかね。そうじゃなくてアンケートそのものについての市の考えなんですかね。

○【雨宮教育長】 アンケートについてかなり協議をやってまいりました。住民の方々は、ここに至るまでの経過ですとか、そういうものをアンケートの中に、アンケートに回答するの方々には、そういう経過等も理解したほうがいいのではないかと、そうするとかなり実はアンケートの分量が、かさが増してしまうというようなことがあると思うんです。そうするとなかなか答える側としては、そこに至るまで結構厳しくなるんじゃないかなというふうに私どもは考えたわけです。でも住民の方々は、お互いの主張をいっぱい書き合ったほうがいいんじゃないのかみたいところで、ずっとそこがなかなかお互いすり合わなかったというのが実情でございますので、そのことからすると、そのことに時間をこれから費やすよりは、実といいますか、北門のところをどう考えるかというところに話を集中してやったほうがいいのではないかということからも、アンケートはちょっと難しいですよ、どうですかということを私のほうからお話を差し上げたということでございます。

○【高原幸雄委員】 そこで、先ほど上村委員のほうからも質疑があったんですけども、今後の予定としては3月18日夜ということが日程として、協議の場を持つということになっているようです。先ほどの答弁で、市が住民の皆さんとの協議をやった結果を持ち帰って、今後、新たな考え方を示す方向で調整中というふうに文言上はなっているんですけども、先ほどの教育長の答弁では、幾つかの部署との協議、合意形成をしなければいけないという、こういう問題もあると。最終的には18日に示すということになるのか、その辺はどうなんですかね。今後の考え方という点では。

○【雨宮教育長】 最終的にはといいますか、今まで私どもが提案していた南門、北門というようなことがあるわけですけども、それと違うものを庁内で整理をして考え方をお示ししたいということでございます。

○【高原幸雄委員】 以上です。

○【重松朋宏委員】 市の考え方が変わってきているということは、よく分かりました。そこで、2月13日からもう1か月たつわけですけども、この間、担当者レベルと陳情者との対話といいますか、折衝というものはありませんでしたでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 この件に関しましては、2月13日、教育長と直接お話しされたというところもございすけれども、教育長を先頭にお話をさせていただいているという状況がありますので、私ども事務方のほうで下話等、そういうことをやっていたという事実はございません。

○【重松朋宏委員】 かなり1か月空いて新たな考えが示されて、今度はその考えをベースに対話がこれからも続いていくと思うんですけども、もう少し今後、担当者も含めて陳情者との対話といいますか、コミュニケーションの頻度と、あと内容をこれからは深めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 実際、細かい例えば図面のお話とかになりましたらば、教育長の御指示を頂いた上でになりますけれども、担当のほうで案を示すということはあるかもしれませんが、おっしゃるようにテンポよくといいますか、具体的な内容については、頻度高くやっていくことが最終的

な合意というものを早めるということにつながっていきますので、そういった形で、先ほど申し上げた頻度を高めてやっていくということは必要だと思っておりますけれども、まずは、新たな考え方がこれでいいかというようなところがまずあって、その先のお話で頻度を高めてということになるのかなと考えています。以上です。

○【雨宮教育長】 補足になりますけれども、冒頭申し上げたように、今コロナの関係で蔓延防止ということで、皆さん一堂に会するのは厳しいというようなことで、今日に至っているというようなことがあります。今、まん延防止等重点措置が3月21日までということで、この先それがどうなるのかという部分も影響してくるのかなと。それが延びるとなると、やはり皆様もなかなかふだん会ってない人と会うのはちょっと気が引けるとか、そういうようなことがありますので、そのような状況も見ながら、会う頻度、それが許されれば、そのようなことを私どもとしてはもっと密にというようなことは考えていきたいと考えております。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 対話というのは会うだけではなくて、電話で話すだけでも、あるいはメールでのやり取りでも、あるいは正式な折衝や交渉というのではなく、もっとざっくりとした考え方についてのコミュニケーションを深めていくことも含めて、今後、状況に応じて回数についても、内容についても考えていくということなんですけれども、そのときにせかさないように、市のほうがせかして、いついつまでに決めなければいけないからというふうに見えないように、あくまでよりよいものをつくっていくためのプロセスですので、配慮をお願いしたいと思います。以上です。

○【稗田美菜子委員】 多くの委員が述べているので、簡潔に伺います。3月18日金曜日の予定でオンラインということで、新たな考え方を陳情者の方にまず第一に市として示していくという方向で今調整をしているということなので、恐らくこれで、現段階では調整中と書いてありますが、ここで初めて陳情者の方たちに示していくのかなと理解をしております。

その上で、全体として今回、教育長から御説明を受けました、この内容においては、印象に残っているのは、行政との信頼関係が壊れているということ、このとおり多分おっしゃられたんだと思いますし、そのように教育長も受け止めたんだと思います。新しい考え方を示す方向でという形で、それに対して、お互いにそれを見ていこうというところで、これまでになく、ひとつ進めていこうと、進むのではなくて進めていってみようという気持ちになっているのではないかなと私も思います。ここに書いてあった行政との信頼関係が壊れているということをきちんと受け止めた上で、丁寧に進めていっていただきたいと思っておりますので、その辺のところをもう一度お伺いいたします。

○【雨宮教育長】 ずっと市議会の皆様からもそのような御指摘を頂いておりますので、その姿勢でやってまいりたいというふうに再度改めて申し上げたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○【藤江竜三委員】 幾つか確認したいことがあるんですけれども、対話をしていくということなんですけれども、対話というのは代表者のみならず、ほかの関連している北門の住民の方全体としっかりしていただけたのかということを確認しておきたいです。

○【雨宮教育長】 これも先ほど冒頭、実は御説明しているところですが、住民の方々は対面で皆様方、陳情された方々との話し合いを望んでいらっしゃるというのが基本になっております。それが今の状況の中でオンラインを使うとかいうような形で限定的に行われていることですので、基本は陳情された方皆様方と、対面で皆様とお話するのが基本だろうというふうには思っております。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 その点、なかなか、先ほどもおっしゃっていましたが、まん防が出てい

て、21日、それ以降もちょっとどうなるか分からないというところもおっしゃっていただきましたけれども、18日のみならず、その辺りもお願いして行ってほしいと思います。

それとともに、住民の方、心配という点はやはりあると思います。子供の飛び出しリスク、一番そこが心配なんだというふうなこともおっしゃっていたのかなと思います。そうすると、感覚的なものではなくて、データの的に安心できるかどうかというのを示したほうがいいのかと思います。例えばガードパイプがある学校、結構、二小の西門とか、南門は現状ガードパイプがあると思います。そういったところで、調べられる範囲でいいんですけれども、二小、ほかの学校も八小とかあったかな、ガードパイプというか生け垣だったと思うんですけれども、そういうところで実際事故が起きているのか起きていないのか。ここ5年間、門がいっぱいあって、全部の門を合わせら何十個とあると思います。そこで、実際データ上、安全なのか安全じゃないのかというのを示してみる。そういうのも必要かなと思いますが、そういったデータ取りとか、裏づけというのは示したりできるのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 交通のほうでそういったデータを持っているかどうか、ちょっと今の時点では不明ではあるんですけれども、何らか、例えば私どもがデータを持ってなかったとしても、現地に実際朝行って見て、ガードパイプの外を回って歩く子が実際にいるのかどうかとか、そういったような定量的な観点で数量を探してみるということはしてみたいと思います。以上です。

○【近藤建築営繕課長】 私、実は交通にいたことがあるのでお話しさせていただければと思いますけれども、毎年そういったデータは情報提供がありますので、その部分で、どこでどんな事故が起きたということは分かるはずなので、その辺りについては調べていきたいと思います。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。やっぱりしっかり数値的なものから、安心できるのか、本当に事故が起きているのかというのを丁寧に調べていただいたりして、住民の方と納得できる対話を築いて行ってほしいと思います。また、保険の使用の有無とかでも事故が起きたとか、起きていないのかとかも調べられるかもしれないですし、交通のほうともお話ししていただいて調べていただければと思います。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 一言発言をさせていただきます。前回の委員会で私はアンケートに期待をする考えを申し上げました。今回の報告でアンケートは行わないということでありました。このことについて理解を致します。

また、この間、陳情者と教育長が直接話し合うということで、お互いの考え、また気持ち、これが理解できるきっかけになったと思います。また、報告にありましたように、3月18日に次の話合いが予定されているということでもあります。さらにお互いに納得できる案を見出せるように取り組んでいくことがよろしいのかな、このように考えております。したがって、継続をと申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 ただいま令和3年陳情第15号につきまして、継続審査を求める申出がありません。

ここで、継続審査についてお諮りいたします。本陳情を継続審査とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は継続審査とすることに決しました。

ここで休憩に入ります。

午前10時38分休憩



午前10時50分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(2) 令和3年陳情第17号 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の改正を求める件

○【遠藤直弘委員長】 令和3年陳情第17号「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の改正を求める件を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【角田統領陳情者】 おはようございます。立憲共和党代表の角田統領と申します。角に田んぼの田、普通はツノダと読むんですけど、私の場合にはそれでダイと読みます。立憲民主党ではございません。立憲共和党でございます。

趣旨説明ということでございますけれども、国民万歳という声を聞いたことがありますかというふういろいろな人に聞きますが、一度も聞いたことがない、学校でも教えられたことがないというふうにご返ってくるのが実情ですね。天皇万歳という声を聞いたことがありますかという、いやあ、もう何十回と聞いたことがありますよというのが、これも答えですね。

天皇主権の旧憲法下では、主権者万歳という意味においては、天皇万歳ということによかったと思えますけれども、国民主権の現憲法の下では、主権者万歳という意味では、国民万歳というのが基本であろうというふうに思います。ところが、今、日本の国民を含めて、誰の頭の脳みその中にも影も形もない、みじんも国民万歳という声が、記憶がないというのが実情です。頭の中がそういうふう染められているというふう考えるわけです。

次に、そもそも日本の国に憲法があるか。それはあるでしょう。六法全書の最初に書いてあるわ。みんなそういうふうにご返るでしょうけれども、ちょっと世界的に目を広げて考えると、1789年フランスの人権宣言の第16条では、権利の保障が確保されず、権力の分立も定められていないあらゆる社会は、憲法を持たないというふうにご返されているわけでありまして。この基準に照らせば、日本には残念ながら憲法という名に値するものはないということになります。

三権分立が日本国憲法の中の基本だと言われてはいますが、私は、三権分類はされているけれども、三権分立ということにはなっていないというふうにご返しています。国形論的に見ると、三権3回選挙制というのが理想とするところでありはしますが、三権1回選挙制というのが現在の日本の国の形、三権1回選挙制、議会制民主主義ということに言われているわけですね。民主制というのが三権1回選挙制だというふうにご返しておりまして、三権2回選挙制というのが社会制というふうにご返しております。三権3回選挙制が共和制というふうにご返しております。アメリカの場合を見ますと、50州のうちの22州で裁判官も選挙する。そういう制度が施行されているというふうにご返しております。

国立市について考えますと、市が、市民、住民の権利を保障する義務があるという旨の条例がある

かといえば、ないというふうに私は認識しております。私が見た範囲ではですね。憲法と法律とか、あるいは条例を考えた場合に、憲法98条というのがありますけれども、残念ながら違憲立法容認条項だというふうに私は考えております。なぜかという、この憲法は最高法規である云々はありますけれども、つくられた法律そのほか憲法に反するものがあれば、効力を有しないと書かれておりますけれども、そういうものをつくっちゃいけないよというふうには書かれていないんですね。

これについて対比するに、アメリカ合衆国憲法修正第1条では、違憲立法禁止規定と言われるような規定があります。一番下のところに条文が書かれておりますけれども、そういう形で請願する権利を縮減するようなもの、それだけではございませんけれども、信仰の自由とか、そういうふうなものに対して違憲立法は禁止という言葉は使われていないかもしれませんけれども、趣旨的にはそういう形になっているということがあります。

陳情について具体的に申しますと、陳情第17号、これについては、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例というのが国立市の場合はあるわけですが、基本条例というのは、自治基本条例とか議会基本条例とか、いろいろなところで基本条例が2つも3つもあるようなところもあったりするわけですね。私思うに、やはり基本というのは国で言えば憲法のようなものというふうに考えておまして、国立市においても基本条例というのは1つでいいのかなというふうにも思ったりします。

ややこしいので、私が思うのは、国立市憲法条例というふうなものがつくられたほうがいいのかというふうに思っています。そもそも憲法があるけれども、それを国立市としてはどう解釈して、憲法を暮らしに生かすという形で解釈しているのかということをはっきりとすることが国立市憲法条例の基本だというふうに思っております。

ちょっと話がそれましたけれども、なぜ改正を求めるかという、この基本条例の中に、国立市人権を尊重し基本条例の中に、市が、住民、市民の権利を守る義務を負うという文言がないわけですね。憲法にしろ、法律にしろ、条例にしろ、私は有権者と団体、国なり、地方自治体なりとの契約だというふうに思っております。憲法の中にも権利義務という文言が出てきますよね。やはりそういうふうに権利義務の関係というのが明らかにされる必要があるだろうと思っております。

ところが、日本国憲法1条から103条まで、どこを見ても、国が国民の権利を保障する義務を負うという文言は1つありません。これを文理解釈すると、そこに書かれていないんだから義務はないんだということになっちゃうわけですね。それは権利を侵害するから違法であろうというふうに考えるわけです。

じゃ、どうすりゃいいかという問題があるんですけども、論理解釈する必要があるだろうというふうに思っています。例えば文理解釈、例えて言いますと、今日はいい天気ですね。空にお星さまが見えませんか、見えないからないんだよというのが概略的な例えですけども、文理解釈の考え方。見えないけれども、あるんだよというのが論理解釈の考え方というのが概略的な例えの話であります。基本条例と憲法条例ということの関係性というのを、この陳情の趣旨とは別ですけども、そういう考え方も持っておりますということです。

この陳情第17号の趣旨とすれば、その基本条例の中に市の義務、市が義務を負うという、人権の問題がそうですけれども、国立市の市民なり、住民なりの人権を保障する義務を国立市が負うという、こういう文言を明らかにしていく必要があるのではないかとということで陳情を提出しております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

当局に対しての質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。



議題(3) 陳情第1号 国立市の条例・規則で議員及び首長が請願法の官公署であることを規定することを求める件

○【遠藤直弘委員長】 陳情第1号国立市の条例・規則で議員及び首長が請願法の官公署であることを規定することを求める件を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【角田統領陳情者】 陳情第1号について、趣旨説明をします。国立市の条例・規則で議員及び首長が請願法の官公署であることを規定することを求める件ということでございます。

今、国立市の条例・規則その他で議員なり、あるいは首長が請願の対象であるというふうなことを明らかにした条項というのはないというのが実情です。そのことによって、これを文理解釈すると、議員や首長は請願の対象ではないということになってしまいます。憲法でも請願法でも、あるいは地方自治法でも、どこにも議員または首長が請願の対象であるというふうに書かれているものはありません。これを文理解釈すると、先ほど言いましたように書かれていないから対象ではないという、そういうふうな結論ということになってしまいます。解釈の問題ですね。文理解釈するのか、論理解釈するのかによってそういう問題が出てくる。文理解釈は、権利に対して文理解釈をすると、それは権利侵害になるので犯罪である、違法であるということになるというふうに思っております。

そこで、請願する権利というふうなものを守るためには明らかにしておく必要があるだろうというふうに思います。地方自治法の14条においても、義務を課し、又は権利を制限する場合には、条例によらなければならないというふうに規定されているところであります。請願権が場合によっては侵害されるというふうなことがあるわけです。議会の会議規則の中でも、議員が請願の対象であるということはどこにも書かれていません。首長に対する請願というものについても、首長に対するお手紙的な形で一般文書として扱われている、こういう形になっています。このことは陳情第4号と多少重なる部分がありますけれども、やはり明文の形で権利を保障するというふうなことが条例や規則で定められることが必要なのではないかというふうに私は考えています。

天皇でさえ請願の対象であるのに、議員とか、あるいは首長が請願の対象でないということになると、何を意味するのかということですよ。それは請願権でアクセスできないということです。雲上

人、雲の上の人、あるいは神様であるんですかという、そういうふうな問題ですよ。それはやはりおかしいのではないかということです。やはり明確に国立市の市民、住民に対して、議員も請願の対象なんだよ、首長も請願の対象なんだよ。だから請願書を、議員に対しても請願できる、首長に対しても請願できる、こういうふうなことが明確にされる必要があると考えております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切り、当局に対しての質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。



#### 議題(4) 陳情第3号 訴訟代理契約の是正を求める件

○【遠藤直弘委員長】 陳情第3号訴訟代理契約の是正を求める件を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【角田統領陳情者】 陳情第3号訴訟代理契約の是正を求める件。

現在、国立市においては、訴訟事件があった場合に、私人である弁護士と訴訟委任契約を結んで、この事務を担当させるという形が行われています。しかし、法律的に見ると、弁護士法3条、それから地方自治法第153条、あるいは地方自治法第2条14項、さらに弁護士職務基本規程第49条の準用、こういうところから見ると、今の運用、取扱いは違法だろうというふうに私は考えておまして、是正が必要だろうということです。

弁護士法3条によれば、そこに書かれておりますけれども、弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、この委嘱というのが大事なところでございまして、いわゆる私人から公人になるということですね。公務員になるということによって、それは私の解釈ですけれども、訴訟事件その他の法律事務を行うことを職務とするということになっているわけです。委嘱というのは、これは正当な理由なくして拒むことはできないということで、市が委嘱をするという場合は、人事権の行使という形になるというふうに考えています。

それから自治法153条によれば、地方公共団体の長は、国立市で言えば国立市長は、その権限に属する事務の一部を補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。通常、臨時に代理させる、裁判所の裁判事務をやるということは指定代理人というふうに言われています。市の職員を指定代理人として、その訴訟事件の事務に当たらせるということができるといことが法律上の形になっているわけです。

国立市は顧問弁護士がいるかどうか、ちょっと私、確認しなかったんですけども、顧問弁護士がいれば、法律事務に精通した、そういうふうな人が市の職員としているわけですから、その知恵を借

りることによって必要な法律上の書類というのは作成できる。それを基にして、市の職員が裁判所に  
出向いて、通常文書主義ですから、裁判所なんていうのは、原告、陳述しますか。はい。被告、陳述  
しますか。はい。じゃあ次回はいついつです。こんなことしか大体やらないというのが通常の民事事  
件、行政事件の形ですから、それは代理人弁護士が出向いていなくてもできることですね。

地方自治法2条の14項のところ、地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしな  
ければならない。こういうふうな縛りがあるわけですから、ちゃんと弁護士を非常勤特別職として雇  
用することによって、その知恵を借りれば済むわけです。そうでないと違法な形で弁護士に代理契約  
で着手金だの成功報酬だの、そういうふうなものを払うことになってしまうというようなことになっ  
たりするわけです。それは多分、財務上も違法だというふうなことの問題がそこにあるかなというふう  
に思っています。弁護士そのものも弁護士職務基本規程49条、これは国選弁護という形ですけれど  
も、この形を準用して考えれば、顧問弁護士なり、あるいはそういう人が私人としてその職務をやる  
ということは、そこも違法になるのではないかというふうに考えています。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切り、当局に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。



#### 議題(5) 陳情第4号 市の条例・規則で「権利の得喪にかかわる文書」の規定を加えることを求め る件

○【遠藤直弘委員長】 陳情第4号市の条例・規則で「権利の得喪にかかわる文書」の規定を加える  
ことを求める件を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【角田統領陳情者】 陳情第4号市の条例・規則で「権利の得喪にかかわる文書」の規定を加える  
ことを求める件。

現在、国立市の文書管理規程の中では、権利の得喪に関わる文書の規定はありません。公文書の管  
理に関する法律の中には第4項のところ、公文書の得喪に関わる文書というものがあります。  
この権利に関わる文書として扱うか扱わないかによって、権利侵害の危険性というのを常にそこに秘  
めているということになります。権利に関わる文書については、例えば出生届にしる、婚姻届にしる、  
あるいは死亡届にしる、そういうふうなもろもろの権利に関わる文書というのは受付日というのがあ  
って、受理、不受理も含めて処分があったときには、受付日に遡って受理または不受理、そういうふ  
うな取扱いになるということです。そういうことによって権利の得喪に関わる文書については、收受

したときに收受印を押して、日時を記入しなさいというふうなことが法律には規定されているわけです。

自治体においては、法令の範囲内で条例その他規則を定めることができるというふうになっているわけですが、できる規定だからやらなくてもいいんだということではないんじゃないかなということなんです。条例をつくらないということは、有権者と市が契約を結んでいないというふうなことになるわけです。だから、市が有権者に対してこういう義務を負うよということをネグレクトというか、何と云うか分かりませんが、懈怠しているということですね。怠けているという、そういうふうな形に結果的になっちゃうんじゃないですかということなんです。ですから、法律があったりする。それに対応する条例、あるいは規則というものをちゃんとつくっていくことが必要なのではないかと考えています。

先ほども言いましたけれども、特に自治法の14条のところ、条例制定、憲法にも当然ありますけれども、自治法では14条の1項で条例を制定することができるというふうに書かれていて、2項のところでは、「地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」というふうに書かれているわけです。やはり権利の得喪に関わる文書はこういうふうに扱いなさいよというふうな決めがないということは、条例・規則に穴が空いているというふうに考えられるわけです。穴というか、そういう綻びがあるところは直していかなければならないでしょうというふうに考えます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切り、当局に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。

ここで議事の都合上、休憩に入ります。

午前11時17分休憩



午前11時35分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(6) 陳情第5号 デフリンピック東京開催を求める意見書に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第5号デフリンピック東京開催を求める意見書に関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり資料配付をしたいとの申出があります。これらを受けること、並びに趣旨説明及び陳情者に対する質疑は、手話通訳者を介して行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【高橋今希子陳情者】 よろしくをお願いいたします。

では、始めます。私は、国立市聴覚障害者協会の代表として参りました高橋今希子と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

2025年にデフリンピックを東京で開催をしていただきたい。東京都知事に意見書を提出していただきたい。そのための陳情を今日いたします。

昨年、東京オリンピック、またパラリンピックが開催されました。記憶に皆さん新しいかと思いません。今度の5月にブラジルにおいてデフリンピックが開催されます。その際に、2025年に開催されるデフリンピックの開催場所を決める協議が行われます。ぜひ東京に招致したいです。

なぜ東京に招致したいのかということをお話しします。資料の3ページになります。オリンピックのほかにしょうがいしゃのスポーツとして3つ大きな大会がございます。その中でデフリンピックは、聞こえない人たちの集まる世界大会です。ほかのしょうがいしゃ大会は日本で開催されていますが、デフリンピックのみまだ開催されておりません。歴史はパラリンピックよりもデフリンピックのほうが古いんです。

なぜパラリンピックとデフリンピックが別なのかということをお話ししたいと思います。4ページになります。聞こえない人は一般の競技と同じルールで行うことができます。一方、パラリンピックは、それぞれのしょうがいに合わせてルールを変更したりします。聞こえない人のスポーツは一般のスポーツと同じルールで行われるんですが、我々は音が聞こえませんが、音の代わりに見て分かるものを、例えばスタートのときに光で知らせるとか、また、残りの距離を音ではなく旗または手を挙げるなどで知らせたり、そのような方法を取り入れるという部分だけが違います。我々は情報を取ることができないので、そこのところは補完してもらおうというふうになっています。

一般のオリンピックの場合は開催国、また世界の人たちで公用語といいますと英語になります。けれども、我々は開催国の日本の手話、各国がそれぞれ手話は違うんですが、公用語として国際手話というのがあります。デフリンピックにおいては、その国際手話を公用語として使用します。

さて、なぜ東京で開催をしていただきたいかという、デフリンピックは1924年に第1回が開催され、100年を迎えようとしています。日本ではまだ開催されておりません。聞こえない人の理解を広めるためにも、とてもよい機会だと思っています。

また、6ページになりますが、昨年のオリンピック・パラリンピックで使われました施設というのがあります。私たちはその施設を使うことができるわけです。パラリンピックのように特別に何か準備しなければならないということはありません。先ほどお話ししました、光などの設備がついていればいいわけです。

それから、人材につきましては、ずっと前から例えば東京都で手話のできる都民育成事業ということが行われていて手話を学んだりですとか、オリンピック・パラリンピックでボランティアとして活動したりですとか、先ほどお話しした国際手話を学ぶ場をつくったりですとか、特に聞こえない学生の人たちはオリパラでボランティアの体験をした人が大勢います。その人たちの体験がデフリンピックで生かされると思うんです。そのようなレガシーもございます。

各国から選手が日本に集まるわけですが、ホテルやレストランなど、そこでたくさんの人が利用されますし、ホテルにも泊まる、それから大会にも観客としていらっしゃるということで経済効果も見

込まれます。ボランティアの経験がとても大きな効果をもたらすと思います。

8ページからになります。今のところデフリンピックのために様々なチームを立ち上げております。もし招致が決まりましたら、組織委員会なども立ち上げます。

それから、最後に私がお話したいのは、今、小学校、中学校で総合の授業などで手話の学習の機会が少しあります。オリンピック・パラリンピック、例えばパラリンピックに聞こえない人は参加できないという話をすると、子供たちはみんなびっくりします。聞こえない人の場合は、はたから見て分からない、聞こえる人と同じようにしか見えません。例えば見えない人などは白杖を持っていたりして、このような支援をしたらいいいというのが見て分かると思うんですが、我々聞こえない者は、なかなか見て分からないので、会うことがない、知らない。ですので、外国人に会うような感じでちょっと近づきづらいというような部分があるかと思います。

やはりデフリンピックを通して、子供たち、小さいときからいろいろな経験をして、見たり聞いたりして視野を広げて、そのような知識を得ながら育ってくれるといいなと思います。聞こえない人たちも当たり前と同じ市民だということで交流していけるのではないかという、そのような思いもあって、ぜひ招致をお願いしたいと思っています。意見書の提出をお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 こんにちは。国立市議会に陳情を出していただきまして、大変にありがとうございます。

それでは、伺ってまいります。私、事前に伺おうかなと思っていたこと、今、陳情者の方、御説明を大変詳しくしていただきましたので、大分私も理解が進みました。デフリンピックの歴史、これ確認をしたいなというふうに思っておりました。資料にも載っておりました。パラリンピックよりも古い歴史を持つということでありました。また、東京大会はこれまで行われていないということも分かったところであります。

その上で、先ほど御説明の中にあっただと思うんですけれども、もう一回確認ですけれども、聞こえない方々はパラリンピックには参加していないということによろしかったでしょうか。そのように聞きましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○【遠藤直弘委員長】 陳情者、どうぞ。

○【高橋今希子陳情者】 はい。パラリンピックの場合は、例えば目が見えないために、そのために音を加えるですとか、聞こえない、または身体しょうがいしゃの場合は、例えば足にしょうがいがある場合は競技のルールを変えるということがあると思います。

一方、デフリンピックの場合はルールを変えるということはないんです。例えばバレーボールなど、ルールを変えるということはないです。ただ、音が聞こえないために、音の代わりにランプを使うというようなことをする、それだけです。ほとんどルールを変えるということはありません。

以前に、パラリンピックが始まった頃と一緒にいうという話もあったんですが、実際には、やはり情報、コミュニケーションという部分でも全く別になりますので、今は別々に行われているという状況です。

○【小口俊明委員】 よく分かりました。大変ありがとうございました。

○【重松朋宏委員】 私、失礼ながらデフリンピックのことも、あるいは聴覚しょうがいしゃがどういうふうにスポーツをされているのかということも、これまで意識してきておりませんでした。このような陳情を出していただきまして、本当にありがとうございます。

そこで、デフリンピックは大きな競技大会となりますけれども、日常的に聴覚しょうがいしゃの方はどのようなスポーツをされているのか。スポーツ環境はどのようなものなのか。例えば市内の学校や公園や体育館などでは、どのようなスポーツをされているのか、あるいはできないのか。あるいは多摩障害者スポーツセンターではどのような聴覚しょうがいしゃのスポーツをされているのか、されていないのか、その辺りを伺えたらと思います。

○【高橋今希子陳情者】 詳しくはちょっと分からないんですが、例えば、私個人のお話になりますけれども、学生ときには卓球をしておりました。もちろん一般の学校の高校ですとか、また、市民の方々と対戦するというようなことなんですけれども、バレーボールもそうですけれども、つまり、身体にはしょうがいがある——体は動くわけですよ。ですので、健常者の方々と一緒に試合をしたりしておりました。デフリンピックの場合は、補聴器をしている人も試合のときには補聴器を外します。で競技に参加するというルールがあります。私の場合は皆さんと同じようにして、一緒にスポーツを行ってきたということです。ちょっとお答えとしてどうか分からないんですが。

○【重松朋宏委員】 しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまちくにたち条例を持つ国立市として、特別ではなく当たり前で聴覚しょうがいをお持ちの方も、ほかのしょうがいをお持ちの方も普通にスポーツできる環境にあってほしいなと思うんですけれども、現実には様々なハードルやバリアがあるんじゃないかなと思うんです。もし今の国立市の学校や公園やまちの中で、これがバリアになってこういうスポーツができないというようなことがありましたら、あるいはこういうことが改善できるのではないかなというようなことがありましたら教えていただければと思います。

○【高橋今希子陳情者】 私は、今現在スポーツをやってはいないんですね。ですから詳しい状況は分からないのですが、例えば試合などが行われるときに、審判の方が音声でいろいろ発すると思うんですが、聞こえない方のためには工夫をさせていただいて、例えば情報が聞こえない方にも分かるように音声の代わりに見て分かる情報または手話通訳を一緒につけていただくなどの工夫をさせていただけるといいなと思います。

○【重松朋宏委員】 ありがとうございます。

○【高橋今希子陳情者】 ありがとうございます。

○【上村和子委員】 陳情ありがとうございます。私の記憶では、聴覚しょうがいの当事者の方が陳情を出して、手話で当事者の方がされたというのは初めてのような気がするのですが、感無量です。当事者の方々の陳情というのは、やっぱり力があるなというふうに思っております。

今回、陳情者がされることによって、インターネット中継で全国の同じような仲間届けたいということで、このような形で運営することもできました。本当に議会というのが、国立市議会はソーシャルインクルージョンを掲げていまして、誰も排除しないで当事者の人の声を聴きながら議会運営をやっているということで全員一致しておりまして、そういう意味でも、今日また新たな国立市議会の歴史というのが開かれたというふうに思っております。

それで、今日、陳情者の話はとても様々なことがありまして、私は2つお聞きしたいと思っております。1つは、デフリンピックが日本で2025年に開催されるといいなという立場でお伺いしますと、その開催の間、地域で耳が聞こえない人たちのスポーツとか、日常生活とか、そういった面で市民が多く知る機会というんでしょうか、それが必要かと思うのですが、そのデフリンピックが決まった後も、デフリンピックの間、何か陳情者が国立市でやれることはこういうことがあるというような提案があったら、まず、その1点をお聞きしたいというのが1つ目です。

2つ目は……

○【遠藤直弘委員長】 上村委員、1個ずつ行きましょうか。

○【上村和子委員】 はい。じゃ、すみません、1個ずつで。

○【高橋今希子陳情者】 そうですね。やはりデフリンピックが開催された場合に、市民の皆さんに対して、まず、知っていただくということが大切だと思います。そして、まだちょっと具体的なイメージはできていないんですけれども、何かの方法でデフリンピックというのを周知していただくと、例えば聞こえない子供たちに夢を与えられるという意味でもいろいろイベントなど考えられたらいいなと思っております。

○【上村和子委員】 デフリンピックが決まった後も地域でやらなければいけないことがたくさんあるということが分かりました。

2点目は、国立市には、東京都の建物になるんですが、多摩障害者スポーツセンターがありますが、これは東京都で北区と国立市で2か所しかなくて、しょうがいしゃのスポーツについては、そこが中心となってやっているのですが、スポセンと通称言いますが、スポセンで耳の聞こえない方々のスポーツというのは事実上やられているのでしょうかというのが1つ。その質疑と、それから都議会、まさしく東京都のほうがこの件に関しては積極的に、デフリンピックの件です。動いてもらいたいというふうに思うんですけれども、デフリンピックに対しての東京都の姿勢というのはどういうものかということも、もし御存じならば教えていただけますか。

○【高橋今希子陳情者】 多摩障害者スポーツセンターでは、実際に聞こえない方々が利用しております。例えばプールですとか、スポーツのほうで使っております。

また、東京都のほうです。デフリンピックに対して、実際に資料があるんですけれども、小池都知事のほうから取組として、デフリンピックの内容の説明や意見などを頂いたものがあります。今、一部ですけれども、動き始めています。ちょっと前の話になりますが、立候補をしたことがあるんです。前にデフリンピックの招致をお願いしたことがあるんですが、日本でまだ準備がなかなかされていないということで、ちょっと候補は落ちてしまったんです。今、さらに準備を進めている状態です。都知事や議員の方々、少しずつ準備を進めて、認め始めていただいて、チームとして準備委員会を立ち上げたり、進めている状態です。

○【稗田美菜子委員】 今日は、陳情ありがとうございます。

それでは、何点かお伺いさせていただきます。今回のデフリンピックの開催においてですけれども、今日頂いた資料の中で、12ページの中でちょっと確認させていただきたいんですが、2022年5月にブラジルで開催されるデフリンピックの中において、まず、2025年に開催のための立候補をしたいということで間違いないでしょうか。

○【高橋今希子陳情者】 はい。そうです。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。それに当たって、2022年5月のブラジルでの開催の中で、そこで立候補するためには東京都議会の決議が必要ということでもよろしいですか。

○【高橋今希子陳情者】 実際は、東京都議会は認めていただいているんですけど、区市の細かい部分での採決がまだ取れていないので、まず、区市のほうから出していただいて、それを集めていただいてから東京都が全体で決まるという形になるんですね。東京都としては、もう気持ちは固まって進めているんですけれども、まず、区市からの意見書を集めたいということです。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。東京都としては進めていく方向でもう既にいるけ

れども、自治体からまさに声を上げて、デフリンピックを東京で開催してほしいということ意見を意見書として上げなくてはならないということで理解をしました。

最後に1点お伺いしたいんですけども、このデフリンピックを開催することによって、どういった地域だったり、形が出来上がるといいと思っていられるのかお聞かせください。

○【高橋今希子陳情者】 形というのはちょっとどういう意味なのかイメージしにくいんですけども。

○【稗田美菜子委員】 すみません、言葉の説明が足りなかったと思いますけれども、私も小さい子供がいて、今回のデフリンピックの話とかを子供に分かりやすくしていくためにどういった配慮が必要だったり、あるいはそういう子供たちがどういったことが学べたり、あるいは分かたりできるような社会とか地域とか、生活の中でどんなものを目指していられるのか、お聞かせいただけたらありがたいです。

○【高橋今希子陳情者】 先ほども少し説明させていただきましたが、小学校や中学校などでデフリンピックのことを知らないという方が大勢いらっしゃったんですね。聞こえない人たちにはどんなふうに接したらいいんだろうというふうに悩まれる方もたくさんいました。お子さんもたくさんいました。大人の方でも同じ考えの方が多いと思います。大切なのは、やはり小さなときから自然にいろいろ知るとのことですね。デフリンピックを通して、聞こえない人はこのような活動をしているんだ、聞こえない人のことを知るとのこと。その結果、聞こえない人に遠慮したりすることなく、コミュニケーションできなければ、筆談の方法もある、身ぶりの方法もあるなど、いろいろと視野を広げていただく、外国人に対しても同じですね、視野を広げていただく、小さなときからの環境づくり、そういうことが大切だと思っております。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。私は以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対しての質疑を打ち切ります。

ここで休憩に入ります。

午後0時2分休憩



午後1時5分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、当局に対しての質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 デフリンピック競技大会となりますと、これはトップアスリーの競技大会となると思いますけれども、これが開催されて招致に成功するということになりますと、聴覚しょうがいしゃのスポーツの裾野の拡大にどのように貢献していくことになるのか。とりわけ国立市としては招致ができてできなくても、当たり前聴覚しょうがいしゃもほかのしょうがいしゃも一緒に、国立市でスポーツに親しむ環境というのが必要になるかと思っておりますので、国立市として考えていくことというのはあるんじゃないかと思っておりますが、その辺りのお考えをお聞きしたいと思います。

○【井田生涯学習課長】 お答えいたします。ちょっと想像の部分もあるんですけども、現状、東京都に問い合わせましたところ、聴覚しょうがいしゃがスポーツをするための、例えばスタートするときに光るような機材の貸出しをしているのかということをお聞きしましたところ、そういったことはして

ないという回答を頂いております。

例えばデフリンピックを開催することによって、東京都でそういう機材を用意することになりましたら、例えばそういったものを市町村が借り受けられたりすることがもしかしたらできるようになるかもしれませんので、例えば国立市がそういったものを借りまして、聴覚しょうがいしゃにスポーツを体験してもらうということは、借りることができれば、できるのかなと思っていますところでございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 当然、ハード的な部分も大事だと思うんですけども、一番大事なのは、私もこの陳情が出てくるまで聴覚しょうがいしゃのスポーツのことって全く意識してなかったんですけども、それは日常の社会体育の場面だけではなくて、例えば学校の行事ひとつ取っても、耳が不自由な人もいないということも前提にしていろんなプログラムを組んでみたり、ハードがなくても旗でスタートを合図するですとか、いろいろ恐らく工夫できることってたくさんあると思うんです。

それはもちろん聴覚しょうがいしゃだけでなく、当たり前前に本日の委員会のインターネット中継の手話通訳なども臨機応変に対応できたんですけども、そういうのを学校教育から、社会教育から全ての場面にわたって、当たり前前に合理的な配慮が普通にできるようになるのが一番大事かと思っておりますので、それは教育委員会だけではなく、市長部局も含めて考えていっていただきたいと思っております。

○【雨宮教育長】 ちょっとお話をさせていただければと思ったのは、これほどこの学校だったか忘れちゃったんですけども、私が運動会に行ったときに、ある学校で音の出るピストルを使ってなかったところがあったんです。

それはなぜかというふうにお尋ねしたら、音に過敏な方が児童でいらっしやると。聞こえないかどうかということは分からなかったんですけども、そういうことがあって、旗で徒競走のスタートをやっていたみたいなこともやっていますから、そういう部分も学校教育の中では取り入れられている部分はあるのかなというふうに、ちょっと一例として御紹介させていただきます。よろしくお願ひします。

○【高原幸雄委員】 1つだけ。今日、委員会資料として、デフリンピック推進活動状況一覧というカラーのものを頂いたんです。これで見ると限りでは、条例と加入と首長交渉というふうには欄があって、条例というところは都内のほうが多いんです。三多摩は府中市だけという状況がここで示されているんですけど、こういう取組の都内と三多摩各市との情報交換とか、そういうことというのは意外とないんですか。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。まず、この手話言語の条例につきましては、こちらの表にも丸があるとおり、手話言語の市区長会に加入して意見交換をさせていただいているところでございます。

また、この手話言語条例につきましては、国立市は現在、手話言語条例の調査研究会を開催しております、手話言語条例の策定に向けて研究を進めているところでございます。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 分かりました。

○【上村和子委員】 今回、こういう形で当事者の団体さんのほうから陳情を頂いて、手話通訳の方も加わっていただいて、これはすごく画期的な陳情であったと思います。

趣旨説明の中で、聴覚しょうがいしゃは見た目では分からないんだというお話が心に残りました。それで、学校に行って子供たちに話したときに、耳が聞こえないってどういうことかという、出会

ったことがないとか、外国人のことを見るような感じで、やっぱり面食らうというようなことがあるというお話も心に残りました。

デフリンピックもですが、デフリンピックを成功させるためにも、稗田委員の質疑に対して、今からでも学校教育の場で、小さいときからそういう聴覚しょうがいの子はいる、そういう大人もいる、当事者の子供には夢を、未来をちゃんと届けられるように、そうでない子にはそういう子供、仲間がいるんだということを小さいときから知っていく、そのような教育が必要だという言葉もすごく印象に残りました。

陳情者にお聞きしましたら、現時点では呼ばれる学校はいつも決まっているということで、全ての小中学校ではないそうです。意識のある校長とか学校に任せないで、教育委員会として全ての小中学校で、耳が聞こえない聴覚しょうがいの人たちがどういう暮らしをしているか、手話を使って日常生活でどういう工夫をしているとか、どういう問題があるかとか、そういうことを学んでもらうことが必要だと思うのですが、教育長、いかがでしょうか。

○【**両宮教育長**】 しょうがいといっても様々な種別もあつたりもしますし、今おっしゃられたように、正直、私も分からない部分というのは多分たくさんあると思います。そういう意味で教育委員会のほうで学校長とも情報交換する中において、今おっしゃられたような取組を進めていけるように私どもも努力してまいりたいと考えます。以上でございます。

○【**上村和子委員**】 当事者の方々も、そこに関しては、休み時間で、そこまでは言及できなかったということですので、質疑いたしました。

現場に行く前に、教育委員会とか校長会などで、校長先生、教育委員さんも含めてやるというところからやってみたらいかがでしょうか。ぜひ今陳情を生かして、教育委員会のほうでも取り組んでいただきたいと思います。

もう1つ、今度は市長に伺いたいのですが、私たち議員は当事者の陳情によって大変勉強させていただきましたが、市長自身は国立市の聴覚しょうがいの方々やデフリンピックの開催に当たって、何かお話をなさったということはいかがでしょうか。

○【**永見市長**】 デフリンピックについて、国立市内の聴覚しょうがいをお持ちの当事者の方々と話したということはありません。直接お話を聞いたことはありません。

一方で、私自身はこういうしょうがいを持っている方々のスポーツを振興していく上で何が欠けているんだろうかということを常々思っておりまして、市長として東京都スポーツ振興審議会の委員をやっておりまして、これはデフリンピックじゃないんですが、パラリンピックのレガシーを今後のしょうがいしやスポーツに生かしていくにはどうしたらいいんだろうかという議論が実は行われております。

その中で私が発言したことは、実はしょうがいをお持ちの方が、実際の生活の中でスポーツへたどり着くまでのプロセスがまだまだ脆弱なんだと。このレガシーを生かすんだったら、例えば多摩障害者スポーツセンターでもいいです、あるいは学校のグラウンドでもいいです、体育館でもいいです、何でもいいです、そこへ安心していくことができる環境、あるいはそこで安心してスポーツができるソフトのシステム、こういうことを充実していかないと、レガシー——レガシーと言っても、ハードは残りました、でもソフトがちっともついていきません。アスリートの方々が競技をしておしまいになっちゃいますと。その底辺を広げるなら、そういうところをぜひ東京都の審議会として考えてほしいんだということを実は発言したことがあります。

これについては非常に残念なことに、スポーツを所管するセクションには、それは福祉保健局ですねと言って、さらっとかわされたという経験があるんですけども、実はそういうところを1つ、こういう大会ができたとき開催されれば、そういうソフトのシステムをどうやってつくるかというところを、実は市町村は声を上げて東京都に対して要望していくことが大事なのではないかと考えております。

○【上村和子委員】 本当に市長がそういう発言までしてくれたというので、すごく大事な視点だったなと今思いました。話したんですけども、スポーツの窓口に言うと、それを福祉保健局だというあしき縦割りが東京都にあったということで、これはデフリンピック、パラリンピックもそうですけれども、そういうしょうがいを持った人たちにとっての視点でスポーツを考えていくことがまだまだ東京都の担当者には、正直ちょっと恥ずかしいですが、欠けているような気が致しますので、そこら辺りはぜひ市長も引き続きやってください。

陳情当事者の人たちとお話をなさったことがないということですので、ぜひ市長これから、今回陳情を出された方々とデフリンピックの招致に当たって、地域として何をしたらいいのか。今、市長がおっしゃったスポーツまでたどり着く間、そこに弊害があると。その部分のソフト面も含めて当事者の皆様方と話をされて、そこでまとまったものを国立市としてちゃんと意見を言い続けていくということをやっていたいただきたいのですが、それはいかがでしょうか。

○【永見市長】 私は、当事者の方とぜひお話をしてみたいと思います。そこで何が御要望としてあるのか、どこにしょうがいがあるのか、あるいはこれからスポーツをしようというしょうがいをお持ちの方、どこにバリアがあるのかとか、そういう問題を丁寧に聞いてみたいと思いますので、今御提案のあった件はぜひやっていきたいと思います。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 オリンピック・パラリンピックは、全世界の人々に感動と希望を与えています。2020年東京オリンピック・パラリンピック夏季大会が2021年に行われ、終了いたしました。これからもどのような時代になっても、平和の祭典としてのスポーツ大会を続けていくことを希望いたします。

身体等の機能においてお一人お一人の個性に応じたスポーツの励行は、全ての人に開かれているべきものであって、オリンピック・パラリンピック及びパラリンピックよりも歴史の長い、そしてパラリンピックに参加していない聞こえない人たちのスポーツの大会でありますデフリンピックの開催、このことによって実現をするものであると思います。

その意味でデフリンピックの東京開催は意義のあるものと考えますので、本陳情は採択であります。

○【藤江竜三委員】 デフリンピック東京開催を求める意見書に関する陳情について、採択の立場で討論いたします。

多くの方にとって様々なスポーツをして自己表現をする、体を鍛えていく、また一流の選手同士で切磋琢磨していく、そういった機会を設けていくのは非常に重要なことと考えております。また、そういった機会を体現する場所であるデフリンピックというのは、非常に有意義な場であると思います。オリンピック・パラリンピックに出るのが難しいということについて、私は恥ずかしながら今まで知らなかったんですけども、こうして陳情を出していただくことによって、それを知ることが

できました。そしてまた、多くの方にとっても、聴覚しょうがいの方がどういったことに困っているのか、またどういったところでは優れているのかを知る機会になるというのも非常に重要だと思います。

私の実家の近所に聴覚しょうがいの方が住んでいて、私はその方たちに子供の頃から本当によくしてもらって、お魚を頂いたり、挨拶をしたりということで過ごしてきました。そういった経験を基に、今日も応援に来ていただいているんですけども、そういった経験があって、聴覚しょうがいというのはこういうことに困りやすいかもしれないし、また挨拶するときには手話じゃなくても、ちゃんと口を動かして挨拶すれば伝わるんだとか、いろんなことが経験として分かりました。そういった経験が、小さな子供、一般の方、いろんな方にデフリンピックを開くことによって伝わるというのも非常に大きな効果になると思います。

私としては、国立市からもぜひ東京都でデフリンピックを開催してほしいということを国立市議会から上げていきたいと思っておりますので、採択と致します。

○【**高原幸雄委員**】 この陳情については、採択の立場で討論いたします。

私も実は陳情者からの資料で初めて、デフリンピックとはどういうもので、しかもパラリンピックよりも歴史が長いということを知りました。そして、この中で先生が言っているように、なぜ日本で開かれてこなかったのかということも、この中に書かれております。そういう意味では本当に認識不足で申し訳なかったんですが、いずれにしても今回、陳情を出していただいたことには本当に感謝しております。

このパンフレットを見ても、日本国内での認知度というのがまだまだ11.2%ということですから、国民の皆さんには知られていないというのが実情のようですけれども、2025年に日本で開催できるように、ぜひ皆さんも、私も応援したいと思っておりますので、開催に向けて実現をさせるよう頑張っていきたいと思っております。以上で討論と致します。

○【**稗田美菜子委員**】 まず、この陳情について、委員会の中で陳情者の趣旨説明に対して様々に、委員長を含めて動いてくださったこと、それから委員の申入れに対して丁寧に対応してくださったことに対して、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

また、事務局の皆様においては、インターネット中継というものの中の既存の施設、新たに何かをくっつけるということではなくて、それをどうやったらインターネットを通じて見ている方たちにきちんと伝わるのか。例えば当初考えていた、私たち委員の横に手話の方をつけるという形では見にくいとか、どうやったら見やすいのかということにきちんと心を配って、見やすい形、分かりやすい形を、しかも既存の施設の中でとって工夫してくださったことに対しては、事務局の皆様にも改めて心から御礼を申し上げたいと思っております。

今回の本陳情につきましてですけれども、パラリンピックにはない、聴覚にしょうがいを持つ方々のスポーツの祭典であるデフリンピック東京開催についての陳情だと思います。陳情の趣旨説明の中にありましたけれども、1924年に初めての大会が開催されましたと。2025年は約100年目に当たる機会であって、これまで日本で行われてこなかったデフリンピックについて、ぜひ東京でやりたいということは心に深く、そのとおりでなと思いました。

また、趣旨説明の中にありましたけれども、小中学校で手話のお話をするとデフリンピックについても驚かれるし、それだけではなくて聴覚しょうがいを持っている方に対して、例えば近づきづらい感覚を持っていたりとか、あるいは外国人のように感じられてしまうということも、小さな子供たち

がそういう感覚でいるということもよく分かりました。同時にそういうことではなくて、手話がもしできなかつたり知らなかつたら、筆談でいいですよ、あるいはジェスチャーでもいいんだよということを教えていただいて、今日、私もとても勇気を頂きました。

実際考えてみると、今、小さな子供を2人、私、育てているんですけど、下の子は少しゆっくりめの発達をしているんですが、その子は言葉で言っても全然伝わらないんですよ。その子については、実は2歳違いのお兄ちゃんがやってはいけないことを教えるときに、大きなバツを子の前でつくって、駄目なんだよって実際にやっているんです。言葉ではなくて、駄目なんだよということを。扉を開けるのが大好きなので、いろんな扉を開けるんです。それこそ包丁が入っていたりナイフが入っている扉も開けてしまうので、私はもちろんそばにはいるんですが、2歳違いのお兄ちゃんが駄目だよって、言葉ではなくてジェスチャーでしっかり教えている。

あるいはやめなきゃいけない事柄があったときに、やめなさいって言っても分からないときに、我が家ではおしまいだよというのを上から下に幕を下ろすような形で、おしまいだよって言うんです。そうすると、体と一緒に言葉とか体を動かすことによって、僅か小さな2歳の子供も理解をしているということが、実際、我が家の中にもあったことを改めて思い出しました。

そう思うと、目に見えないバリアが私の中にもあるんだなということに気づきましたし、そういうバリアはなくなっていいんだよということに改めて気づかされて、教えていただいた陳情だと思うので、改めて御礼申し上げます。

今回のデフリンピックというのは、恐らくスポーツをやるというだけではなくて、競技性の保障ということだと思います。パラリンピックだけでは対応し切れないからこそデフリンピックがあって、オリンピックと同じルールの中でやっていくということが大きな課題だと思いますので、そういう大きな競技会については自治体としてしっかりと進めていくことが必要だと思いますし、同時にそれを生活の場である、こういう地域から声を上げていくことは非常に重要なことだと思いますので、本陳情については採択とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】 このような陳情を出していただいて本当にありがとうございます。何よりも自分自身の不明、特に聴覚しょうがいしゃの方々の暮らしやスポーツのことをこれまでほとんど全く意識してこなかったということを、改めて知らされた思いがします。私もこれまでオリンピックやパラリンピック競技大会には、巨大な商業イベントで、逆に排除される人がいるんじゃないかということ批判的に捉えてきていたんですけども、その私自身が一人一人の暮らしやスポーツのことをきちんと捉えてこなかったなということ、改めて知らされることとなりました。

デフリンピック競技大会も、オリンピックやパラリンピック競技大会と違うとはいえ、弊害が絶対ないというわけではないと思うんです。この資料でもあえて経済効果というのを試してみたり、ちょっとおやっと思ふところもなくはないんですけども、何よりも私自身がこの陳情が出てきたことで改めてその存在というのを意識して、可視化されてきたように、変わらないといけないのは、我々健常者中心の社会そのものが変わっていかないといけないと思いますし、本日のように合理的配慮をするのが当たり前になっていく、そのきっかけとしてデフリンピック競技大会を招致するということも、これも1つの意義あることなのかなと考えるに私も至りました。

結果的に招致が成功するかどうかだけではなく、国立市としては日常の実践を2025年に向けてではなく、もうあしたから、あるいはもう既に現場ではいろんな実践がされていると思いますけれども、それをさらに可視化して、みんなのものにしていただければと思います。

以上のことを考えまして、本陳情は採択したいと思います。

○【上村和子委員】 私も採択の立場で討論いたします。

ほかの委員も言うておりましたけれども、今回、陳情の方が聴覚しょうがいしゃという当事者であるということで、その陳情が出されて、国立市議会としては恐らく、初めて聴覚しょうがいの方の陳情を本気で取り扱うということをやったわけですが、そういう中で議会事務局職員さんが果たしてくれた役割はとても大きかったなと改めて今回も思いました。

前回のLGBTのパートナーシップ制度の陳情のときもそうでしたけれども、人権を保障する会議をやるといったときに、マイク一つをどうするかとか、それから切替えも含めて、自動ではなくて手動に切り替えながらやるということは、本当に神経を使う仕事だったと思います。昨日、打合せも1時間以上かけて当事者や手話の方々と、議会事務局局長も次長も入って真剣にこの場をつくってくれた。その上で、私たちは安心して会議が開くことができました。

このような力を持った、このような工夫をすれば、当事者が参画できるんだということを国立市議会としては一つ一つ当事者の方々に教えていただきながら、そこに応えたいという思いの議員たちが集まって、議会基本条例でもソーシャルインクルージョンという理想を掲げながらやってくることができました。

このような形で、国立市議会だけではなく、東京都も、それから日本全体もこの空気感の中で、聴覚しょうがいしゃの人が安心して暮らせる、災害のときにも安心して逃げられる、そしてスポーツも安心して取り組める、そのような社会、そのような未来を保障するためにデフリンピックをやるのだと、やってほしいのだというこの思いは深く賛同いたします。

初めて私もデフリンピックということをやるとの意味が、今日の陳情でよく分かりました。世界的に平和で多様性を尊重する未来をつくると、それを2025年、日本でデフリンピックをやりたい。賛同いたします。

陳情者には人権月間のときにも大変お世話になりました。手話の大事さ、手話の可能性を私たちも教えていただきました。このことも深く感謝いたします。私も年齢とともに耳が少し遠くなってきて、手話という形がいかにコミュニケーションとして私自身にも必要になってきているかということも分かりましたし、耳が聞こえなくなっていくことに対する不安もそれで軽減することができました。新しいコミュニケーション、視覚に訴えるコミュニケーションという形で、手話がもっともっと国立市で浸透するとういいなと思っております。

今回、全ての学校で子供たちが未来に希望が持てるように、当事者の話を聞く場を教育長は考えてみたいと言ってくださったので、ぜひそれを実現してください。すごく大きな子供たちの未来への希望が開けると思っています。車椅子を押せるのと同じように、手話も当たり前で国立市の子供たちができるようになるといいなと思いました。市長も当事者の皆さん方と一緒に考えていきたいという強い決意を示してくださいましたので、ぜひ今回の陳情が採択で終わることなく、大きな実りにつながりますように要望いたしまして、採択の討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本陳情は採択と決しました。

ここで議事の都合上、休憩と致します。



○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(7) 陳情第9号 国立市が新設・既設の市有施設の省エネ断熱性能の向上を求める陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第9号国立市が新設・既設の市有施設の省エネ断熱性能の向上を求める陳情を議題と致します。陳情者から趣旨説明を行いたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【山上眞依陳情者】 こんにちは。山上眞依と申します。よろしく申し上げます。

私は生まれ育ちは府中市で、1年半前に国立市に独り暮らしで引っ越してきました。今上げてもらった陳情の内容は、気候変動の解決になる1つの断熱というものです。私が気候変動に関心というか、危機感を持ち始めたのは2年前ですかね、令和元年の千葉県、東京などを襲った大型台風が自分の地域にも洪水をもたらすのではないかというニュースを見て、自分の生活に気候変動が来ているなと思いました。

また、私は子供を産みたいんですが、今、気候変動がどんどん進んでいて、そのために災害がどんどん増えるということを知って、自分より長く生きる子供を産んでいいのかと不安になっています。気候災害というと、台風、豪雨というのがあまり日本では報道されにくいんですが、気候変動の1つであります温暖化の機序について話します。

CO<sub>2</sub>や温室効果ガスが200年前の産業革命が始まったときからどんどん増えてきていて、そのために地球全体をダウンコートのように覆っていて、太陽からの熱が逃げにくくなり、気温が上昇しやすかったり、あと水蒸気が増えてゲリラ豪雨だったり、線状降水帯などが日本では増えてきています。私が子供の頃の夏には外で遊び回るのが普通だったんですが、今は屋外で夏に遊ぶことは時間制限をしましょうとニュースで呼びかけられることも多く、今は30年前と明らかに違って、人々の生活を制限するものになっていると思っています。

どれほど進んでしまうかというのは、1.5度がもう間もなくというところですよ。産業革命からの世界の平均気温上昇は、今、地球全体では1度から1.2度上昇していると報告されています。その気温上昇が2030年には1.5度を超えてしまうと予測が出ています。1.5度を超えるとどうなるかという、気候災害がもう人間では止められなくなります。あと7年半でCO<sub>2</sub>などガスを大幅に減らしていかないと永久凍土が解けて、未知のウイルスや温室効果ガスがいっぱい出てしまうことと、日本のサンゴが7割、9割失われてしまったり——これは2030年の時点です。沿岸部で浸水、洪水、冠水が多く出ると、東京でも江戸川区だったり、あと神戸港だったり、いろいろ被害が出ます。また、農作物の不作だったり、世界でも水不足が懸念されています。

それを解決する大きな1つが断熱です。断熱というのは建物の外壁を二重にしたりとか、あと壁に断熱材を使ったり、内容はいろいろ様々で、それらを使って建物でエアコンの機器が少しでも効きやすくなる、外気の進入を防ぐというものです。冬に寒過ぎずに湿度を保ち、夏には暑過ぎないという効果があります。

国内でもこの動きが進んできていて、国が去年、閣議決定した内容で、気候変動対策の1つとして、公共施設での断熱化を進めると決めました。また、東京都では港区が昨年、北区でも今年、同様の区有施設での断熱化が採択されました。また、国分寺市の公文書館でも、東京都で初めてZEB化を実証する建物として建ちました。ZEBというのはエネルギーを全く使わないというもので、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの略です。

日本はCO<sub>2</sub>を世界で5番目に多く排出している国です。国連からも大幅なCO<sub>2</sub>削減が求められています。それに対して日本でも温室効果ガス2050年ゼロ、御存じのとおり、2030年に46%、国立市も同様に2050年ゼロ、2030年に市事業では40%削減を目標としています。この目標を後押しするのが断熱化です。

メリットに移ります。エネルギーや電気代が、学校など市有施設を断熱化したことによって、半分になったと報告が出ています。それに伴って、CO<sub>2</sub>排出量も大幅に削減できると見込まれます。

市民にとってのメリットを説明します。健康に大きくいいです。湿度を保つので、冬場乾燥しやすいときに感染症にかかりやすいですが、その感染症予防にもなります。また、冬場の結露を防ぐので、アレルギーの発生率が減ったと報告がされています。また、公共施設は、災害のときの市民の避難所や市役所の情報発信拠点となります。ほかの事例では、宮城県で断熱された体育館では寒さをしのぐことができる効果があったと報告があります。また、市役所の電気代削減にも効果があります。

私が求めている3つに移ります。

1つ目が、市有施設の利用頻度が高く断熱性能が低い建物を並べて、市役所で分かる範囲で結構です。断熱改修・改築が必要だと判断される優先順位を立ててほしいです。

3つ目を先に説明します。新築・建て替え予定がある建築物にZEBを目指した高い断熱性能を採用していただきたいです。

陳情事項の2つ目です。改修工事の予定のあるものは、機会を逃さずに利用頻度の高いものから改修していただきたいです。

未来の子供たちの健康だったり、あとスポーツを楽しむことなど、多くの人にとってのメリットと安心になると思っています。どうぞよろしくお願いします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対しての質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 本日は陳情ありがとうございます。とてもいろいろと考えさせられた陳情なので、一つ一つ質疑させていただきます。

陳情事項1の中で、今、御説明にもあったんですけども、基本的に市が持っている施設って古いものがほとんどだと私も思っています。なので、全てを建て替えるという計画があるわけではないかもしれませんが、再配置と言われる中には壊したままにしてしまうという場合もあると思うので、断熱性能を調べるというのは、先ほど利用頻度が高いという表現をされていましたけれども、市が持っている施設の中には点検の必要がない場合もあると私自身は思っています。

そういうふう考えたときに、この陳情事項1というのは、優先順位をつけられたとか、あるいは利用頻度が高いという表現をされていましたけれども、チェックをする必要があるものはするけれども、しなくていいものもあると思うので、そういうのが入っていてよいのかということと、これから使っていく施設について断熱性能を確認するということがよいのかどうか、まず伺いたします。

○【山上眞依陳情者】 質疑ありがとうございます。1について、点検が必要ないものがリストに入っていていいのかということですね。入っていて、10年以内に建ってないもの、10年以前に建ったも

のは、今世界で求められている断熱性能は足りないと思うので、それは数値化じゃなくて、断熱、ちょっとそれは足りないよねという分類に落としてもらって、その上で、工事の優先度としては低いほうとして、そこに置いてもらえればと思っています。いかがでしょうか。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。10年以内に建てたもの以外のものについて、チェックをするということなんだと思うんですけども、それについては断熱性能の点検というのがどういうものなのかというのが私も分からなかったのので、調べてみたんです。調べてみたところ、例えば1つ大きなやり方として、今、数値化じゃなくてというおっしゃり方をしていただいたと思うんですけど、数値化というレベルでいくと、省エネ計算というものがあるということが調べた中で分かって、それをするためには物すごく費用がかかってしまう現状があるということが分かりました。

環境の性能については、お金をかけなくていいということでは決してないとは思いますが、必要なものにはかけていくべきだと思っているんですけども、これから先に使うことがないと考えられているもの、優先順位が低いものについて、この省エネ計算まで委託費をかけてやっていくというのはちょっと現実的にはどういうところなのかなと私は思ったんですが、どのようにお考えなのか伺いたします。

○【山上眞依陳情者】 おっしゃるとおりと私も思っています。事業者に計算を委託するということは望んでなくて、市役所内でできる範囲でやっていただければと思っています。ある程度、この数年のうちに建ったものでしたら、業者さんなりで断熱性能どれぐらいかというのが、もしかしたらデータが残っているかもしれないので、そのくらいで、新しいものにはどのぐらい性能があって、古いものについてはみんなと同じぐらい性能そこまでないだろうという、マル・バツ・三角ぐらいの分類をしていただければと思っています。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。

その分類をしていくに当たって、もしかしたら同じ質疑になってしまうかもしれないんですけども、優先順位がある程度必要なのかなと私は思っていて、今、施設について一遍に全部をチェックしていくということは、理想をいえば確かにそれは大切なことで、やっていかなければいけないと思うんですけども、先ほど少しお話ししたように全く建て替えてしまう、すぐ建て替えてしまうから、これはこれから先使いませんよという建物については、いずれ取壊しをするので、チェックをする必要がないと思うんです。

そういう意味で優先順位をある程度つけていって、先ほど利用頻度が高いというふうにおっしゃってくださったんですけど、優先順位をつけて、これはすぐに建て替える必要がないので、断熱化の診断とか省エネを含めたような、環境負荷がより少ない建物にしていく必要があるかどうかのチェックをするのは必要だと思うので、そういう優先順位をつけるということについてはいいのかなどうか、伺いたします。

○【山上眞依陳情者】 私の言葉が足りなかったんですが、まず最初のもう使わない、再編計画でこれから建て直すとかではなく、使わなくなるという施設はリストに入れなくて大丈夫です。マンパワーとかいろいろお時間もありませんでしょうし、それは必要ないかなと思っています。

2つ目、もう一回伺っていいですか。すみません。

○【稗田美菜子委員】 優先順位をつけていくということでのいいのかなどうか。利用頻度が高いという言い方を、同じことを言っているのかなと私は思っているんですけども、念のためと思って確認させていただきます。

○【山上眞依陳情者】 おっしゃるとおりで、利用頻度が高くて、あとCO<sub>2</sub>排出量が高いものを改修・改築の断熱化のリストの一番上に入れていただいて、その次に利用頻度がそこまでなくて、ある程度CO<sub>2</sub>を出しているなり、まず利用頻度が高くてCO<sub>2</sub>が多く出ているものをリストの上に挙げて、そこからまず取り組んでいただければと思っています。いろいろマンパワーだったりお時間だったり、費用の面でも一気にというのは難しいかと思うので、順々に建ていけるようになっていければいいなと思っています。

あとまた、費用について補足させていただくと、国は自治体の公共施設をZEB化していけるように予算を組んでいるので、それを使えばいいかなと思っています。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。

それから、今回の陳情事項の中においては、断熱性ということに重点を置いて述べられていると思います。確かにZEB化というふうになると、断熱性のところというのは分かるんですけども、断熱以外にも様々な技術革新であると思うんです。断熱だけではなくていろんな技術が開発されているので、それを総合的に考えて、省エネの力がある建物、省エネに対して貢献する建物、環境負荷がより少ない建物、今においてもそうですし、未来においても環境負荷が少ない建物を増やしていったほしいという内容かなと私は思うんですけども、それでよろしいのかどうかお伺いいたします。

○【山上眞依陳情者】 稗田委員のおっしゃるとおりで、環境負荷が少ないような建物をつくってほしいなと思います。建物は建ったら、50年もしくは100年使っていくので、今残された時間の気候変動を止められるまでの7年間のうちに順々と動き始めてほしいと思っています。

○【小口俊明委員】 それでは、質疑させてください。先ほど稗田委員が陳情事項1に関連して、既設の、既に建っている公共施設に対する点検のところでは幾つか質疑がありました。

私が見るに、3つある陳情事項2と3、これはこれから建てようとする場合に、実際に断熱の性能が確保できていくという意味からすると、陳情者はそちらに重点を置かれて、今日、御説明なさっているように私は受け止めたんです。1番目の中で市の職員ができる範囲での点検ということもおっしゃいましたけれども、それによって性能が実現できるかという点検までしかできない可能性も高くなってくのかなという意味からすると、むしろ2番目、3番目に重点を置いて、これから省エネ、また断熱性能の高い建物を実現していくことに重点を置いた陳情と、そのように私として受け止めていくべきかなと今聞いていて思ったんですけども、そういう考え方に整理させていただいても構いませんでしょうか。いかがでしょう。

○【山上眞依陳情者】 ありがとうございます。確認させていただきたいのは、1番の点検よりも、建てることとか建て替えることの断熱のほうを優先という方向に決定したらいいのではないかという御提案でしょうか。

○【小口俊明委員】 もう一度整理いたします。1番目で、既存・既設の公共施設についての点検を希望されていらっしゃるんですけども、またその内容も市の職員ができる範囲でやって、限られた中でのことをおっしゃっておりますけれども、それよりもむしろ2番、3番目でこれから新しく建てる建物について、断熱性、省エネの整った、あるいは満たした公共施設を建てていくことに重点を置いて、国立市として取り組んでいく、そういう方向があったとしても陳情者はそのような御理解をされるのか。あるいはあくまでも市の職員であっても点検は全部実施してもらいたい、このようにおっしゃるのか、その立て分けだけ私ちょっと確認をしたかったんです。既設の点検よりも、むしろこれから建てる公共施設の性能を確保することに重点を置いているかどうか、そのように理解していいかど

うかということですよ。

○【山上眞依陳情者】 分かりました。私が思うところは、既設の点検とか断熱化の優先順位を立てることと建築部門のことと、あと部署でそれぞれ動いていってもらえたらと思っています。

おっしゃるとおり、新設の断熱化もとても大事だなと思っています。そして、既設の建物でどれぐらい断熱されてなくて、でも利用頻度が高くて、これは今、市役所でもデータを出していただいているように、CO<sub>2</sub>排出が多くてというものであれば、環境政策課なのかちょっと分からないんですけど、主にCO<sub>2</sub>排出を計算してくださっている部署のほうから、この施設は新設予定ではないけど、CO<sub>2</sub>排出が多くて利用頻度が高いから、改築したほうがいいかもしれないというふうに考えたり、優先度を出してもらえたらと思います。

また、それと並行して、新築予定の建物は、私が聞いた範囲では矢川プラスとか、あと学校がこれから建て替えということなので、そのことは建築部門だったり、あと教育部門の方々が相談とか話し合いながら進めていただければと思いました。

なので、御提案いただいた優先順位を、2番、3番のほうに重きを置いたほうがいいのかと言っていたことについては、気持ちとしては新設も結構大事にしてもらいたいんですが、動きとしてはそれぞれの部署で並走してやっていただければと思っています。

○【小口俊明委員】 分かりました。ということは、今のお話ですと、1番目の点検ということも2番目、3番目と同様に必要であって、これは外すことができない。しかし、その内容については、専門の事業者に委託するというところまでのことではなく、市の職員ができる範囲で、例えばマル・三角・バツみたいな事例でおっしゃったかと思うんですけども、性能的に高い、標準、低いぐらいの、厳密な数字、計算ということではなく、感触的な経験値というんでしょうか、そういった判断の中の点検でも構わない、そういう理解でよろしいですか。

○【山上眞依陳情者】 小口委員のおっしゃるとおりで、市役所の方のできる範囲でのざっくりとしたレベル分けをしていただきたいと思っています。

またあと、この文章からは読み取りづらいんですが、優先度も、すごく人が出入りする1番とか、月に1回しか開かない3番とか、そういうふうな利用頻度も優先等を立てて挙げていただければと思います。大まかにです。ありがとうございます。

○【小口俊明委員】 分かりました。そういうお考えだということでもあります。

そして、この陳情事項1、これは点検、そしてピックアップというところまでを求めているんですけども、陳情書からすると、そこまでのかなと私は理解を致しましたけれども、先ほど陳情者の方はその次のビジョンについても言及されまして、もし職員の点検でこれは性能的に低いよねとなった場合には、既設・既存の公共施設の改築とか、性能向上のための追加工事につながるかもしれないというお話をされましたけれども、この陳情の中にそこまでは書かれておりませんが、陳情者はそこまでを求めているのか、あるいは点検まですれば、その先のことは今後のことと考えていいのか、どのようなお考えか伺います。

○【山上眞依陳情者】 ありがとうございます。すみません、私がこれを書いたときにちょっと言葉が足りなかったなと今思っています。おっしゃるとおりで、1番での優先度とか、あと性能を見直していただいた後に、足りない部分でも改築できるという予算なりめどが立ったときには、2番の項目の内容に移っていただければと思います。

2番に改築と書いたんですけど、すみません、改修工事として、既存の建物を全部建て替えるわけ

ではないけど、改修予定の壁紙改修とか、業者が入るというタイミングがあれば、2番の内容の改修工事を断熱も一緒にしてもらえればいいなと思っています。

○【小口俊明委員】 そういう流れなんですね。ということは、1番目で点検をして、その結果によって改修につなげるのではなくて、むしろ2番目で言っている様々な理由によって改修工事が予定されているものの中で、もし省エネ・断熱性能が低いほうに評価されたものがあれば、別の改修工事とあわせて、そのときに断熱工事、省エネ工事もやってほしい。そういうふうにおっしゃっている。つまり、1番で点検をしたことによって改修してくれとまでは言っていない。そのように理解していいんでしょうか。

○【山上眞依陳情者】 おっしゃるとおりで、1番では市役所内での作業といいますか、市役所の方々にいろいろデータを集めたり、話し合ったりで優先度なりをつけていただいて、それで2番で、小口委員がおっしゃってくださったように、もし業者が入る予定があったものには、一緒に断熱化もしていただきたいと思っています。

○【小口俊明委員】 分かりました。それで、そういう流れでお考えだというのは分かったんですけども、そうすると今度次に改修工事があるときに、部分的な改修工事の場合には、断熱性能改善工事って建物の全ての箇所に影響を及ぼすと思うんですけども、それ以外の事由で部分的な改修をする場合には、なかなか規模が見合わないということも考えられるかなと思ったんです。つまり、断熱改修工事も併せてやる場合には、公共施設の大規模改修に合わせての検討というところが妥当性が高いのかなと思いますけど、全ての改修工事じゃなくて、大規模改修があったときにこの点検の結果を参考にすると。そのように捉えてもよろしいですか。

○【山上眞依陳情者】 大規模改修がどのタイミングで行われるかというのが分からなくて、もしかしたらずれた回答になるかもしれないんですが、断熱改修もあまり大きなことではない場合もあります。ほかの学校の断熱改修をしたという情報をインターネットで見て、その写真を見ましたら、中のクロスと断熱材を1回外して、また高性能な断熱を入れ直して、新しい壁紙を貼るというものもあったので、アパートの全面、骨組みの足場をつくってという、そこまで大きくない断熱もあります。質疑に対して、すみません、今の回答でずれていましたかね。もう一回伺っていいですか。

○【小口俊明委員】 今のお答えの中で、費用がかかり過ぎないほうが良いというふうにお考えかなと受け止めましたけれども、私の先ほどの質疑は、断熱性能が点検で低いと評価されたものは、それを向上させるためには建物の一部分だけを改修しても駄目で、その一部分は簡単な工事であってもいいと思うんですけど、その工事を建物全体にしないと、してないところから放熱しちゃいますから、全ての箇所にわたってその工事を施さないと、多分、結果が得られないと思うんです。

一方、それとあわせて、改修工事というのは別に理由があって改修工事をするわけですけど、それが建物の一部についての改修だったら、断熱の工事とは規模が見合わない可能性があるんで、公共施設全体にわたるような改修と考えられる大規模改修のときに、この断熱も併せて工事したらよろしいのかなと私は思ったので、そういう捉え方をしてもよろしいでしょうかと伺いました。

○【山上眞依陳情者】 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、断熱は全体にしないと外気が入ってきてしまう懸念があるので、小規模な小さい改修のときには、別に急いでそのときにやる必要はないかなと思います。いろいろ順序立てて、できれば早めに断熱化をできるところから順々に計画立てていただければうれしいです。

○【小口俊明委員】 ありがとうございます。

○【重松朋宏委員】 小口委員の質疑で大分整理されたところがあるかなと思ったんですけども、国立市は既に公共施設再編計画などで、どの建物についていつ頃建て替えるのか、外壁改修をするのか、中規模改修するのか、あるいは大規模改修するのかという計画を、今後50年まではいかないですけども、30年ぐらいのスパンで持っているんです。としますと、陳情事項2の改築工事の予定があるものというところの改築という中には、大規模改修、もしくは場合によっては中規模改修というのも意味合いとして含まれていると解釈してよいのか、1点まず伺います。

○【山上眞依陳情者】 ありがとうございます。教えてください。中規模改修や改築も、2番の中に含めてもらいたいなと思っています。

○【重松朋宏委員】 改修のときに断熱工事をするかどうかというのは、一つ一つの建物を見て、どれぐらい効果があるのかというのを陳情事項1のところをチェックすればいいのかなと思います。

そこで、かなり具体的な陳情を出していただいて非常にありがたいんですけども、一般的に建築物の脱炭素化、地球温暖化緩和策というと、太陽光利用、創エネルギーのほうを考えてしまうんですけども、断熱、省エネルギーに着目したのはなぜなのか、省エネルギーについてはどうお考えなのか伺います。

○【山上眞依陳情者】 私も2か月前までは、創エネルギー、再生可能エネルギーをもっと増やしていく必要があると思っていました。太陽光パネルだったり、あと太陽熱利用だったり、そういうのが増えていくのがいいなと思っていたんですが、先日、断熱のメリットが、エネルギー6割削減というすごい大きな効果があるんだということを知ったことと、建て替えるときに大きく断熱化された魔法瓶のような建物にしてもらう工事というのは、結構順序立ったり時間もかかったりということを知ったので、早くしてもらえればなと思いました。

あと、二小の建て替えの話を市報で知ったので、今、同じタイミングでやっていただければと思って、今、省エネのほうを先に申し上げました。

○【重松朋宏委員】 ありがとうございます。省エネというと、エアコンをつけなくて我慢したりということではなくて、断熱という、見た目は太陽光パネルをのせるのに比べるとそんなに変わらないけれども、とても効果の大きいことを具体的に実施してほしいということです。これは具体的には断熱というのはどういうことをするのか。

1つ考えると、国立市役所の窓に10年ぐらい前に熱の反射フィルムを全部貼って、そのことだけで建物の中に入ってくる太陽光がかなりカットされたということがありましたけれども、窓にフィルムを張ったり二重窓にしたりすること、それから壁を、特に木造の建物だと、中にきちんと高断熱材を入れて壁の対策をしっかりとすること、それから見た目はそんなに分からないですけども、塗料を工夫して屋上が熱せられるのをカットすること、あるいは場合によっては、逆に通気をよくして、エアコンをつけなくても風の流れて、断熱というのとはちょっと違うかもしれないですけども、そういう形で省エネをすること、この辺りかなと思うんですけども、具体的にどうことができるのか、最後に伺います。

○【山上眞依陳情者】 私の知らないこともあったので、ありがとうございます。私を知る限りは、先ほどと重なりますが、壁を二重構造にすること、あとその中に分厚い断熱材を入れることとか、あと窓フレームはアルミよりも木のほうが断熱効果が高いと分かってきたので、それに変わるだったり、あと太陽で温めてもらった熱をお湯に変換する熱利用などでエネルギー削減が見込めると思います。以上です。

○【上村和子委員】 陳情ありがとうございました。大変だったと思います。

陳情者が自分のことになったのが大型台風が来たときと、今から子供を産みたいんだけど、自分より長く生きる子供のために地球はどうかと考えたら、本当に安心して産めるんだろうかと思って陳情に踏み切ったという、その実感はすごく重たいなとまず思いました。やっぱり安心して子供を産むために、本気でこの陳情を国立市で実現してもらいたいというのもよく伝わりました。ありがとうございました。

私はあまり知識がないので伺いたいの、昨年、国が公共施設での断熱化を進める閣議決定をしたとお話ししてくださったんですけど、これはすごく大事なことだと思うので、この話をもう少し説明していただけますか。

○【山上眞依陳情者】 ありがとうございます。去年の3月に、まだ前政権のときですけども、小泉前環境大臣など、あとほかの文科省、建築部門の国土交通省とかいろんな省庁が話し合って、環境対策をこうしようと決めました。地域脱炭素ロードマップという、自治体向けにこういうのをしていきましょうよという内容が話し合いで決まりました。その中の1つの3番目に、公共施設の省エネ、再エネ、電気調達、改修とZEB化誘導を1つとして位置づけて、やっていきましょうと決めました。ほかには太陽光発電だったり、あとEV車の後押しをしたりという内容がいろいろ決まりまして、その中の1つでした。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。ということは、昨年、国で閣議決定された脱炭素社会に向けてのロードマップというのは、自治体に対してのロードマップであったということなので、それはもう各自治体に対して示されているであろうという前提で、今回の陳情を出されたと解釈してもいいですか。

○【山上眞依陳情者】 こういう動きがあるというのは陳情を出す前はなんとなく分かっていて、出した直後ぐらいに、こういうしっかりした決定がされていたというのを知って、今ここに至ります。

○【上村和子委員】 分かりました。では、国からのそういうロードマップを示されて、国立市はどう考えたかというのはこの後のやり取りで明らかになると思います。

それともう1つ、この文章の中にSDGsという言葉が全然入ってないんですけども、SDGsのゴール、幾つものゴールはありますけれども、そこに向けてこの間も自治体はやらなきゃいけなかったし、今後に向けてもこれはSDGsの精神、ゴールでも一体化しているというところで解釈してもいいですか。

○【山上眞依陳情者】 おっしゃるとおりで、この内容がSDGs達成の一步目になると思っています。ここには書かなかったですが、今現在でも、南半球のほうでは海面上昇によって家を追われている人も何百万人いたり、あと農作物の不作で栄養が取れなくて死の危機に至っている方々や、日本でも温度上昇によって漁業に影響が出てきている人などのいろんな問題、世界での弱い、動きづらい方々の生活に温暖化が追いやっている、生活に負担をかけているというのは思っていて、その解決のためにまず断熱が1つかなと思います。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。SDGsの一步だという意味での陳情だとおっしゃって、よく分かりました。

あと、最後の質疑ですが、とてもとても大事な陳情だというふうに思っています。このような中身に国立市の担当課とか、市長まで含めて行政とこのようなことで質問したり、意見を出したり、お話をされたり、また市報を通じてこういうものに対して意見を問われたのも含めて、パブリックコメン

ト出したということも含めてですが、何か行政とこの内容で今までお話しされたり、意見を出されたことはありますか。

○【山上眞依陳情者】 国立市役所の方とは、環境政策課の鈴木課長が、私が質問したときに、国立市ではこういう動きで来ていて、断熱化もしたいところですよとお言葉を頂きました。ほかの自治体に対しては、今、3月で温暖化対策計画を見直している自治体が多いので、パブリックコメントで意見を何度かお伝えしました。

○【上村和子委員】 分かりました。それでは、国立市の環境の担当課長と話をされて、課長のほうからも断熱化というのは進めていきたいんだという思いまでは聞いているのだけれども、それがまだ具体的に市として取り組むという段階に至っていないことで、本気で取り組むべきではないかという意味での陳情だということで、そういう解釈をして大丈夫でしょうか。

○【山上眞依陳情者】 そうですね。

○【上村和子委員】 分かりました。ありがとうございました。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ陳情者への質疑を打ち切り、当局への質疑を承ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 では、伺います。1つ目は、既設の既にある公共施設の断熱性能の点検において、陳情事項1で求めているところでありませけれども、専門の事業者に委託という手法ではなくて、市の職員の手によってマル・バツ・三角というような、例えば性能が高い、標準的、低いという点検の作業というのは、既にある公共施設においてこれは可能でしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。現状ですけども、そういった調査は今現状としてはしていません。するとしたらなんですけども、既存の当初図面とか、そういったものから断熱材が入っているのか、あと厚みはどうなのかとか、そういう調査はできます。ただ、過去の改修でそれがなくなっている可能性も十分考えられますので、本当は現地に行って全部中身を確認することが必要かとは思いますが、それをやるためにはかなりのマンパワーが必要になってくるかと思えます。以上です。

○【小口俊明委員】 手元にある図面を見ることによって点検を行う、この範囲であれば可能。先ほど陳情者は可能な範囲でということもおっしゃっていたので、それには適合する。そのように理解をしましたがけれども、その範囲では可能という理解でよろしいですか。

○【近藤建築営繕課長】 マル・バツ・三角という形の程度感を示すというのは非常に難しいところではあるんですけど、あるかないか、それを確かめることは十分できます。

仮にマル・三角・バツという指標をつくるのであれば、どこかで基準を設けなければいけないので、その基準が仮に断熱材ではなくて、空気層も十分断熱層にはなりますので、そういったものを当の担当者があると判断することができるのであれば、そういった指標というのはつくられるかとは思いますが、全体的というか、全国的という言い方が正しいかどうかあれですけど、そういったものの基準をちゃんと標準化するというのであれば、省エネ計算みたいなものをやらざるを得ないと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 そういう基準をまだ市は確立してないというふうには受け止めますけども、そういった下で性能における点検、またその点検の結果を示した点検表というものは、市職員の手によって、今ある情報の中だけでやるということは可能である。このような理解でよろしいですか。

○【近藤建築営繕課長】 程度感はあるとは思いますが、可能だと考えます。

○【小口俊明委員】 分かりました。

次に、大規模な改修を予定している公共施設にあわせて、断熱改修というものも含めてもらいたい、そういう陳情者のお話及び陳情事項の2番だと思っんですけども、このことは今後の取組として市は可能でしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 改修の設計等で調査や研究をするのは実際にはできるんですけども、ただ、改修をするに当たって工期が必要となってきますので、小口委員もおっしゃったように、大規模改修クラスになってきますと、何か月も工事に要します。その際に、その施設を止めることができるのであれば工事はできるんですけども、なかなか公共施設は止めることができない施設が多くございますので、現実的にそこまで行き着くかどうかというのはちょっと疑問に思うところではあります。以上です。

○【小口俊明委員】 大規模改修ですから、公共施設の運用を止めずにできるというのもなかなか難しいのかなと。大規模改修の場合、期間あるいは時間を区切ってでも止めながらやらざるを得ないのかなと。それが予定している改修に加えて断熱の改修もするとなれば、全体の工期が影響を受ける可能性はあるというか、当然そうなるんであると思うんですけども、

その工期が基本計画的な部分から、あるいは個々の実施計画的なスケジュール感から見合うものであれば、これは併せて行うというのは可能な範囲の場合もある。このように捉えてもよろしいですか。

○【近藤建築営繕課長】 そのとおりでございます。

○【小口俊明委員】 分かりました。

じゃ、続いて、3つ目ですけど、これから新規に建てましょう、あるいは今あるものを一度払って新しく建てましょうということがあったとして、その場合に新たな公共施設において断熱機能を加えていく、そういった設計をしていくことは可能ですか。

○【近藤建築営繕課長】 実際に断熱性能について設計の中に取り入れて、今、矢川プラスも、給食センターも、二小も計画を進めているところでございます。

○【小口俊明委員】 既に今あるものの着工に取りかかろうとしているものについては、断熱性能は最初から組み入れて設計をしている。そういうことで理解を致しました。以上。

○【重松朋宏委員】 それでは、具体的に何点かお聞きしたいと思っんですけども、国立市はこれまで何もしていないわけではなくて、昨年、2021年2月に公共建築物環境配慮整備指針という、かなり細かなところまで定めた指針をつくっています。まず、これってどこがつくったんですか。

○【黒澤生活環境部長】 こちらは環境政策課で作成をしておるところでございます。ただ、全庁的にもちろん議論はしたところでございます。

○【重松朋宏委員】 この指針の中では、これまで国立市が持っている地球温暖化対策アクションプランで、「具体的な取り組みとして『公共建築物省エネ対策事業の検討』、『公共建築物への再生可能エネルギーの積極的導入促進』を掲げています」とか、あるいは「新築、増改築及び大規模改修する際に、環境に配慮した躯体構造、設備を導入することが重要になります」とか、あるいは国立市役所地球温暖化対策実行計画の中で、公共建築物・設備の省エネルギー、創エネルギーの推進ですとか、かなりしっかりとうたっているんです。

なので、これをどれだけきちんと実行できるかにかかっているんじゃないかと思うんです。私も一般質問で具体的に矢川プラスであったり、二小建て替えであったり、どうしますかって聞いたら、太

太陽パネルを設置するとかあったんですけども、それによってどれぐらい省エネ化が進むのか、創エネ化が進むのかという答弁はなかったもので、そういう個々の建物での目標値を設定して、この建物はこれぐらいのコストがかかるので、これぐらいの省エネ効果を目指しましょうとか、そういうことというのはされているんでしょうか。

○【黒澤生活環境部長】 今御紹介いただいた指針の中におきましては、延べ床面積300平米以上の公共建築物の新築・建て替えにおいては、国の定めるエネルギー消費性能基準、省エネ基準と比較し、20%以上の一次エネルギー消費の削減を目指すということで考えておりまして、申し訳ありません、一般質問の際には具体的にお答えできなかったんですけども、この基準についてはこれからつくられる二小、給食センター、矢川プラス、ここはクリアできる見込みと聞いております。以上です。

○【重松朋宏委員】 クリアできたときに、国は逆に公共建築は、基本、Z E B化、ネット・ゼロ・エネルギー化を求めているんですけども、そこまで達しているのかどうか。このZ E B化ってゼロにするとなると、すごくハードルが高いなと思うんですけども、一応定義がされていて、省エネと創エネでゼロ以下にする、抑えるという最大限のものだけではなくて、断熱など省エネだけで50%削減するという、Z E Bレディーというものでとか、それに省エネと創エネ、太陽光パネルなども含めて75%削減する、ニアリーZ E Bというものまで含めて、一応Z E B化を目指しているというふうに国のほうも定義されているんですけども、せめてそこぐらいまでの50%削減ぐらいまでは、基本、これから国立市で新しくつくる、改築する建物については目指していいんじゃないかと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○【黒澤生活環境部長】 今お話しあったように一次エネルギーの省エネのみで、まず50%以上の削減をクリアしないと、御紹介いただいたZ E Bのランクにいかないという中において、現状、そもそも今計画している二小や給食センター、矢川プラスについては、先ほど申し上げた市の方針よりも前にある程度進んでしまっていたので、ここについては市としても対象の外に置いているところになります。

今後についてですけども、50%以上Z E B化するのは、当然この指針を定めるときに議論はしたんですけども、そこまでは至らなかったということでございます。当然そのときの様々な状況でできる場合とできない場合がある、つまり限られた財を市全体で分配していく際には、そのときそのときの情勢でできる場合とできない場合があるろうということで、義務づけ的なことはしなかったということでございます。

○【重松朋宏委員】 矢川プラスや二小などはこの環境配慮整備指針ができる前というんですけども、二小はこれから改築じゃないですか。国のほうもここに来て、新年度の予算の中で公共建築物の再エネ、創エネについて、かなり手厚い補助ですとか交付税対応で起債ができるようにするとか、かなり柔軟に使えるような制度を繰り出しているんですけども、そういうのを駆使して、より一層の高みを国立市として目指していくことは考えられないでしょうか。

○【黒澤生活環境部長】 目指すところについては、委員がおっしゃるとおりのところかなと考えております。最近、本当に今委員がおっしゃったとおり、国や東京都もかなり新しい補助などを出してきました、起債に対する交付税措置も最大限活用していけばかなりのところまではいくと考えられますけれども、これはさきも予算特別委員会でも財政フレームの議論をされた直後でございまして、この段において、今これからさらに財政負担になることをやっていきますというのは、ここまで申し上げられないところでございます。

○【重松朋宏委員】 国が、特に事業所であれば、2030年までに60%削減を求めてきているわけですから、それに応じて国立市もやっていくのになかなかコストがかかるので、市単独ではできないというのであれば、国に対して財政措置をさらに求めていくことが今すぐ必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、その点、国立市も頑張るし、国も財政を含めてもっともって頑張るよというのをより強く言っていく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○【黒澤生活環境部長】 昨年になりますけれども、環境省の方がいらっしゃいまして、実は意見交換などさせていただいております。そのときにも環境省、国もかなり本気になっているといったことが分かってきておりますので、引き続き、そういった意見交換の中でこちらからの申入れはしていきたいと考えております。

○【重松朋宏委員】 また、公共建築物環境配慮整備指針に戻しますけれども、これは今ある国立市役所地球温暖化対策実行計画に基づいてです。2025年までに、公共建築物ですと20%削減を目指すというものです。これから2023年度に国立市役所地球温暖化対策実行計画も見直して、恐らく数値目標は下げるのではなくて、さらに高みを目指していくことになろうかと思いますが、そうなりとそれに応じて環境配慮整備指針もさらに目標を高く置いて、目標を高く置くだけではなくて、その時点で改築ですとか大規模改修が入ってくる建物に実際に適用していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点について確認をします。

○【黒澤生活環境部長】 こちらの環境配慮整備指針の中には改訂という項目がございまして、新しい省エネルギー、創エネルギー技術の動向や国立市役所地球温暖化対策実行計画、また各種法令の改正等を踏まえ、適宜改訂を行うものとするに記載しておりますので、当然そういった大本の計画が変われば、こちらも適宜改訂してまいります。以上です。

○【高原幸雄委員】 私からも確認をさせていただきたいと思うんですが、令和4年度予算の中で国立市役所地球温暖化対策実行計画等策定事業というのが、市長の目玉政策の1つとして組まれているわけです。ここで言っているように、国立市役所地球温暖化対策実行計画の改定と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）というのと気候変動適応計画、こういうものをつくっていくということですけど、今、陳情の中で言われているような内容も、この計画の中で取り入れられるものはぜひ具体的に検討してもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○【黒澤生活環境部長】 こちらの公共建築物の断熱化につきましては、既存の第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画の中にも触れられているところがございますので、引き続き、当然、次期の計画というのも残っていくものと考えております。

○【高原幸雄委員】 そうすると、今、陳情の中で言われている、特に3つの項目があるんですけども、こういう問題も課題の1つとして検討課題に上がるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○【黒澤生活環境部長】 先ほど来から、1番の調査については様々御議論あったところがございますけれども、2番の断熱化については、先ほどから申し上げておりますとおり、指針を定めておりまして、今後、当然やっていくものと考えています。今、指針のほうには新設もうたっております、新築・増改築工事とうたっておりますので、もう既に取り組んでいると私どもは考えております。

○【高原幸雄委員】 了解です。

○【藤江竜三委員】 1点伺いたいと思います。3番の項目を見ますと、新設予定の建築物に高い断熱性能を採用していただけるようお願いいたしますということになっています。給食センターなどではある程度採用が決まっています、形はほとんど決まっていると思うんですけど、それ以降、新しくやるも

の、二小はどの程度進んでいるのか、また五小とか、そういうところでどの程度からさらに採用を強めていく、またこの指針にのっとってというふうになると思うんですけども、新しい工事の計画というのはつくっていくと考えているのでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 先ほどの御答弁の中でも、財政上の制約というところは1つお話としては出たところでありますけれども、そういったところを見ながら、外壁の断熱ですとかサッシ、こういった環境負荷の低減をやっていく必要があるかと思っております。この辺は学校施設整備基本方針においても、自然換気といった通風、いろんなほかのことも考えながら、省エネルギーとか断熱化を進めていこうということで記載がされていますので、施設ごとにはなりますけれども、そういった視点も当然ながら取り入れてやっていくことになると思います。以上です。

○【上村和子委員】 陳情者にさっき確認をしたところから聞きます。国立市公共建築物環境配慮整備指針を昨年4月1日に施行したと思うんですけども、その同じ頃に、国で新たな脱炭素社会に向けてのロードマップが閣議決定して、地方自治体向けにつくられたということでしたけれども、国からのロードマップを受けて自分たちがつくった環境整備指針と照らし合わせたり、検討とか具体的にされたのでしょうか。

○【黒澤生活環境部長】 断熱につきましては、国のロードマップ以前から私どもは検討していたところになります。その他の点について、具体的に今あるものと照合といった作業についてはしていないところでございます。

○【上村和子委員】 私もこれをずっと自分なりににわか勉強すると、温室効果ガスとか地球温暖化に対しての対策をしなきゃいけないというのは随分前から言われていて、各自治体や国もアクションプランなどを続けてやってきたわけですけども、陳情者がお話しされた昨年の閣議決定というのはなぜ出されたのかということをご解釈されていますか。

○【黒澤生活環境部長】 国が令和3年、昨年の10月に、国の地球温暖化対策計画といったものも新たにできております。それに向けて閣議決定等で様々な方針が立てられている中の1つと理解しております。国の新たな計画を受けまして、市のほうも令和4年度、5年度の2か年をかけまして区域施策編と事務事業編の見直しを行い、また議会からも意見書を頂きました気候変動も含めまして、検討作業してまいりたいと考えております。

○【上村和子委員】 次にいきたいと思います。国の動向を見ながら、動きも加味しながらやっているということですが、今回、陳情が、自分が子供を安心して産めないという、これはすごく重たくて、割と直接的だと思ったんです。こういう視点で地球温暖化に向けて国立市も本当に取り組まなきゃいけないんだというふうに、本当に素直なプレーンな1人の実感かもしれないけれども、とてもいい陳情だと私は思うんです。国立市で計画をつくっていくときに、自分より長く生きる子供たちのために考えたら、子供を産むことすら心配だと思っている人たちがいるということ念頭に置いて計画をつくってきたかどうかというのはいかがですか。ありますか。

○【黒澤生活環境部長】 今、第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画といったものがございます。これは令和3年2月、昨年の2月に策定をしておりますけれども、ここでこれまでなかったところとして、やはりSDGsの視点にページを割いております。持続可能な社会ということを考えれば、これがそういったことにつながっていると考えております。以上です。

○【上村和子委員】 SDGsの視点でって、陳情者にもお伺いいたしましたけど、陳情者もこれこそSDGsの具体的な一歩だとおっしゃっています。SDGsが絵に描いた餅ではなく、実際の実効

的なものでなきゃいけないということで、環境配慮整備指針も読ませていただきましたけれども、SDGsという言葉が見当たらないという状況にあります。私が今調べたところでは言葉がないような気がしますけれども。

最後の質疑にしたいと思うんですけども、もう1つは、陳情書の中に、市有施設において率先して省エネ断熱性能を高めることは、市民にとって安心をもたらす、国立市の大きなイメージアップになりますとおっしゃって、その前に先駆的ケースで、豊田市の小学校の断熱改築する云々とか具体的な先行事例が書かれてありますよね。

ここに割と市民から見たときの実感が書かれていると思うんです。環境配慮整備指針で幾ら専門的にいいことを書いても、それが市民に伝わらなければ、国立市が環境についてこれだけ考えて、これだけの公共施設をつくっていますから、皆さん安心して子供を産んでくださいというメッセージにつながると思うわけです。今回の陳情は、そういう意味ではとてもいい陳情の文章になっているような——実感を書かれていると思うんです。

そういう意味で、ありきたりかもしれないけれども、SDGsとか、子供を安心して産んで育てられる公共施設をということで、例えば二小と給食センターと矢川プラスに関しては、これだけのSDGsの視点で、こういうものを兼ね備えていますということをつまみとめて、それをホームページや市報などで分かりやすく伝えていけるような国立市のビジョン、新しい公共施設をつくる時には、今から生まれてくる子供たちを安心して育てるためのSDGsに基づく公共施設をつくるか、そういった明確なビジョンがあるようで実はないんじゃないかと思うんです。

ということで、この陳情をきっかけにもっと積極的に安心してもらうための情報手段というんですか、伝えていくとか、あとそれに対してもしも御心配なことがあったら、ぜひ意見をお寄せください、市民と行政と一緒にやっていくということで、安心して子供を産みたいと思う方々はぜひこのプランづくりに参加してくださいとか、そういう形で市民参加も求めていくとか、そういうアプローチを積極的に考えて実行していったほうがいいと、私は今回の陳情を見て思いました。このことについてどなたかお答えいただけますか。

○【**箕島政策経営課長**】 SDGsを含めて、市民の方の意見をどう捉えていくかというところも含まれていたのかなと思います。市の情報をどう発信するかというのは従前から課題としてあるところまでございまして、どういう形で投げかけたらいいいのか、意見を頂いたらいいかというのは、引き続き、SDGsという観点も含めながら検討していきたいところでございます。

○【**上村和子委員**】 引き続き検討していくという、私、引き続き、多分検討されていると思うんですよ。

○【**竹内副市長**】 お答えさせていただきます。本日の陳情、非常に有益な陳情を頂いたと思っています。恐らくおっしゃりたいことは、行政としてまず随分早く始めよということをおっしゃっているのかなと思いました。

今回、新年度の予算として、区域施策編というのを実はつくろうとしています。これは現在のCO<sub>2</sub>の排出というのは民生部門が大きいんです。工場で排出を減らすとか、要するに業務部門で減らすというのはそれなりの努力が利くんですが、民間の生活部門で減らすというのはなかなか大変なんです。その一環として、今回、ZEBとかZEHという言葉が出てきますけれども、ZEHというのは民間の住宅部門で断熱性能を上げて、省エネ性能を上げて、実質ネット・ゼロにしようという思想だと思えます。このことを行政として、旗振り役としてまずは姿勢を見せるということだと思えます。

す。

上村委員の御指摘というのは、新しい施設について、これだけZEBとかZEHに近いような思想で建築物を造っていますということを市民に対して宣伝していくべきだという指摘だと思いますので、そういう観点から牽引役としての市の姿勢というものを示していくような形を取りたいと思っております。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 先ほど私、国が業務部門の削減目標を2030年に60%削減というふうに発言してしまっただけですけども、正確には2013年比で50%削減の間違いでした。

本陳情には、3項目全て採択を求めたいと思います。

陳情者は、子供をこのような社会では産めないという実感から陳情を出されたということをおっしゃっていました。確かに世界のサンゴ礁が2050年までに絶滅のおそれがあるとか、今世紀末には洪水の被害額が3倍になる。世界の砂浜の半分、日本の砂浜の8割が消失するというのを聞くと、これは待ったなしだなというふうに思います。

2050年というずっと先のような気がするんですけども、多分、私は人生の最終局面ぐらいを生きていると思うんですけども、私の子供は恐らく30代半ばの働き盛りの頃だと思います。今世紀末というともっと先の、自分がもういない時代というふうに思ってしまうんですけども、私の子供は80代、後期高齢者です。そこまで生きられるのだろうか、熱中症ですとか感染症で命を落とさずに80代まで、今世紀末を迎えられるだろうかということを考えますと、まさにそのための対策は今すぐしていけないと思います。

そのために、具体的に一つ一つ実効的なことをやっていくことが大事です。断熱というところに着目してくださったのが、国立市としても動き出す1つのきっかけ——着目をしてくださいました。これは建物で幾ら効率のいい、性能のいいエアコンを設置しても、断熱ができてないと何台動かしていてもなかなか効きが悪い。けれども、断熱がしっかりしていたら少ないエアコンで済む。長期的に見てもそちらのほうがお得だし、とても効率的だという話です。

ですので、新築や改築のときだけではなく、大規模改修あるいは中規模改修のときも含めてきちんと検証して、断熱を含めてしっかり対策をしていくということが、財政的にも含めて、恐らく長い目で見ると効果的なのではないかと思います。

そのためにも、これから工事が始まる第二小学校や給食センターを含めて、せめてニアリーZEB、75%以上のエネルギー消費量の削減を進めていってください。特に第二小学校、建物の設計はもう終わっていますけれども、例えば二重窓や特殊なフィルムを貼らなくても、ひさしをつくるだけでも夏場は大きな効果があります。給食センターや温水プールなど、温水を大量に使う施設であれば、太陽光よりも太陽熱利用が非常に効率的です。そういう具体的に一つ一つの建物について診断して、より効果のあるものを、国立市公共建築物環境配慮整備指針を使いながら一つ一つ効果的な対策をしていってください。

そして、そのことを隗より始めよ、公共施設が率先するというのであれば、知る人ぞ知るでは駄目で、大きく広報して市民を巻き込んでいく流れをつくっていくように、せっかくやるんですから、しかも税金でやっていくわけですから、市民や事業者も一緒に頑張っていこうという姿勢で、広報や区

域施策編の取組、具体的な取組も一緒に市民と共につくっていき、実行していきけるようなプロセスをつくっていただくようお願いしまして、本陳情には採択を求めます。

○【小口俊明委員】 本陳情が指摘をしております建物の断熱性能は省エネに貢献できる、そして気候変動への対応にもつながる1つの手法でありまして、一度対策を実施すれば、新規であれ既設であれ、長時間にわたって有効性を発揮できるものであります。公共施設における断熱性能の確保は有効な取組である。このように考えます。

陳情事項の1にあります市有施設の断熱性能の点検におきましては、市職員による点検作業でよいとの陳情者のお話がありました。また、点検によって性能がもし低い場合には、既存・既設の公共施設の大規模な改修工事等に合わせて行う、そしてまた、これから新たに新規に建設をする場合には、断熱の工事も併せて行う。このように理解を致しました。

本陳情は採択であります。

○【稗田美菜子委員】 本陳情については、採択の立場で討論させていただきます。

陳情者への質疑の中で、陳情事項1については委託等せずに市役所内でできる範囲で構わないということの確認、それから陳情事項2については、陳情書には改築工事の予定があるものについては、その機を逃さずに断熱改修をお願いしますということで、これについてはできるところから順々にというように陳情者の方からもお話がありました。それから、陳情事項3につきましては、様々な技術を用いた総合的な省エネ建築物の建築ということでの確認もできました。

陳情者からお話がありましたように、未来の子供に対して責任ある行動として思ったことの1つが、この陳情を出すといったことなんだと思います。それは未来に向けて、環境負荷が少ない建物をこれからつくって、残して欲しいということに尽きるんだと思います。その際、創エネではなくて省エネの観点での提案というのが、今回の陳情者のもとも言いたかったことなんだと思います。

これらは公共建築物環境配慮整備指針に反するものとは思えないので、本陳情については採択とさせていただきます。

○【藤江竜三委員】 本陳情、採択の立場で討論いたします。

陳情者の方より様々な配慮を頂き、市役所のできる範囲でといったことであったり、また中規模・大規模改修の折に機を見て断熱改修を行ってほしい、また新設予定の建築物に高い断熱性能を採用していく、様々な御意見を頂きました。こういったことは市役所の限られた予算、また人員であるわけですから、できる範囲でということは考えなくてはならないところであると思いますけれども、やはり将来のことを考えますと、地球環境により選択をしていくというのは必要だと考えております。

環境問題というと、なかなか人間ではどうしようもないとついつい考えてしまうかもしれませんが、かつてオゾン層の破壊ということで、オゾンホールがどんどん広がっているということで、僕が子供のときはそれが環境問題の中心的に語られることもあったかと思います。そういった問題については、今、オゾンホールはあまり話題にならなくなって、冷蔵庫のガスを少しずつ改善していく、エアコンのガスを改善していくという形で、この問題については少しずつ解決しているという報告もあります。

したがって、CO<sub>2</sub>の問題、温暖化の問題も、人間がみんなで手を取り合って取り組んでいけば少しずつ改善の方向に働く可能性もあります。そういった一步を国立市からも少しずつ行っていくことは必要だと考えます。

したがって、私は特になんですけども、3の新築予定のものについてはしっかり行ってほしい

いと考えております。陳情者からもありましたけど、複層のガラスを使うと、魔法瓶のような効果で中が温かくなるという話もありました。また、最近、サッシについても、アルミよりも樹脂サッシを使ったほうが、今のところ高くついてしまうので、どの辺りから入れるかというのは検討かと思うんですけども、そういった新しい技術も次々出てきております。そういったものを研究していただいて、取り入れられるところから取り入れてほしいと思います。賛成いたします。

○【高原幸雄委員】 私もこの陳情については、1、2、3全ての項目を採択と致します。

皆さんもおっしゃっているように、私も地球環境については、COP26が開かれて、全世界の国々に対して数値目標を明らかにするということが確認されてきたところですけども、特に国立市が令和4年度にこうした実効性のある地球温暖化対策の計画をつくるという時期に予算化されておりますので、これは本当に的を射た陳情だというふうに私は思っております。

そういう意味で市民の声を行政がしっかりと生かしていくという意味では、今後、二小の問題もそうですけど、五小の建て替えもありますし、それから新給食センターの建設もありますし、そういう意味で市が持っている公共施設をそういう幾つかのチェックをして、有効な対策として実現できるように要望して、この陳情は採択と致します。

○【上村和子委員】 私も全て採択の立場で討論いたします。

国立市の議会基本条例の中に、陳情というのは市民からの政策提案であるということを位置づけて、常任委員会では全ての議案に先立って陳情を審査いたします。そういう中で、今回この陳情も本当に市民からの政策提案であったなということで感謝したいと思っております。

陳情者は、自分は子供を産みたいけれども、自分より長く生きる子供をこのまま産んでいいのか悩んでしまうという、この率直な疑問から始まって、それを人任せにしないで自分が陳情を出して、まちづくりに提案していこうと思ってくれたというのは、私はそれだけですごく希望を持ちます。そのような陳情を真剣に総務文教委員会で議論できたこと、このことは大変いい時間であったというふうに思います。

今日、私が伝えたかったこと、副市長は分かっていたと思いますけれども、市は本気で、公共施設を建て替えるときにはこのことを考えてつくるんだというのをもっともっと、公共施設の環境整備というのは建て替えのときの最たる重要課題であるというぐらい、重点目標の最初に来るぐらいの位置づけをしてほしい。今、実は配慮の段階と言うけど、ほとんど義務化で、最重要課題だというぐらい押し上げていく、その庁内の決定が必要なんだと思います。SDGsという言葉を使ってもいいので、公共施設の建て替えに当たっては、地球が長くもつように、そして今から生まれてくる子供たちが安心して死ぬまで生きられる地球を今の私たちがつくるのだと。

そして、何より陳情者が、これだったら自分も安心して子供を産めるなどと思ってもらえるように、今日からみんなで一歩、今生きている大人たちが、今から生まれてくるであろう子供のためにどこまでやれるかという、最後のリミットは目の前に来たのだという覚悟を持って、公共施設の整備に当たってはまだまだ国立市、それを最重要課題には置いてありません。もしも最重要に置いてあったら、二小問題等でこれまでこのような意見ってあまり出なかったと思います。

ですから、最重要課題に押し上げる、その努力を強く要望いたしまして、採択の討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午後 3 時 2 7 分休憩



午後 3 時 4 5 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



#### 議題(8) 第2号議案 国立市組織条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第2号議案国立市組織条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 それでは、第2号議案国立市組織条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

本条例案は、コロナ禍において顕在化してきた各種課題の解決を図るとともに、ソーシャルインクルージョンの理念の下、基本構想・基本計画に掲げる各種施策の一層の推進を図る上で、より適した組織とする組織改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、総務文教委員会資料No.15、国立市組織条例の一部を改正する条例案新旧対照表により、改正内容につきまして説明をさせていただきます。左側、改正後を新、右側に現行を旧としております。現行と変更のある箇所につきましては、アンダーラインで表示をしております。

第2条の事務分掌、政策経営部の項ですが、第6号に、「情報政策及び電子情報処理に関すること」を行政管理部から移管し、市民の利便性向上や業務の効率化を図り、質の高い行政サービスの提供を目指し、行政改革と一体的に行政手続のデジタル化、オンライン化等を含めた自治体DX、デジタルトランスフォーメーションを推進するものでございます。

健康福祉部の項ですが、第3号に「健康」を加えるとともに、第6号に「国民年金に関すること」を行政管理部から移管し、市がこれまで取り組んできた地域包括ケアをさらに発展させ、健康・医療・福祉のまちづくりの実現に向けて、ハード・ソフトを含めた総合的な健康まちづくりの推進を目指すものでございます。

附則の第1項は、条例の施行期日を令和4年7月1日とするものでございます。

附則の第2項以下は、本組織改正案に伴い、附属機関の事務局として規定しております課の名称が変更となる等の影響を受ける各条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、総務文教委員会資料No.14の3ページ、組織図案について御説明いたします。部の構成につきましては、現行の8部から変更はございません。課及び係につきましては、現行の40課77係から42課79係に、また、管理職につきましては、人事配置を含めまして部長職11名、課長職47名から、部長職11名、課長職48名とするものでございます。

続きまして、組織改正の詳細などについて御説明いたします。政策経営部では、富士見台地域を中心とした公共施設の再編等の取組を推進する一方、今後予定されている数多くの市立小中学校改築事業に注力していくため、資産活用担当課長と教育施設担当課長の兼務を解消して、それぞれを単独で設置いたします。

また、図にはございませんが、「市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係」の所掌に、持続可能な開発目標SDGsに関する施策の総合調整を加え、推進してまいります。

行政管理部では、情報システム係が政策経営課に移管されることに伴い、「情報管理課」を「文書法制課」へ名称変更いたします。

健康福祉部では、市民課から国民年金係を移管することに伴い、「健康増進課」を「保険年金課」へ改組するとともに、健康まちづくり戦略室を新設いたします。

4ページをお開きください。子ども家庭部では、待機児童対策が一定の成果を上げてきた中で、子育て世帯に選ばれるまちづくりの実現に向けて、保育幼児教育や子供の人権施策の推進等を目指し、「保育幼児教育推進課」を新設いたします。

教育委員会では、部に相当する「教育委員会事務局」という組織名称は、多摩26市で国立市のみとなっていることから、他市の例に倣い、分かりやすい組織名称とするため、「教育委員会教育部」へ名称変更いたします。

また、文化芸術施策の位置づけを明確にし、推進していくために、「社会教育・文化財担当」を「社会教育・文化芸術係」に名称変更し、「文化財担当係長」を新設し、併せて「社会体育担当」を「社会体育係」に名称変更いたします。

なお、教育委員会の事務所掌の改正につきましては、本条例とは別に国立市教育委員会事務局処務規則において、改正することとなります。

次に、総務文教委員会資料No.16でございます。組織規則別表（案）及び教育委員会事務局処務規則案の一部抜粋の改正案でございます。詳細の事務分掌等を記載してございますので、参考に御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 それでは、伺います。この組織改正ということでありまして、条例を改正していく。この間の経過、そしてこの時期で提案をしてこられたというところの状況を伺いたいと思います。

○【山本行政改革担当課長】 まず、今回の組織改正の目的のほうを御説明させていただければと思っております。

まず、こちらにつきまして、第5期基本構想第2次基本計画、こちら令和2年の5月に策定いたしました。その後、コロナの影響などもございましたので、令和3年11月に修正させていただきました。まず、これの対応といったところが組織改正の目的となっております。

また、コロナ禍において顕在化した新たな課題、健康まちづくりの部分ですとかデジタル化の部分、こういったところの解決に向けて、施策をより推進するために適した組織とするよう、今回の組織改正を提案させていただいているといったところになります。

今回のここまでの経過になりますけれども、まず、方針というものを令和3年度当初、4月に策定させていただいております。こちらにつきまして、そちらに沿って5月に各部長、各部所管する部長のほうに、課題などのヒアリングをさせていただいております。併せて各課を所管する課長のほうに、課題を書面で提出していただいているといったところになります。その後、7月に庁内に職員向けにもアンケートというのを取りまして、職員からもアイデアというものを頂いております。

そういったものを踏まえまして、今回関係する各課に直接ヒアリングのほうをさせていただき、そういったものを基に個別調整を繰り返しまして、この時期に提案させていただいたといったところになります。

今回、4月ではなくて7月の組織改正ということで、第1回定例会に提案させていただいたところ

なんですけども、こちらにつきましては、先ほど御説明したその基本計画の修正、こちらのほう少しお時間頂戴いたしましたので、その影響ありまして、少し遅れたというところになっております。以上になります。

○【小口俊明委員】 経過は今お話があったとおりのかなと思いましたが、それで目的のことも併せて、今課長お話になりましたけれども、この議案を見ると、このコロナ禍において顕在化した新たな課題の解決等に向けてということであります。その中身が今のお話、御説明だと行政のデジタル化の関連とか、あるいはその健康まちづくりの関連という、これがコロナ禍において新たに見えてきた課題と捉えていらっしゃるようでした。そういう理解でよろしいのか、そしてまた、基本計画等の実施やら修正やら、こういったこともあると思いますし、また、それ以外にでも、市の業務というのは大変広範にわたっておりますので、コロナ禍によるところ以外の要因によって今回の組織改正につながっているという部分ももしあるのであれば、そこも補足的にお話として伺いたいと思います。

○【山本行政改革担当課長】 まず、1点目ですけども、質疑委員おっしゃっていただいたとおりのところになります。コロナ禍の中で浮かび上がってきた、今おっしゃっていただきました健康まちづくりの部分ですとかデジタル化の部分、また、子供の人権施策の推進ですとか、従来取り組んでいる幼児教育の推進などもございますが、そういったところに対応していくといったところがまず目的となっております。それに併せて基本計画のほうも修正をさせていただいております、その基本計画の施策をさらにこの組織で推進していくといったところにあります。

そこでない部分、コロナ禍で浮かび上がってきた課題ではない部分といったところの改正も少しさせていただきます。細かいところになりますが、現行の組織で少し課題となっていたようなところを少し改正といいますか、させていただいております。

先ほどちょっと部長のほうからも御説明させていただきましたけども、ストックマネジメント事業、富士見台のまちづくりですとか、ああいったところを今後進めていくという中で、小中学校の建替えというのも色々ございますので、資産活用担当課長、教育施設担当課長、これまで兼務のほうで行っておりましたけども、こちらを単独で設置するといったところが一つございます。

また、これはコロナ禍の課題でも一つあるんですけども、SDGs施策、先ほども陳情の中でも少し議論ございましたが、ここをさらに進めていくといったところ、市としても重点を置いておりますので、市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係の所掌に新たに加えるといったところ、こういったところを進めさせていただいております。

また、教育委員会のほうでも、文化芸術のところ、こちら令和元年に計画のほう策定させていただきましたけれども、それに基づいてさらに施策を推進していくというところの中で、文化芸術といったものを組織の中に入れていただくということで、社会教育・文化芸術係といったものを新たに設置させていただいている、そういったところになります。

○【重松朋宏委員】 何点か質疑させていただきます。まず、最初に確認しておきたいんですけども、議会が議決するのは条例、つまり部の名称と所掌事務のところであって、課や係の名称と所掌事務については議決対象ではないと。つまり、本日の条例改正の審査を踏まえて執行機関のほうで検討、今後も検討していただけると見てよろしいでしょうか。

○【山本行政改革担当課長】 委員おっしゃっていただいたとおり、御議決いただきたいところはこの組織条例の改正案といったところになります。デジタル化の関係で電算のところ、こちらを政策経営部のほうに持っていくというところ、また、年金の部分、こちらを健康福祉部のほうに移すという

ところ、また、健康福祉部の中に健康という文言を新たに追加させていただく。こちらの部分をまず御議決いただきたいと思っております。また、それに併せて課ですとか係といったところを再編させていただいておりますので、そちらにつきましてもぜひ御議論いただければと思っております。

○【重松朋宏委員】　そこで組織名を見ますと、組織名というのは市の姿勢を示すものなので、私は大事なところだと思うんですけども、もう以前からも部も課も漢字が多くて、しかも課に至っては室と課と混同していて、非常に市民から見ても紛らわしいんですけども、部についてはもう条例で規定されているので、ここで決めないといけないですけども、課や係の名称の在り方については今後検討してみたいかということです。1点と、その中で一つ、社会体育係。国のほうはスポーツ基本法を受けて、体育という言葉から今はもうスポーツに変えてきています。体育とスポーツって意味が、明治期にドイツから体育という規律を教えるという知育・徳育・体育の考え方を輸入して体育というのが教育に導入されたんですけども、それが国のほうではスポーツに変えてきて、国体も2023年度から国民スポーツ大会に名称も含めて変えていくという時代になってきていますので、課や係の名称については、今後市民により分かりやすく市の理念を伝えられるようなものに変えていってはいかがでしょうか。

○【山本行政改革担当課長】　ありがとうございます。まず、1点目の課ですとか係の名称といったところですけども、こちら令和3年度第2回定例会で、組織改正の方針について御報告を書面ですけども、させていただいております。

その中で、改正の視点という中に市民に分かりやすい、市民が利用しやすい組織とすることということがございましたので、そちらに沿って、今回の組織名称というものも一応考えさせていただいております。

当然、担当部局ともいろいろ相談させていただきながら、どういった名称が一番市民の皆さんにとって分かりやすいのか、利用していただきやすいのかといったところを考えて、この名称にまず一つさせていただいているといったところでございます。

2点目の体育の部分、今はスポーツといったところが変わってきているというところ、スポーツ庁なども設置されておりますので、そちらにつきましては、委員おっしゃる部分は確かにごもっともというところがございますので、こちらのほうでまた改めて検討させていただければと思っております。

○【重松朋宏委員】　ぜひこれから組織が変わって、庁内の掲示なども含めて変えていくチャンスだと思いますので、より分かりやすい、名称から分かりやすいように検討していただければと思います。

そこで、かなり第2期の永見市政のカラーは、端々にいろいろ出てきていて、非常に興味深いなと思うんですけども、その中でまず1点、行政手続のデジタル化・オンライン化を含めた自治体デジタルトランスフォーメーションを推進する組織として、情報システム係を政策経営部の政策経営課のほうに移転したという問題ということについてなんですけれども、これは、総務省のほうの自治体DX推進計画に沿ったものでしょうか。

私、国が進めている自治体DX推進計画は、かなり危うい側面が非常に大きいと思っております、特にマイナンバーとAIを介したデジタルでプロファイリングしていく。自治体が持っている膨大な個人情報をデータ化して、個人データとして利活用していく。そういう方向に国の政策が動いていて、しかも、自治体の個人情報も国の決めたものに一元化されていく、自治体の情報システムも標準化されていくとなって、さらに国の省令が変わっていくと、国のほうでも法令を決めているので、自治体

としては抵抗するすべもなく、個人情報データ化されて利活用されていくという懸念を持つんですけども、そのような形になっていかないのか。そのための歯止めというのを国立市として持っているのか、あるいはこれからきちんとつくっていかうと考えているのか、伺います。

○【山本行政改革担当課長】 このデジタル化の部分、様々議会の皆様とも議論を今させていただいているところかと思っております。今おっしゃっていただきました自治体DXの国の計画ですけども、法で規定されている部分というものが中にございます。例えば今おっしゃっていただきましたシステムの標準化ですとか、ああいったものは法で規定されておりますので、これは自治体として従っていく必要があるだろうと思っております。

もう1つ、今おっしゃっていただきました個人情報の匿名化による民間企業の利活用といったところになりますけども、こちらは法では規定されておりますが、我々基礎自治体は努力義務といえますか、取り組む、取り組まないに関しては自治体の判断というところがまずは1つございますので、こちらにつきましては、今現在考えてないといったところになっております。

今後、このデジタル化をどう進めていくかといったところにつきましては、予算のほうでも提案させていただいておりますけれども、来年度この自治体DXの計画というものを策定していくということで考えておりますので、そういった中で、今おっしゃっていただいた部分含めて様々検討させていただきたいと思っております。

○【重松朋宏委員】 現時点では、国立市として、国が求めている個人データの利活用の部分については、国から利活用の方針を定めることが義務規定にはされていないので、国立市は乗っかっていかないということなんですけれども、一般質問で関口議員がしたように、GIGAスクール構想などで実際に個人データがデータ化されて利活用できるシステムが出来上がって、国のほうの法律や省令でそれを利活用していくというのが決まってくると、自治体レベルではそれを拒否できない、自治体の独自利活用ではなくて、拒否できず、無条件で提供していく。だんだん外堀が埋まってきているところだと思いますので、しっかりと認識をした上で、国立市として打てる手を打っていただきたいと思えます。

次に、大きな点として、条例ではなく規則で位置づけられるところなんですけれども、大きなところとして、平和・人権・ダイバーシティ推進係にSDGsの推進についての総合調整というのが新たに置かれます。これが政策経営課ではなくて、市長室の平和・人権・ダイバーシティ推進係に持ってくる意味はどういうことなのか、まず伺います。

○【山本行政改革担当課長】 今おっしゃっていただきましたSDGsの部分、こちらにつきましては、事務事業評価マネジメントシートというものがございまして、資料として皆様に御提示させていただいておりますが、その中で、市の事務事業においてSDGs どういった観点で考えられているかといったところ、様々こちらの政策経営課のほうでまず点検をさせていただいているといったところがございます。

こちらを含めまして、さらに、SDGs施策を推進していくという意味で、今回市長室のほうに所掌を位置づけております。その意味と致しましては、市長室のほうでこれまで取り組んできました平和・人権、ソーシャルインクルージョンといったところ、こちらのようにSDGsにつきましても市のあらゆる施策について、このSDGs施策の観点をもってこういった形で取り組んでいくのかといったところを市長室のほうで、様々関係部局とも総合調整していくといった中で、この施策を改めて推進していくというところで市長室に位置づけさせていただいたといったところになります。

○【重松朋宏委員】 つまりSDGs、2030年の世界の共通目標としての持続可能な社会のゴールを国立市としても積極的に全面化していく、施策の中心に据えて実行していくということですね。

そこで市長にお尋ねしたいんですけども、市長も副市長もお読みだと思いますけれども、斎藤幸平さんが、SDGsは現代のあへんだという非常に刺激的なタイトルを章の一つとして掲げています。つまり気候変動にしても、経済格差にしても、もうシステムそのものを大きく変えなければいけないんですけども、SDGsというような形で産業界を中心に取り組んでいますということをしていくことによって、システムを変えずして現実の課題を変えることなく、そっちに社会が流れていってしまうというような趣旨だと思うんですけども、市長としてSDGsを国立市としてきちんとしっかりと取り組むということをどう考えていらっしゃるのか。

私は、本当にSDGsをゴールのアイコンの貧困をなくそうとかというスローガンだけではなくて、きちんとその下のターゲットと指標をしっかりと実現しようと思ったら、システムそのものを大きく変えざるを得ないことでもありますので、確かに現代のあへんという形で流通してしまいかねない側面はあるにしても、むしろしっかりと取り組んでいくことが、社会そのものを大きく変革していくということでもあるんじゃないかなと私は思うんですけども、市長としての考えを伺いたいと思います。

○【永見市長】 難しい御質疑を頂きました。この本そのものは、現代の資本主義の経済の在り方そのものを根本的に変えなければ、単なるSDGsはお題目と言っちゃいけないですね、並べて、しゃべって、そして消費すれば社会が変わるかのごとく錯覚を与えてしまうんじゃないかと、そういうような警鐘を与える中で、現在の資本主義という経済の体制そのものをどう変革するかということを書いている本だろうと思います。

この本のこの斎藤さんと言ったかな、この新しい資本主義の在り方について、資本主義の見直しですね。評論するというのは非常に難しいんですけども、私自身の個人的な考え方からいけば、資本主義そのものをトータルで根底から変えていくという理論そのものは、非常に困難だろうと思っています。理論で実体の経済を根底から変えていくというのは極めて難しい、恐らく成功しないだろうと思っています。

これはマルクスの1800年代、1900年代か、1850年中頃のイギリスの経済を分析した『資本論』の世界から始まって、あの世界そのものだって、その後の社会の変動を見ていけばロシアマルクス主義になり中国のマルクス主義になって、結局、上部構造のほうが強くて、下部構造は引きずられて満足な形を得ないと。理論でそれを変えていくということは本当に、ほぼ全世界を変えていくということは難しい、困難だろうと。

そういう意味では、あへんだというこの御指摘を謙虚に受け止めながら、現実の局面の中において17のゴールへ向かって、それぞれの局面でやはり真摯に努力していくと。そのための取組をやっていくということが重要だろうと思っています。

その結果が、そのとき例えば経済は1850年代のイギリスの資本主義と、2030年の資本主義はこれだけ変わったんだというものが逆に見えてくる、そういうような因果関係になるんだろうなと考えております。そういう視点で、国立市の場合にはまだあへんにもなってない。全ての施策が、確かに事務事業評価ではやっていますが、一時期の女性問題のシートと同様に、例えば高齢福祉と女性の問題はどうやって結びつくのかということが、実際には理解できなくてシートを取ると、課題にも接近できてないということが多々ありました。それが今随分変わってまいりました。

そのようにSDGsという視点で、例えば給食センターを捉えてみる。例えば先ほどの議論のように公共施設を捉えてみる。様々な局面で1個ずつ可能なことを積み上げていくと、こんなことをやる必要があるだろうという意味で、市長室の、先ほど行政改革担当課長がお答えしたようなプロセスの中で、市長室に最終的には私の市長の直下のところで、ぜひこれはまず一つの成果を出すまで取り組んでみたいと、こんな思いがあって位置づけさせていただきました。以上です。

○【重松朋宏委員】 私も理論で変えていくことは困難だという市長の話は、つまり現実の実践こそが大事だということですよ。それを共産主義と呼ぶのか、新しい資本主義と呼ぶのか、そういうことは私もどっちでもいい話であって、現実はどう実践できるかということが重要だと思うんですけども、その場合にSDGsに取り組むといったときに、例えばゴールの1のアイコンは貧困をなくそうになっていますけれども、これは正式には、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」というゴール目標になっていて、その下に全部で169のターゲットが置かれている。もっと具体的な、例えばゴール1の2ですと、「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる」と。これ、ターゲットをきちんと一つ一つ全て実現していこう、していくことが大事だと思うんですけども、その面ではやはりまだ国立市は、いろんなところで私自身もそうですけれども、アイコンを貼り付けて、そこでまだ終わっているところがあって、やはりここはゴールだけではなくてターゲットの実現をしっかりと進めていく。全ての部署の人が自分たちの仕事をどのターゲットに関連づけて、目標をつけていくのか。

その意味では、SDGsは世界のゴールなので、そのターゲットを実現するための指標が、やはり自治体にはちょっと合っていないところがあるので、その読替え、自分たちで目標とターゲットを示したら、それを何によってそれを測るのかという物差しも自分たちでつくっていくというようなところが必要だと思うんですけども、そういうきめ細かなことを担当の係だけでやるのではなくて、全庁的に全ての部署で自分たちのやっていることは、どう位置づけられるのかということの検証と実践をつなげていく必要があるかと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○【山本行政改革担当課長】 ありがとうございます。今おっしゃっていただいた部分、今後の議論というところもあるかなと思っております。どういった形で今後進めていくのかというところで貴重なお話を今頂けたかなと思っております。

今おっしゃっていただいたようなところを含めて、これまで事務事業評価、マネジメントシートの中でやってきているというところが一つございます。ターゲットといったところも含めて考えてきているところがございますので、それを今おっしゃっていただいたところも含めて、どういった形で来年度以降、さらに進めていけるかというのを全庁的にちょっとまずは議論させていただきたいなと思っております。

○【重松朋宏委員】 最後に、先ほどアイコンとして掲示するだけではあまり意味がないんじゃないかということを行いましたけれども、ですけど、見える化することってとても大事なことで、しかもそれを誰かどこかの担当のSDGs担当だけがやるというのではなくて、それぞれの課、係一つ一つが自分たちの仕事をターゲットに至るまでを検証していくということが大事だと思うんです。そこまで重要であるなら例えば課や係の名称の中にSDGsの推進をという文言を入れるとか、あるいは庁内の今後組織名称などが変わったときに、掲示にSDGsのゴールを見える化していくとか、そういう形で市民にとっても、働いている皆さんにとっても分かりやすい形で取り組んでいるといくということを見える化していくこと、大事なんじゃないかなと思っておりますが、最後に1点だけ。

○【山本行政改革担当課長】 今おっしゃっていただきましたとおりだと思っております。まず、1点がSDGs、ここで市長室、男女平等のところに位置づけますけども、そちらだけがやるわけじゃ決してないというのは、まさにおっしゃっていただいたとおりかなと思っております。

総合調整ということをして市長室のほうでやらせていただきますけども、実際取り組んでいくのは、現場担当の部局ということになりますので、そういったところをまず考えながら進めていきたいと思っております。

また、今言っていただきました組織の名称としてSDGsをといたところ一つあるかとは思いますが、今回につきましては、この平和・人権・ダイバーシティ推進係、こちらの要素というのも当然SDGsの中でも中心的な部分だと思っておりますので、特にSDGsという名称をつけずに、この中にまず一つ所掌として入れさせていただいたということになります。

各課のサインといいますか、その場所を示すところにつきまして、今言っていただいたそのSDGsのマークというものをどういうふうにつけていくかということにつきましては、これ様々また検討も必要かと思っておりますので、少し考えさせていただければなと思っております。

○【高原幸雄委員】 何点か。ここで総務文教委員会資料No.14のところ、今回の組織改正の目的がここでずっと列挙されているんですが、いわゆる基本構想・基本計画に基づく課題の優先化というか、重点化ということと、コロナ禍の中の下での浮かび上がってきた課題、こういう位置づけになっているんですけども、そこでもう一つ、ジェンダーフリーという問題では、どんなふうに位置づけられているのかというのをちょっと見えてこないんだから、どうなっているかなと思っております。

○【山本行政改革担当課長】 おっしゃっていただいたジェンダーフリーに関しましては、今議論ありましたけども、市長室の男女平等のところで進めてきているという形で考えております。

○【高原幸雄委員】 そこで先ほど課長のほうから、新旧の部長職と課長職の人数が報告がありましたよね。部長が11、これは過員の1名も入っている11ですよ。この資料の中には4ページのところでは10名になっているけど、過員が入ってないから10名なんでしょうけど、11名、それから課長職が47から48名に増えているということなんですけど、女性の人数というのはどんな割合になっていますか。

○【山本行政改革担当課長】 まず、ジェンダーフリーというところで、管理職に占める女性の管理者の割合ということかと思いますが、部長職につきましてはこの過員1名除くと書いていますけど、この過員1名の部分が女性の部長職ということになっております。

課長職につきましては、すみません、ちょっと正確な数字を持ってないんですけども、たしか5名か6名だったと思います。

○【高原幸雄委員】 最後になりますが、それと新しく課長職が増えているということになるんですけども、その部署というのはどこに当てはまるんですか。これ、新設が幾つかあって、廃止も幾つかありますよね。どれがそれなのかなと思うんですけど。

○【山本行政改革担当課長】 おっしゃっていただきました資料No.14の4ページにお示しした一番最後なんですけども、課長職1名増えているといったところにつきましては、ちょっと御説明させていただきましたけども、教育施設担当課長と資産活用担当課長、こちらの兼務というのを解消させていただいておりますので、それぞれ設置する中で1名増えているといったところになります。

○【稗田美菜子委員】 では、何点か質疑させていただきます。この組織改正で兼務する管理職というのは、どのくらい減るのかどうかお伺いいたします。今の話だと1人しか変わらないのかなと思っ

ているんですけど、たしか4名か5名か兼務されていて、しかも中には2つ、3つ兼務されている方もいたと思いますけど、どれぐらい兼務が解消されるのかお伺いいたします。

○【山本行政改革担当課長】 すみません、正確なところは持ち合わせないんですけども、また、後でお示しさせていただきたいと思いますが、今おっしゃっていただきました資産活用と教育施設の兼務、こちらの解消が一つになります。あと、私ですけども、行政改革担当課長と情報政策担当課長というのを兼務しておりましたけども、情報政策の部分、政策経営部に持ってまいりますので、情報政策担当課長を廃止いたしますので、その兼務というのが一つ解消になります。

あとは例えば自宅療養支援室なども、主幹という形で管理職、課長職のほうを兼務しておりますけど、そういったところは今後も続いていく形になります。そういったところが主な兼務解消といったところになります。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると一番忙しいところがなかなか解消されてないのかなという印象を持ったんですけども、別の観点で伺いたいんですけども、組織改正をこれでされると思うんですが、各市役所の中の表示案内とかも変わると思うんですけど、どんなふうになるのかをお伺いいたします。

○【山本行政改革担当課長】 最初に御説明させていただいたとおり、今回令和4年の7月に組織改正実施いたしますので、そちらに合わせて今各課の上の部分にサインというものがございますけども、あちら、今回組織改正で名称変更になる課につきましては、変更させていただくといった形になります。

○【稗田美菜子委員】 よかったです。ガムテープとかで変えたりとか、簡易的なことをするのかわたってちょっと笑い事じゃないんですけども、簡易的となるとどうしてもそうなるんですよ。なので、今回改正をして7月に向けてちゃんと体制をするということで理解をするんですけど、急いでやると、結局そういう体制にせざるを得なかったりして、それってやっぱりそれで信用が下がるわけじゃないんですけども、やっぱり美しくないとか整ってないことって、なかなか信用のプラスにはなっていないと思うので、きちんと対応していただいているということで理解をしました。

中のことについてちょっとお伺いしたいんですけども、介護予防と保健センターを一体化して健康づくり施策の一体化をするといったことで、これは今回の目玉の一つというんですか、健康まちづくり戦略室の中の戦略推進のところの部分になると思うんですけど、これはもともと保健センターって、多分全世代の健康づくり、保健センターが関わった健康づくりって全世代対象だったはずなんですよ。

一つお伺いしたいのは、地域包括を発展させ、という前段が資料No.14の中に書いてあって、その中で介護予防施策と保健センターの健康づくり施策を一体化するということは、これ自体が高齢者施策と捉えられるのかなと思うんですけど、まず、その辺お伺いします。

○【山本行政改革担当課長】 健康まちづくり戦略室の部分になります。こちらにつきましては、おっしゃっていただいたとおり、これまで保健センターのほうでは全世代にわたるその健康づくりというところに取り組んでおります。こちらにつきましては、この組織改正後も変わらないです。保健センターのほうでそちらに取り組んでいくということになります。

そこも含めまして、さらにその戦略室ですので、ターゲットを絞って、戦略的に進めていくということを考えています。そちらにつきましては介護施策、健康づくり施策の一体化といったところ、まずこちらに取り組んでいくところで一つ考えているということになります。

○【稗田美菜子委員】 そうするとやっぱり健康まちづくり戦略室の中の健康まちづくり戦略推進担当というのは、基本的には介護予防とかそういう観点に重きを置いて、健康まちづくり戦略を立てていくという理解でいいんですか。

○【山本行政改革担当課長】 推進担当、当然室長も置きますけども、そちらが中心となって今おっしゃっていただいた部分を進めていくんですが、決してそこだけではないです。戦略室ですので、ターゲット層を絞ってやっていくというのも一つありますけども、そこも含めて、今最初におっしゃっていただいた全世代の健康づくりといったところも併せて進めていくということになりますので、その健康まちづくり戦略室というのはその下のレベルですけど、その中に保健センターを位置づけたと、そういった形になっております。

○【稗田美菜子委員】 それは理解しているんです。健康まちづくり戦略室は課のところだと思って、総務文教委員会資料No.16の中の8ページの中に細かく書いてくださっているんですけど、その中の推進担当については、総務文教委員会資料No.14の中の改正内容の①のところの説明されているように、戦略室を新設して、地域包括を発展させて、「地域包括支援センターの介護予防施策と保健センターの健康づくり施策の一体化等を含めた」と書いてあるから、やっぱりこの健康まちづくり戦略推進担当は、保健センターと切り離されているほうですね、はやっぱり高齢者施策という介護予防施策と言ったらいいんですかね、ということなんですかということが聞きたいんですけど。

○【山本行政改革担当課長】 この健康まちづくり戦略室の一つの目的としまして、これは施政方針などでも述べさせていただいておりますけども、2025年問題、2040年問題の対応といったところを一つ考えております。ですので、今おっしゃっていただいたその地域包括の部分と健康づくりも合わせてといったところ、まず一つ、目的となっております。

このまちづくり戦略室という名称にしておりますので、そのハード面、ソフト面を含めた全体的なその施策の方向性をもって進めていくというところで今考えております。

○【稗田美菜子委員】 すみません、お二人の課長に手を挙げていただいて、説明をしたいという気持ちはよく伝わってきたので、ありがとうございます。認識は分かりました。

まず、一義的にこの健康まちづくり戦略というのは、全世代型で進めていきますよということよりもきちんとターゲットを絞りますと。絞った上で、しかもハード面とかも含めたことを考えているから、健康まちづくり戦略推進担当ということをここでやるという理解で間違いなのかお伺いいたします。

○【山本行政改革担当課長】 おっしゃっていただいたような形で進めていきたいと考えております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると保健センターの中に置いてある、ほかの世代における健康づくりがちょっとやっぱり手薄かなと私は思います。予防接種と健康診断しか基本的になくなるので、健康相談とかについても今までと違う形になっていくと思うんです。私がよく一般質問でも取り上げているがんのこともそうですし、病気のこととかというのも全庁的に取り上げるのであれば、ちゃんと部門を決めてほしいと思うし、事務的にここが必要なんだということであれば、ちゃんとやっぱりここに書いておかなきゃいけないと思うんですよね。

そこについては入っているのかもしれませんが、ただ、ぱっと見てやっぱり分かるのは予防接種のことと、健康診断のことと、それ以外のいわゆる保健所がやっている業務の中におけることを市の中でやっていると見えてくると私は思います。なのでそこについては、もちろん議論されたと思うんですけど、保健センターのほうで全世代型というか、今回のこのまず一義的には健康まちづくり戦略推

進担当については介護予防の観点があると。そこではないところについては、保健センターがやるということでもいいのかどうかお伺いいたします。

○【山本行政改革担当課長】 すみません、御説明が私もちょうどできてなくて申し訳ないんですけども、まず今回健康まちづくり戦略室をつくるに当たって、室長、室につきましては本庁に置こうと思っています。本庁に健康まちづくり戦略室長と戦略推進担当という職員をまずは配置しようと思っております。本庁に置くことによって、各関係部署との連携というのをさらに強化して進めていくということをまず一つ考えているというところがございます。

今おっしゃっていただきました、その保健センターの部分につきましては、これにつきましては従来どおりのことをまずそれはきちんとやっていくということになります。さらに、その健康まちづくり戦略室の中で得られた様々なものというのを保健センターのほうに還元しながら、そこを一緒に協力しながらやっていきますので、今おっしゃっていただきましたその全世代の健康づくりといったところに関しては、この組織にすることによって、さらにまた強化することができると考えております。

○【稗田美菜子委員】 そうすると健康まちづくり戦略推進担当のところ、全世代型を受けるということなんですかね。

○【山本行政改革担当課長】 当然、その保健センターというものが健康まちづくり戦略室の中に入りますので、全世代の健康づくりというのを併せてやっていくということになります。

○【稗田美菜子委員】 分かったような、分からないようなんですが、改正内容のところをぜひ見ていただきたいんですけど、総務文教委員会資料No.14の1ページ、改正内容の①番、これを読んで全世代型と読めるかどうかということなんです、私、聞きたいのは、これは全世代型と読めますか。

○【山本行政改革担当課長】 失礼いたしました。おっしゃっていただいたのは、その「地域包括ケアをさらに発展させ」というところの部分かと思うんですけども、こちらすみません、ちょっと表現が足りなくて申し訳なかったんですけども、国立市はこれまでその地域包括ケアのまちづくりというものを取り組んできた。そのまちづくりというものをその地域包括ケアというものに据えてやってきたということがございますので、それをさらに進めていって、健康・医療・福祉のまちづくりといったものを目指すといったところでこういう表現させていただいておりますので、申し訳ございません。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あとは討論でさせていただきます。あと2点だけすみません、まだあと2点あるんですけど、大丈夫ですか、すみません。委員長、ありがとうございます。

2点質疑させていただきます。情報管理課が文書法制課に変わります。この中に公文書の取扱い、情報管理の段階でもそうだったんですけど、公文書の取扱いが、国立市においては指針がないと思うんですけども、公文書の保管とかについての指針がないと思っているんですが、この文書法制課においてはどのようになっていくのか、お伺いいたします。

○【山本行政改革担当課長】 この文書法制課につきましては、これまで情報管理課の中に文書法制係と情報システム係という2係がございました。その情報システム係、先ほど御説明したように政策経営課のほうに持ってまいりますので、その中で一つ、分かりやすい名称というところがございますので、文書法制課にさせていただいているといったところございます。

その公文書の指針ということにつきましては、今までも変わらず取り組んでいるところかと思えますので、今後も引き続きそれを検討していく、実施していくというところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。こういうところこそ自治体DX、活用できるのかなと私はちょっと思っていたりするんですけども、その自治体DXのところではちょっとお伺いしたいんですが、行革と自治体DXとを一体化して進めていくということなんですけど、ここで指している行革というのは行政改革だと思うんですけど、これも総務文教委員会資料No.14の中なんですけど、この行政改革で、今回のこの組織改正については基本的にコロナを経て見えてきたことを踏まえてやっていっていると思うんです。

今までの行政改革というのとちょっとまた見え方が違う、行政の在り方とか必要性というのが違ったものも見えているんじゃないかなと思っているんですが、ここで言う行政改革というのはどんなことなのか、お伺いいたします。

○【山本行政改革担当課長】 行政改革、まさに私、担当させていただいておりますけども、まず市として、行財政改革プランというものを策定させていただいております。あちらに沿って、財政改革も当然入っておりますけども、やっていく部分、こちら行政改革だろうと思っております。

こちらにお示ししているその行政改革と一体的な行政手続のデジタル化・オンライン化を含めた自治体DXというところにつきましては、おっしゃっていただいたようにコロナ禍の中で、その非接触化ですとか、その密になることを防ぐといった中でオンライン申請ですとか、そういったものが求められてきているというところが一つございますので、代表的なところになりますけども、そういったものにまず一つ取り組んでいくというところを一つ検討させていただいております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。その辺は、討論でさせていただきます。ごめんなさい、もう一点だけ忘れてたんで、もう1個伺いたいんですけども、すみません、同じこの総務文教委員会資料No.14の中の裏側のページ、その他のところで令和5年から、2023年ですね、重層的支援体制整備事業の実施に向けてというようなお話がここで書かれています。

この重層的支援体制整備事業というものが、基本やっぱりコロナ禍を経てということだと思わすけれども、関わり、行政がどこまで踏み込んでいくかとか、どこまで関わっていくかとか、どこまで責任を負っていくかというような具体的な話に進んでいかなきゃいけないのかなという時期に来ているんだと思っているんです。私自身はそう思っているんですけども、この重層的支援体制整備事業というものはどのようなものを指していて、目指しているのか、どういったイメージと捉えているのか、持っておられるのかお伺いいたします。

○【山本行政改革担当課長】 おっしゃっていただいたこの4番、その他というところでお示しさせていただきましたけども、こちらの御説明に書いてあるとおりですけども、コロナ禍の中で、様々な福祉的な課題が複雑化・複合化しているというところがございまして、国のほうでまず重層的支援体制整備事業というのが一つ進められているところでございます。

中身としましては、こちらございますけども、生活困窮ですとか母子世帯などを含めた子供の部分、しょうがい・高齢といった、これまでその属性ごとに相談支援機関というもの、相談支援の部署というものが組織でつくられていたんですけども、そういったところの属性を問わず、広く市民の方を対象とした相談支援体制を組んでいくというところが一つの目的になっております。

こちらにつきましては、矢川プラスのほうで完成することに伴って、子ども家庭支援センターの広場と、いわゆるその虐待対応、子育て相談などの部分というのが分離されます。その虐待対応、相談機能のところを本庁舎に移す予定に、令和5年度になっておりますので、そこを一つの起点としまして、この重層的支援体制整備事業、また、その総合相談機能、今のくにサポ、ふくふく、女性の総合

相談、様々総合相談機能、庁内にございますけども、そういったところをどういった形で整理をして、また、強化できるのかといったところ、これを含めて考えていきたいと思っております、もう既にこれに関しては、子ども家庭部、健康福祉部の各部署とちょっと検討を進めさせていただいているといったところになります。

○【稗田美菜子委員】 これで最後の質疑に致します。ここの今お話が重層的支援体制整備事業、これ重層的総合相談事業じゃないですよ、重層的支援体制整備事業ですよ。重層的に支援をしていく体制を整備する事業なんだと思うんです。

今お話聞いた中で、子家センの中でも虐待を本庁に移すとか、あるいは生活困窮だったりとか、それぞれの属性で相談していたことを全部その中には一つの部署では解決できないということが見えてきて、それを各部署、連携する中でちゃんと解決をしていくと。そのための支援の体制を整えていくということの重層的支援体制整備事業なんだと私は思うんです。

そうすると、相談をするということじゃなくて、どこまで踏み込んで来てくれるかということだと思うんですよ。何でかという、結局、家庭の中にある問題って家族とかその家庭の中で解決ができないことがもう多いから、外からの支援を入れないといけないんですよ。それは命に関わったりするから、虐待なんかまさにそうですよね。

どんなに虐待しちゃいけませんよと言っても、そうになってしまう何かがあるわけなんです。それはどんなに自分で止めても起きるわけですよ。それをどうやって公的に介入して解決していくかということは、相談だけでは当然解決できないと思うんです。そこには当然、医療的な専門家も必要でしょうし、ほかにたくさんの専門家が必要なはずなんです。そういうものを重層的に支援していくというためには、物すごい大変なことだと私は思っているんです。ただ、それはこれから先、絶対に必要なことなんです。

それを体制としてつくっていくのであれば、これちょっと市長に聞きたいんですけども、どういう、言ったら覚悟でというか、どういうふうに入介入していくのか。行政が介入していくって物すごいことだと思うので、どういうふうを考えられているのか、お伺いいたします。

○【永見市長】 実はこの重層的支援体制整備という言葉もあります。私は施政方針では、全世代型の包括ケアという言葉を使わせていただきました。対象となる方々はそんなに違わない、重層的な課題を抱えている、そして一つのことだけでは解決できない。そして全世代にわたって、ですから、環境が様々横串で通すだけではなくて、年代的にも縦串が通ると。こういう体制をどうやってつくっていくかということが、実は課題だということまでは言えます。それも今委員がおっしゃったようにやっていかなければいけない。恐らく2040年とかそういう時代、45年頃を目指すと、そういうことが本当に求められる時代が来ると思っています。それは行政の長としては、絶対にやっていかなきゃいけない。

ただ、今時点でまだこのことが、例えばこのコロナ禍において様々な貧困の問題出ました、子供たちの問題が出ました。あるいは、高齢者の恐怖におののいている姿もありました。しょうがいしゃが入院一つするにも、ケアの体制が整わないと、こんな問題も様々出てきました。これに一つずつ対応はしてまいりました。

でも、これを重層的にどうやっていくか。これまで私自身も見えません。それはどういう体制がその対象の方々にとって最も望ましいのか、本当にワンストップでやり切れるかといったところではないと思います。それは幾つかの専門領域が持ち寄ってそこに落ちがないように、そして網の目から落ちる

ことがないような重層的な支援、あるいは包括的なケアという問題をきちっと組み立てていく。

それはこれから何年もかかって一つずつ積み上げて、2000年に介護保険が始まって、20年たつてやっと地域包括ケアがここまで、20年かかっています。今、2020年ですから、20年かかって介護が歩んできた道を、包括という形で2040年に向かってどう組み立てていくか。これは覚悟を持ってやらなきゃいけないけれども、それがそのときそのときによって課題が様々出てきますから、それを一個ずつ解決していく。

ソーシャルインクルージョンは理念ではなくて、個別課題の解決であるという、この考え方を底辺に持って一つずつ、対象に向き合っていくと、行政が向き合っていくと。そのことを通して、包括性が生まれてくると、こんなふうを考えております。

○【上村和子委員】 聞いていれば、何か福祉保険とかでも議論したほうがよかったんじゃないかなというふうな、何か名前だけじゃなくて、何を目指すのかというところで、そういう質疑が多かったなと思うんですけど、私のほうも聞きたいのは、政策経営部に行政管理部が今までやっていた情報、電算、電子情報とかそういったものを移したと。これはDXというデジタル化を進めていくために、政策経営部のほうに移したと。これは、デジタル化をどうするために移すんですか、政策経営部に移すということは何をやるんですかね。

○【山本行政改革担当課長】 今おっしゃっていただいた、その行政管理部から政策経営部に移した意味というところになります。まず、行政管理部に关しましては、その内部管理といいますか、そういったところをつかさどる部というところになっております。ですので、これまでの情報システム系のほうでは、庁内のシステムですとか、そういったところの部分を主に所管させていただいていたというところになります。

そこに、このコロナ禍の中でデジタル化といったところの部分が入ってまいりましたので、そこをどう政策的に進めていくのかといったことも議論していく中で、一つ、政策経営部のほうに移して、行政改革と併せてやっていくというところで、一つ今回整理させていただいたというところになります。

その行政改革と一体的になったデジタル化というのはどういうことかというところになりますけども、まず一つ、市として考えているのは市の事務処理です。そういったところのデジタル化、この部分をまずは進めていく必要があるだろうと考えております。これにつきましてはデジタル化・オンライン化の方針ということで、議会のほうにもお示しさせていただいておりますけども、まず、その内部的なその事務処理といったところのデジタル化とオンライン化といったところを進めさせていただきたいと思っております。

いつも委員からおっしゃっていただいておりますデジタルディバインドの問題というところ当然ございますので、例えばその手続の部分、市民の方に御利用いただくときのそのデジタル化に関してはそのデジタルディバインドのところ、慎重に考えながら進めていく必要があると思っております。

一方で、その内部の部分につきましては、これもデジタルディバインドの問題ではなくて、もう市としての方針というところになりますので、こちらのデジタル化はさらに進めさせていただきたいと考えております。

○【上村和子委員】 ということは、この情報政策という中に、デジタル化の情報の政策はどうあるべきかということを経営的に考えていくために、政策経営部に持っていったという解釈でいいですか。

○【山本行政改革担当課長】 おっしゃっていただいたとおりで、デジタル化、まずは内部のところ

になりますけども、今後、その手続の部分もそうですし、市の様々な施策の中でデジタル化をどう進めていくかといったところも考えていく必要はあるかと思っておりますので、そういったところを考えていくためにも政策経営のほうに持ってきたという形になります。

○【上村和子委員】 私は両輪でデジタルディバイド、そっちも特に考えてもらいたいと思う。これは後で意見で言います。そうすると、国がデジタル庁をつくって、そして個人情報保護法というものをつくるということになったときに、国立市も、条例を今からつくっていくわけですけども、その条例づくりに関してもここがやっていくと、ここが担当するということなんでしょうか、それとも違うんでしょうか。

○【山本行政改革担当課長】 まず、デジタルディバイドの部分に関しましては、しっかり取り組んでまいります。先ほど少し御説明をしましたが、来年度、DXの計画というのをつくってまいりますので、その中にしっかりとデジタルディバイドの対応というところを位置づけたいと思っております。

今おっしゃっていただきました個人情報保護法の改正の部分ですけども、条例の改正部分ですけど、こちらにつきましては新しく名称変わりますけど、文書法制課、こちらのほうが担当していくという形になります。

○【上村和子委員】 文書法制課のほうで個人情報の条例をつくり、それで、実際オンラインの問題につくと担当部も変わってしまうというところで、責任の所在というのがちょっと分割されるんじゃないかなというのは、ちょっと私は不安があるなと思いましたが、これ以上聞かないです。そこら辺のところがかれるのがいいのかどうなのかということは、疑問があるなというふうにはちょっと思いました。

次に、SDGsに関しては入れるんだけど、この今の平和・人権・ダイバーシティのところに入るんだけど、まだしか分からないんですが、具体的にこの係長ができたりとか、もしくは職員が1人増えるとか、そういうところまで動くんでしょうか。

○【山本行政改革担当課長】 こちらの予算特別委員会の資料で、定員管理計画をお示しさせていただいております。そちらのほうに表記させていただいておりますとおり、このSDGsの推進というところ、また、子ども基本条例の策定というところがございますので、こちらを兼務するような形になりますが、市長室のほうに1名、職員のほうは増員という形で今、考えさせていただいております。

○【上村和子委員】 このSDGsと子ども基本条例、子ども基本条例は子ども家庭部のほうでやっていたと思うんですけど、それを市長室のほうに変えるということですか。SDGsを担当する人と子ども基本条例をやる人が同じことをやるんですか。

○【山本行政改革担当課長】 すみません、私の御説明が足りず申し訳ございません。

子ども基本条例に関しましては、変わらず子ども家庭部のほうで取り組んでまいります。こちらにつきまして、令和5年度からの施行というところを目指しております。ですので令和4年度、しっかり取り組んでいく必要があるということがございますので、これまでその人権施策、様々取り組んできた市長室のほうの職員が兼務していくことによって、さらに推進できる体制を整えていくということになります。併せてSDGsの部分も担当すると。

当然、その職員だけがSDGs政策担当するわけではございません。市長室の平和・人権・ダイバーシティ推進係全体で担当していく形になりますので、こういった形の分担があるかということにつきましては、また来年度以降きちんと考えていくという形になります。

○【上村和子委員】 SDGsってすごくやっぱり大きなテーマでして、一担当者がつけばいいという話じゃないと思うんですけども、今聞くと職員が1人増えるだけで、係長が増えるわけではないんですよ。これ係長1人で、職員が全体としても2か3ぐらいしかいないと思うんですけど、それでこういう大きな平和・人権・ダイバーシティ、SDGsできるんですかね。

○【山本行政改革担当課長】 まず市長室の平和・人権・ダイバーシティ推進係長といったところ、今実は市長室長のほうが事務取扱という形をさせていただいております。ですので係長が今いないという形になります。

これ、来年度以降どうなるかというところ、当然人事になりますので、今ちょっとこの場で明言することはできませんが、そういったところ、今委員から御提案いただいた部分を含めまして、人事の部分できっちり考えていくところかなと思っております。

ほかの委員の方の御質疑でもございましたけども、こちらの部署だけでSDGsを進めていくということは当然ございません。総合調整というところになりますので、こちらを中心に全庁もSDGs施策を推進していくという形になっております。

○【上村和子委員】 市長室の係長さんがもたないというか、本当にたくさんの視点でたくさんやらなきゃいけないので、やっぱり私は潰れていったなというのを今まで何人か見ている気がします。市長室長が献身的にずっとやっていますけれども、やっぱり働いている人はやりがい持って、生きがいを持てる体制づくりというのはすごく重要ですから、現場の声を聴きながら係長職も必要だったらもう1つぐらい増やしてよかったんじゃないかなと思います。

最後、やっぱりどうしても分からないのが、分からないというか、健康福祉部の健康まちづくり戦略室という言葉が意味していることが、市民から見たときによく分からないというのがあるかと思えます。

もう2040年もイメージして、全世代型の包括ケアを進めていくために、これから必要だという中身を聞けば分かるんですけども、戦略をつくっていく、健康のまちづくり戦略をつくるというこの名称は一体誰が考えたんでしょうか。というかこういう言葉って案外あるんですかね、市役所の名称の中にこういう名称って。

○【山本行政改革担当課長】 これまでの組織で、確かに戦略という言葉を使った組織はなかったかと思えます。何で今回この戦略室になったのかというところですけども、これにつきまして、当然先ほどもちょっとお話ししましたけども、担当部局と様々相談させていただく中で、この名称でということ一つ決めさせていただいております。

先ほどからる御説明をしていますけども、そのターゲットを意識した効果的な事業展開といったところがまず一つ。あと予算記者会見資料でも御説明をさせていただいておりますけども、市民一人一人が自ら選択し、生活を充実させることができるその環境づくりといったところ、こういったものをターゲットを定めて、効果的な事業展開を目指してやっていくというところで、健康まちづくり戦略というものを来年度定めていくというところがございますので、その中でこの戦略室というところを考えたということになります。

○【上村和子委員】 これも多分議論のしどころで、市民からどう見えるのかというのはやっぱり分かりやすい言葉でやったほうがいいのかというふうには思います。皆さん方の意気込みとか課題というのは分かるけれども、じゃあここは何するところなのかと聞かれるより、ここは、皆さん一人ずつ市民の方が2040年になっても、超高齢社会になっても安心して暮らせるように、そういうことを考

えていくところなんですということを総称して何と言うのかという、ソーシャルインクルージョン室でもよかったような気もするんですけども、何か言葉を説明しなければいけないという手間があるかな。ネーミングというのはすごく大事ですから、ネーミングというものに——でも意気込みは分かりました。

そうすると、保健センターというのが建物があります。保健センター長というのは、今度まちづくり戦略室長と、この関係ではどうなるんですか。

○【山本行政改革担当課長】 先ほど少し御説明させていただきましたけども、健康まちづくり戦略室の室長に関しましては、本庁で勤務するという形になります。これは課長職になりますけども、この課長職が保健センターのほうも所掌するということになります。

じゃあ、保健センター所長はどうなるかということにつきましては、保健センターの係になりますので係長職、こちらの職員が保健センター所長と、そういうことに位置づけるということになります。

○【上村和子委員】 すみません、そうですか、私は保健センターという建物をもっともっとセンターにしていったほうがいいと思っていた人間なんです。

保健センター、あそこを強化して行って、あそこがいろんなことをやる、保健所機能を持っていくというふうな、そういうイメージの組織改正のほうの方が分かりやすいんじゃないかなと私は思っていました。ちょっとそれが違うんだなというのは今分かりました。

最後だけ、子ども家庭部児童青少年課から、保育幼児教育推進課になったんですけど、青少年はどこに行ったんですか、青少年はやらないということですか。38歳ぐらいまでやるということでした。

○【山本行政改革担当課長】 すみません、これ分かりづらくて申し訳ないんですけども、総務文教委員会資料No.14の4ページを御覧いただければと思うんですが、子ども家庭部は今まで3人の課長、3課長で2課、児童青少年課と子育て支援課という体制でした。こちらを3課長で3課、3つの課に分けるということで今回改正させていただこうと思っております。

一つが児童青少年課、これまでであったところなんですけども、この児童青少年課の中にこれまで、委員もおっしゃっていただきました青少年の部分です。児童館学童ですとか児童青少年係などもございましたけど、そういった部分と、児童青少年課の中に合わせて保育幼稚園の部分、公立保育園も含めた公立保育園の部分、これが合わせて全て入っていたと。そこに担当課長として政策推進担当課長がついていたところだったんですけども、そこを分けまして、施策推進担当課長が今まで児童館学童ですとか、様々な青少年施策をやっていたところ、こちらを児童青少年課のほうに位置づける。児童青少年課の中から、保育幼稚園の部分を抜き出して、保育幼児教育推進課というのを改めて設けて、その中で幼稚園の入所の部分ですとか、公立保育園の部分というのをやっていくという形で、児童青少年課を2つに分けるという形になっております。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切ります。ここで休憩に入ります。

午後4時54分休憩



午後5時9分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、討論に入ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 本組織改正によって、コロナ禍への対応の強化が図られ、質疑に対する答弁におきましては、基本計画の修正や実施、また、行政のデジタル化、健康まちづくり、子育て支援、これに加えてストックマネジメント、あるいはSDGs、また、文化芸術も含めて強化される、こういうことであります。

したがって、第2号議案国立市組織条例の一部を改正する条例案に賛成を致します。

○【稗田美菜子委員】 本条例案には賛成の立場で討論させていただきます。

健康まちづくり戦略室については、地域包括ケアを発展させ、全世代型という御説明でありましたし、室長と担当については本庁にいていただくと、そこで全てを受け止めていくということで理解はしたんですけども、とはいいますものの一方で、包括の介護予防と保健センターの健康づくりの一体化と言われれば、若い方は自分は該当しないのかなと考えるのが自然だと思いますので、周知の仕方には十分気をつけて、丁寧にしていただきたいということをお願いいたします。

それから、行政改革については、行財政改革プランの推進によってここまで進めてきたと思うんですけども、コロナ禍を経て行政改革は、決してスマートな行政ということではないのかなと私は考えております。非接触とか来庁しないのでできるといったようなことについては分かりますし、その部分についてだけを行革というわけではないとも思います。

行政改革と一体化するのであれば、自治体デジタルトランスフォーメーションを進めるだけになってはむしろいけないと思いますので、適切な行政改革、どういったことが行政に求められているのかということをごとこでやはり立ち止まって考えていただきたいと思います。

今後、行政に課せられていることは、それぞれが個々で抱えている問題に関して、どこまで行政が支えてくれるのかなというところだと思います。同時にどこまで解決に導くというか、どこまで解決に向けてサポートしてもらえるのかなという点だと思います。それを今回の組織で全てができるとは私も思っていませんし、まずはこの組織改正で課題に取り組んでいこうという姿勢については、理解をすることでございます。

あとは実際のところ市民生活の中においては、家庭の中とか家族の中とか、より細かな単位の中に重大な課題があって、それはまさにコロナ禍で見えてきた、浮上してきた問題だと思うんです。それが見えてきたということは、今回のコロナにおいて一つ学ぶところではあるんですが、実は前から存在していたものでもあると思います。なので、これから先に行政としてどう踏み込んでいくのか、繰り返しになりますけれども、どう踏み込んでいくのかということがやはり試されているんだと思います。

大体、行政の方と御相談をすると最終的には御自身で決めてくださいとか、御自身で判断してくださいと言われるのがもうほとんどだと思うんです。でもそれができない、どうしていいのかわかってしまっているというのが今の現状だと思いますので、専門家として判断ができるような情報を示せるとか、あるいはチームとして支えていくという仕組みづくりが必要だと思いますので、そういったことを踏まえた組織改正、あるいは行政改革につながっていくことをお願いいたしまして、本議案については賛成とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】 この条例案については、賛成の立場で討論します。

コロナ禍の下で、新たな課題が本当に市民の安心・安全と、それから、どうしたら市民生活を支えられるかという点では、役所の組織としての果たす役割が十分に機能して、本当に信頼される市役所としての、市民から負託されているそうした内容についても、しっかりと対応できるような組織とし

て運営されることを要望して、賛成と致します。

○【上村和子委員】 私も賛成の立場で討論します。

今日、説明をいろいろ聞いて何を指したいかということとは分かってきました。その中で、ちょっとやっぱり述べましたけれども、この組織改正が市民から見たときにどういうふうに見えるかということなども意識してもらえると——割と行政内部だけでネーミングを考えてしまいますと、内部の中では整理ができるんだけれども、市民に向けてどうかというちょっと客観的な視点というのは抜け落ちるんじゃないかなと思いました。もうちょっと前の段階で、議会にちょっと聞いてもらったりしてもよかったかなとは思ったりしました。

健康福祉部の健康まちづくり戦略室、これは2040年に向けてやはりターゲットを絞ってと、これを乗り切らなきゃいけないんだというような覚悟とか思いとか何をしたいかということの意気込みは分かります。だけど、もう一方片側、市民から見たときに、戦略という言葉が本当にぴったりするんだろうかと。ターゲットにされるということが、当事者から見たときどうなんだろうかという思いもあります。

安心して、誰もがウエルビーイングとおっしゃっていますから、そういう意味でこのまちで暮らしていくための、それを考えていくところなんだというネーミングを、もう少し分かりやすい、優しい言葉で考えられたほうがよかったのではないかなというふうにはちょっと思いました。

それと私は今回コロナ禍の中で、保健センターで果たした役割というのは本当は物すごくあったなということを思っています。こう思っている議員もたくさんいますし、内部でも皆さん、そう思っておられると思います。コロナ禍の中でやはりアウトリーチ型の保健師さんたちが動いたり、入り口となってあらゆる相談を受けたり、国立市の保健センターが果たしてきた役割というのは非常に大きくて、それがあっての自宅療養支援室であり、そして、さらにそこに医師が必要なんだという形で今回の医師を入れていくという形になったような気がいたします。

そういう意味では、保健センターが係長で所長とするというのでいいのかなという気は今でも致します。もっと保健センターのほうを強化していく、保健センターを膨らませていく、保健所機能を持っていくということのほうが、今回の学びの中の積み上げた形でのいい形ではなかったかなというふうには思ったりします。

しかし、実際に内部で働いておられる方は、いや、健康まちづくり戦略室なんだという思いがあられると思うので、それはまた今度聞いていきたいなというふうには思います。SDGsも入れ込むのはすごく言葉的には簡単なんですけども、SDGsの全体調整というのは大変な役割です。そもそもこの市長室にSDGsの所掌を入れたならばそもそものビジョンが必要ですし、SDGsとは何なのかということも総合調整できる人が行かなければいけないです。係長ぐらいの人が行かなければできない話なのではないかなというふうには思います。

そういうふういろいろな言いたいことか思いが、デジタルに関してもそうですが、デジタルディバイドと言うんですか、やっぱりそれもちゃんと考えていくということで、考えていくときにどっちに基本を置くかということ、私はやはりできない人というものを、情報弱者をどう救済するかということを人権の視点で考えていくために、政策経営部が持ったというぐらいの意気込みを持った説明がしっかりいただけたら——その方向で行くとおっしゃったので安心しますけれども、そういうことを望みますし、一番やっぱり国立市情報公開条例及び国立市個人情報保護条例という、とてもいいものをつくってきた、そこを担ってきた情報管理課がいたと、電算室との関連もやっていたと。そこを切り

離すことが——文書法制という形で条例づくりとか個人情報保護を守るところと、政策経営が持っている電算室と言うんですかね、そこが切り離されることに対してちょっと心配な面もあります。そういうことも今後の課題ではないかということを書いて賛成と致します。

○【藤江竜三委員】 賛成の討論を致します。

組織改正をしていくことはコロナ禍を受けて、コロナの影響を受けて、様々なことが今までの常識が変わってきたというように考えます。また、将来的には人口の構成であつたりも大きく変わってくるかと思えます。そういった中で組織の在り方を変えて、仕事のやり方を変えていくというのは非常に重要なことかと思えます。

そういった中で、情報システムの関連を政策経営部のほうに持って行って、よりデジタルトランスフォーメーションを推進していく。また、健康まちづくり戦略室を新設し、市民の全体の健康のことを考えていくということが非常に重要なことだと思います。

また、他の委員の方は、もう少し分かりやすい名前のほうがよかったんじゃないのかということでおっしゃっていて、分かりやすい名前にしていくのも僕も必要だと思っていて、ただ、ちょっと意見が違って、僕はダイバーシティとか横文字を使われても、ダイバーシティ、何じゃそりゃといまだに引き直して、そうだった、多様性ということだったか思っていたりします。

ソーシャルインクルージョンも正直な話、多分、議員じゃなかったら知らなかっただろうなど、一般市民の方にむしろ伝わりにくいので、僕は議員と行政としては知っているけど、一般市民が知っているかといったらそうはならないと思うので、あまりそういう行政的な、専門的な言葉は使うべきではないのかなと思います。

ウェルビーイングという言葉も、最近これもまた知ったんですけど、やっぱりむしろ漢字のほうが直感的に分かりやすいですし、見た瞬間、字の一つ一つの文字と意味で、分からない言葉であっても想像がしやすいのかなというように思いますので、その辺り配慮していただきながら係の名前は決めてほしいなというように思います。

そして、新しい組織になると、この資産活用面で分離して教育のところと分かれていく。公共施設、今後考えていく上で非常にウエートの重い部分だと思いますので、こうやって分かれて力を入れていくのもよいと思います。今後も国立市全体のことを考えて、まちづくり、進めていっていただけたらと思います。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



#### 議題(9) 第3号議案 国立市職員定数条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第3号議案国立市職員定数条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第3号議案国立市職員定数条例の一部を改正する条例案について、補足説明申し上げます。

本条例案は、他の団体等への派遣職員を定数外とすることを明確にするとともに、長期の育児休業取得者が増加している状況を受け、育児休業を取得している職員の所属する部署に対して、必要な人員の配置を可能とするため、長期の育児休業取得者等についても定数外とするよう、条例の一部を改正するものでございます。

参考として、総務文教委員会資料No.17及びNo.18を提出しておりますので、御参照ください。総務文教委員会資料No.18、新旧対照表を御覧ください。

第1条は、国立市一般職の職員から除くこととしている「嘱託者」について、現在対象となる者がおらず、今後も生じる可能性がないことから、削除するものでございます。

第2条は、第2項を新たに追加して、定数外とする職員に休職を命ぜられている職員、育児休業をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、国、地方公共団体その他の団体に対して派遣されている職員、公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例第2条の規定により派遣されている職員、年度を単位として研修により民間事業者に派遣されている職員を新たに加えるとともに、第3項として、復職等によって、職員定数に過員が生じた場合には、当該過員が生じた年度に限り、その現在数をもって職員定数とする規定を追加するものでございます。

付則は、条例の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 伺います。それでは、これを改正することによってどういった効果が得られるのか、狙いは何なのかというところをもう少し詳しく説明願います。

○【箕島政策経営課長】 今回、定数条例を提案しました理由といたしますか、そういったところかと思えます。まず、背景と致しまして、まず一つ、これまで他団体の派遣職員、こちらを運用上除外しておりましたが、令和3年度からの矢川保育園の派遣が始まりまして、20人近くの派遣が生じているというのが1点。それから、先ほど補足説明でもございましたが、やはり育児休業の取得者数がここで数年で急が増えているといったところがございます。

あと、これに若干関連するんですが、3点目として、令和3年度からこれは内部の方針の決定なんですけれども、なるべく育児休業取得の職員のところには正規職員を確保していきたいといったような方針を決めたというのが、大きな背景として3点ございます。

こういったものを踏まえまして、派遣職員も増加しているので、条例上明確にしていきたいというのが1点の理由、それから、もう1つはやはりこの育児休業取得者というのをこのまま定数にカウントして、過員配置というものを行っていきますと、将来的に条例定数を超過するというおそれも出てくる可能性があります。そういった場合に、逆に過員配置ができないといった状態になってしまうと本末転倒になってまいりますので、こういったことから、定数の中からあらかじめ除外をしておきたいといったところでございます。以上です。

○【藤江竜三委員】 そういったことということなんですけども、この人数を急に定数外としてしまうと、人事がかなりやりづらくなってしまうのかなという懸念もあるんですけど、これは何か徐々にやっていくとか、移行期間としてはどのように考えているのかという流れについて、質疑いたします。

○【箕島政策経営課長】 今回は、条例定数そのものはこちらが通ればそのカウント、定数から除外するということとなりますが、ワーク・ライフ・バランスの過員の配置につきましては、ここで決定させていただいて、一気に例えば何十人つけるというのは正直難しいので、徐々に枠という形で増や

していきたいなと考えております。

ここについてはやはりおっしゃるとおり、育児休業というのを取得する時期だったり、復帰する時期というのはかなりまちまちだったりもしますので、やはり人的にはかなり難しいところもあろうかと思いますが、その都度都度、復帰・取得のときに調整をしていくようになろうかと思えます。

○【重松朋宏委員】 何点か具体的に質疑したいと思うんですけども、長期の育児休業取得者を定数から除外するといったときの長期というのは、大体目安としては何日であるのでしょうか。

○【簗島政策経営課長】 先ほど申し上げたワーク・ライフ・バランスの関係で、過員を配置しようといった、そういったところに少し関係してくるんですが、おおむね6か月以上というところを目安に考えております。

そういった場合に、追加で過員を配置するといったところを少し考えておきまして、逆に短期になればすぐ戻りますので、過員配置等がありませんから、特に数字上も影響しないだろうと考えています。

○【重松朋宏委員】 そこで総務文教委員会資料No.17の2ページのところで、育児休業取得者が近年拡大しているということは分かるんですけども、このうち長期の育児休業取得者って大体どれぐらいなんでしょうか、何人ぐらいなんでしょうか。

○【簗島政策経営課長】 こちらにお示ししている数字自体は、最大値、最小値とかそういったところを取っておりますので、ちょっと分かりにくいところかと思いますが、例えば一時点のところを、令和3年度の情報でございますが、令和3年の年末の段階で、男性、女性それぞれ育休を取っています。この中でいきますと、半年、6か月を超えない職員というのは3人しかいないです。これ実は男性も入ってまして、男性、実は育児休業取得率は71.4%で非常に高くなってきています。このうち2人は1か月以上、2人は半年以上ということで取っているのが現状でございます。

○【重松朋宏委員】 具体的な数字、答えていただいてありがとうございます。国家公務員については、たしか男性の育児休業取得の数値目標があったと思うんですけども、国立市は数値目標は持っているんでしたっけ。

○【平職員課長】 男性の育児休業の取得の目標は、令和2年の3月につくりました特定事業主行動計画において、数値目標を示しています。そちらの中では2つ指標ありまして、1つは育児休業を取得する人の率です。ちょっとすみません、今手元に計画ないんですが、8割を目指していたと思います。それとそれだけではなくて、1日でも2日でも取ったは取ったになるので、そうではなくて実態としてきちんと育児に参加するという表現がいいのか分からないですけど、育児をするという期間でするので、取得期間を1か月以上取得した職員の率と、取った職員のうち1か月以上取得した職員の率も指標に挙げています。

すみません、改めて、大変申し訳ございません、ちょっと数字が私、混同しておきまして、男性職員の育児休業取得率を50%を目指すとしております。それが計画期間の令和7年度までです。それと併せて先ほど申し上げました、30日以上取得する男性職員の割合を8割と目指すと、そのような数値目標を掲げております。以上です。

○【重松朋宏委員】 先ほどの答弁と重ね合わせて言うと、かなり目標数値、数値目標をクリアすればいいという話じゃないですけども、かなり取得、活用されている。これが定数から除外して、きちんと代わりの人を手当てしていくことによって、さらに加速化していくと見てよいということですか。

○【平職員課長】 委員さんおっしゃるとおりだと思います。これは市長の政策として、男性の育児休業の取得の推進も掲げておりますので、そういう意味ではすごく非常に市長の政策が進んでいると思います。今後ますますワーク・ライフ・バランス要員という考え方を導入して、育児休業中の職員にはお給料は払っておりませんので、そういう意味では、その代替の職員を確保することというのは、うまく調整ができればですけど、コスト増要因には直接的にはならないと考えています。

そういう意味では、その確保をきちっとしていくことで、さらに進めていけるように努力してまいりたいと考えています。

○【重松朋宏委員】 その場合の確保って、正職員を充てていくということですか、それとも会計年度任用職員であったり、任期付の職員であったりというの組み合わせでいく。

○【箕島政策経営課長】 従来考え方としましては、基本的には会計年度任用職員を措置していました。ここの資料の表にもありますとおり、係長職が結構増えてきた段階、あとは職場の事情によって正規職員を配置してきたこともあります。今回令和3年度からの考え方としては、基本的には正規職員を代替で配置していきたいというのがまず方針としてあります。

ただ、全ての人に正規職員の配置をいきなりできるかということ、そこまでは正直難しいかなと思っております。また、育休に入る時期だったり期間が異なりますので、ある程度の人数を枠としてこちらで捉えておいて、人事異動なんか含めて可能なところに正規職員を配置していきたい。難しいところについては、会計年度になるかもしれませんし、政策経営課も今取得者おるんですけども、私のところは逆に配置がないような状況です。

○【重松朋宏委員】 最後にもう一点気になるのは、心身の故障等による休職、地方公務員法の第28条第2項の規定の休職職員なんですけれども、実態としては、今、10月時点で5人ということなんですけれども、これ、増えてきているのか、あるいは特定の部署に集中していないかなど、ちょっと心配なところあるんですけれども。

○【平職員課長】 今回の議案に関わる、いわゆる定員に関わるような長期の病休、本当に例えばですけど、6か月以上の継続して休業に入らなければならない休業というのは、そんなに大きく変化しているわけではないです。

ただ、いわゆるその1か月とかメンタルヘルスの関係、これは国立市だけじゃなくて全国的な傾向として増加傾向にあるというのは言えると思います。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 賛成の立場で討論いたします。

おおむね6か月以上の育児休業の方、取られた方がいらっしゃる場合は、追加で過員を正職員の方で基本的に行っていきたいというような考え方、私はこれは非常にいい考え方だなというように思います。なかなか自分が抜けてしまうと、この職場がどうなってしまうかわからないとなると、なかなか気持ちよく休めないとなってしまうというのは本当にあるかと思えます。

そういった中で、次、代わりの方がいて、その方がしっかり支えてくれて、自分はしっかり休んで育児ができるというのは絶対に必要なことだと思います。そして、いただいた資料を見ると実際に人数も増えてきている。また、職員さんの年齢構成、基本的には一定層いるわけですから、常にこれからも育休を取る方というのは絶対に出てくると思いますので、こういった形で取りやすい形を整えて

いただいて本当にありがたく思います。

これからも、多少、余力を持って休むときは休むというのできる体制を取って、仕事に邁進していただけたらと思います。以上です。

○【小口俊明委員】 職員の他団体等への派遣、また、長期の育児休業等で実質的に実務に当たることができない職員の皆さんに対し、職員定数条例の定数から除外をする、これは適切な対応だろうと、このように考えます。

よって第3号議案国立市職員定数条例の一部を改正する条例案、これに賛成を致します。

○【稗田美菜子委員】 本条例案には賛成の立場で討論させていただきます。

重松委員の質疑の中で明らかになりましたけれども、2か月以上を令和3年の12月までの中で、男性の職員さんも含めて2名いらっしゃると。長期にならないのかな、30日以上の方ということで、少しずつそういうことが広がっているということはすばらしいことだと思いますし、藤江委員もおっしゃっていましたけれども、自分がいなくても大丈夫なんだ、仕事がちゃんと継続されていくんだということが何よりもやっぱり安心要因だと思うんですね。

私自身も、議会から離れている間に、どうなっちゃうんだろうと思いましたし、副議長を務めさせていただいている間は妊娠もしていましたので、いなくなる不安というのは確かにずっと付きまっていた。それを当時、女性の議長だった方が大丈夫よと言って寄り添ってくださったので、すごく休みやすかったですし、何かあれば、すぐ休んでいいのよと言ってくださる方がいたことは非常にありがたかったと記憶しております。

なので、休みやすい環境をしっかりと整えていくということは非常に大切なことなので、この条例案にはもちろん大切なことですので、賛成はしていきます。

同時に、仕事復帰をしていくときのサポートも大事だと思います。どういう形でどうやって復帰していけるのかというのが、そもそも妊娠をして出産をしてということを経験する間に、何か社会から取り残されていく感覚というのを持たなくていいんですけれども、何となくやっぱり持ってしまうという現実があると思うんです。

その中で、社会にまず復帰をしていくと、社会の中に参画していくということの大切さ、それから、その中で仕事をしていくということの感覚を取り戻していくというのは、そう簡単に何日から仕事復帰しますということだけではなかなか難しいと思うんです。

ですので、仕事復帰の日時が当然決まっていると思いますから、それより前にどういう形でサポートしていけるのかということも含めて、それは男性、女性問わずしっかりとサポートしたという体制も整えて、この条例をしっかりと進めていただきたいということを要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】 今の稗田委員のお話、とても大事で、自分が休んでも仕事がきちっと回っていくことの安心と同時に、復帰できるだろうかという不安が、男性であっても、女性であっても大きくあると思います。今後定数から除外されると、自分のいたところに別の職員が配置されていて、ますます戻れるんだろうかという不安が大きくなっていくと思います。そこのフォローの体制というのは必要になってくると思いますので、しっかりと配慮して、育児休業を取得しやすい、休みやすいし復帰もしやすいという環境をつくっていただければということをお願いしまして、本条例改正には賛成いたします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

出席説明員の入替えのため、暫時休憩と致します。

午後 5 時 4 1 分休憩

◇

午後 5 時 4 2 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

◇

#### 議題(10) 第 5 号議案 国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第 5 号議案国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第 5 号議案国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明をさせていただきます。また、総務文教委員会資料No.1 を提出させていただいておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

まず、改正の趣旨でございます。資料No.1 の 2 の(1)を御覧ください。本条例案は、国立市で勤務する会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため、条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、これまでは会計年度任用職員として任用された期間が、「育児休業又は部分休業の開始日において継続して 1 年以上である者」に限り育児休業または部分休業の取得対象としておりましたが、1 年以上の継続任用の要件を撤廃するため、規定の整備を行うものでございます。

次に、改正の背景でございますが、資料No.1 の 1 を御覧ください。国においては、令和 3 年 8 月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」において、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示されたことを踏まえ、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和することとし、令和 4 年 4 月 1 日から本条例改正案と同様の措置を行っております。

また、民間部門におきましても、育児・介護休業法の改正により、本条例改正案と同じように有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和が、令和 4 年 4 月 1 日から適用されることとなっております。これらの背景を踏まえ、均衡の原則及び情勢適応の原則を踏まえ、本市においても同様の措置を行うものでございます。

次に、具体的な条例改正の内容でございますが、育児休業をすることができない職員を定めた第 2 条及び部分休業をすることができない職員を定めた第 6 条においては、それぞれ会計年度任用職員として任用された期間が、開始日において継続して 1 年以上である者を除外する記載がありますが、会計年度任用職員全体が除外されるように当該文言を削ります。

次に、付則でございますが、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 それでは、2点質疑いたします。大体どの程度の人数が予想されるのか、1年以下ということですから、かなり数は少ない部分もあるかというふうにも思うんですけども、そういった対象となる可能性がある方がどれぐらいいるのか。また、実際にこれまでに1年以下だったんで、育児休業が取れなかったという方もいらっしゃるのか、この2点について伺いたいと思います。

○【平職員課長】 まず、最初の御質疑のどのくらいの者が今回の改正で対象となるのかという御質疑でございます。令和3年4月1日の数値として押さえておりますが、第1種会計年度任用職員で御説明しますと465人おまして、そのうち育児休業の取得対象となり得る20代から40代の職員が195名で、約42%になります。そのうち、任用が1年に満たない者の人数は37名でございます、465人の全体に対しては、約8%という対象となります。

それと2つ目の実績と、あとそういう実例があったのかどうかというところでございます。過去5年で確認をして、実績としては部分休業は1件、取得実績があると。あと育児休業は10件、取得の実績がございます。うち実際その任用後1年経過してなかったから取れなかったという事例がございます。それは件数としては10件のうち2件が1年継続要件という部分で取れなかったと。その間どうしたかという、それで雇用がなくなるということではなくて、いわゆる欠勤という処理をしまして、継続して任用された期間が1年を超えたときから育児休業を取っていただくという処理をして、その方たちは今もう任用が継続されているという、そのような状況でございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 ちょっと制度のことになるんですけども、正職員だと育児休業中は給与は出ないですけども、社会保険のほうから給料の7割の補償があります。会計年度任用職員については、休業中の給与補償はあるんですか。

○【平職員課長】 この育児休業という形で、任命権者が承認して取得した場合においては対象となります。以上です。

○【重松朋宏委員】 それは正職員と同じく給料、時給になると思うんですけども、時給換算での標準的な給料の何割とかというような形で支払われるということなのかということと、あと、これまで、10件ほど育児休業、事例があるということなんですけど、これも先ほどの議案もそうですけれども、ある程度長期にわたったものでしょうか、それとも何日間かの育児休業というような形なのか。

○【平職員課長】 1点目の御質疑につきましては、常勤職員と同じように育児休業取得前の収入に応じて算定されて、割合を乗じて受給できるという仕組み、そこは変わらないです。

それと2つ目の御質疑で、これまでの10件の実績ですが、基本的には、300日を超える、いわゆる長期に取得されている方が10件のうち5件は300日を超える、かなり長期に取られていると。1件60日という案件がありますが、それ以外は、基本的には100日を超える、それなりの日数を取っていらっしゃるということです。以上です。

○【重松朋宏委員】 会計年度任用職員は原則1年、毎年度任用で、大体7回更新と申しますか、7回任用が大体標準のような形になっているんですけども、間に長期の休業があった場合、その更新と申しますか、その任用回数というのは延びるんですか、それとも、7回ですから8年間の中で取ってもらうということなんですか。

○【平職員課長】 任用回数自体は、再度の任用は6回までと定めております。そちらはあくまでも任期は、重松委員おっしゃるように1年で任用されているわけで、その任期中に育児休業を取得され

た場合は、再度の任用をするということになるかと思えます。そういう意味では、その6回にプラスしてそれが回数が増えるということには、考え方からしてはちょっとならないのかなと考えています。

○【重松朋宏委員】 最後に、先ほどは第1種会計年度任用職員、旧嘱託員についての実績だったんですけども、これは第2種、旧臨時職員、むしろ短期間での任用されているような職についても、育児休業や部分休業というのが、取得要件が緩和されるのでしょうか。

すみません、第2種の会計年度任用職員については、どうなのかということです。

○【平職員課長】 第2種の会計年度任用職員についても、同じように適用されます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 育児休業制度における、会計年度任用職員への適用に関する調整ということがあります。

これまで会計年度任用職員は1年を経過するまでは、育児休業等の対象になりませんでした。今回の改正で、1年未満であっても育児休業等の対象になることとなります。有意義な改正であると考えますので、第5号議案国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対しまして、賛成を致します。

○【藤江竜三委員】 誰であっても出産、育児が安心してできる環境を整えていくという、社会全体の流れを進めていくために非常に重要なことかと思えます。1年未満であっても、休めるということをしていくことは重要かと思えますので、本議案に賛成してまいります。

○【稗田美菜子委員】 本条例案には賛成の立場で討論させていただきます。

事前に、課長とのヒアリングの中でもお話しさせていただきましたが、どうやってもやっぱり制度から漏れてしまう人がいるのは事実だと思います。今回のこの制度においても、復帰後に仕事がない場合には育休が取れないといったことで、具体的に考えたら例えばその仕事が3年間でもう終わってしまう仕事があったとしたら、大まかに考えて産前産後の休暇を考えると、その仕事が終わる半年ぐらい前に出産をすると、育児休業がぎりぎり取れるか取れないかみたいなことになるんだと思うんです。やはり制度として漏れてしまう人がいるのは当然というか、仕方がないことなので、周知においては丁寧にしっかりとさせていただきたいということが一つ。

それから、翻ってこのもともとの条例案としては、1年以上の実績というんですか、勤務がないとそもそも取れなかったということを見ると、女性からすると自分のキャリアとかも全部含めていつだったら産めるのかなと考えるんですよね。少しでも仕事に支障がないようにとか、あるいは自分のキャリアにとって少しでも何かプラスになるためにマイナスに働かないようにと、出産や育児がマイナスに働くことは絶対ないんですけども、社会から一時期離れなきゃいけないということが、やはりマイナスに働くのではないかということを見ると思うんです。

ですので、そういうことがないということをしきりと保障していくためにも、赤ちゃんを授かって安心して産めるという環境がとても大切なので、今回のこの条例案については賛成とさせていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



### 議題(11) 第6号議案 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第6号議案国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第6号議案国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、補足説明いたします。併せて総務文教委員会資料No.2を提出させていただいておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

本条例案は、産業医の報酬額を改定するとともに、在宅療養専門指導医を非常勤特別職として配置し、その報酬額を新たに設定するため、条例の一部を改正するものでございます。

まず、改正の目的でございますが、産業医につきましては、近年職務内容が大きく増加していること等から、現行の職務内容等に基づき報酬額を見直すものでございます。また、在宅療養専門指導医につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大、昨年5波における在宅療養支援室における経験等を契機に、今後平時においても市民が安心して自宅で療養し、市が医療・介護・生活支援を的確に届けるためには、在宅療養に関して、市に対し医療の側面から指導・助言する非常勤特別職の医師の配置が必要と判断し、設置を決定したものでございます。

それらの観点から、産業医の報酬額の見直し及び在宅療養専門指導医の報酬額の設定について、令和3年11月29日に国立市特別職職員報酬等審議会に諮問し、令和4年1月27日に答申を受けましたので、答申内容を踏まえ、本定例会に御提案するものでございます。それでは、具体的な改正内容でございます。

まず、本条例第2条に「在宅療養専門指導医」を追加し、第4条及び第5条につきましては、文言整理を行うものでございます。

次に、別表第1中、産業医の項、報酬額の欄中の「2万8,900円」を「7万5,000円」に引き上げる改定を行い、さらに、別表第2中に「在宅療養専門指導医2万3,000円」を追加するものでございます。

次に、付則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 職員の報酬の改定ですけども、これはそれぞれ産業医の報酬改定とそれから在宅療養の専門指導医の改定なんですけど、これは何か近隣市との関係では、どんな位置にあるんですかね。ちょっと何か目安が分からないもんだから、比較対象が分からなくて申し訳ない。

○【平職員課長】 産業医の報酬額、今回提案させていただいているものにつきましては、26市のうち、特別職として産業医を任用している自治体の中では、本当に中位という扱い、ちょうど中間地点

を取って、設定したということがございます。

産業医さんの報酬、かなり幅がありまして、なかなか難しい部分はあったんですが、時給換算して、その時給の部分で標準値、中間値を取って設定をしたと、そのような位置づけでございます。以上です。

○【吉田新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹】 それでは、在宅療養専門指導医のほうの報酬額についてです。こちらは全国的にもこういった形の事例が実際ございませんでした。その中で、国立市で実際、非常勤特別職で委員としてお働きいただいている介護認定審査会委員の報酬を参考にさせていただいております。こちらが1日当たり2万3,000円であるところ、そして、国立市を除く東京都25市の平均報酬額が1日当たり2万3,962円であったというところから、専門的な知識が必要な部分の報酬の支払いが国立市において2万3,000円が妥当ではないかということで、報酬審議会のほうに提案させていただき、お認めいただいたというところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 そもそも産業医と在宅療養専門指導医、それぞれどのようなことをしているのか、あるいは在宅医療専門指導医はまだこれからですよ。なのでどういう権限が与えられていて、条例ではなく規則か要綱だと思いますけれども、どう規定されているのかを伺います。

○【平職員課長】 まず、産業医のほうでございますが、産業医は労働安全衛生法に常時50人以上の労働者を使用する事業場において、産業医を選任して、労働者の健康管理を行わせることが義務づけられております。

それを受けて、国立市におきましては、国立市労働安全衛生委員会事務取扱要綱により、産業医の職務を定めておりまして、職員の健康管理に関すること、あとは衛生教育その他健康の保持促進を図るための措置で、医学に関する専門知識を必要とする者に関することなど定めてあります。

具体的な職務については、健康診断において異常所見のある職員に対して、面談をして意見書を作成していただいたり、治療と仕事の両立支援、アドバイスを行っていただく、指導を行っていく。あとは平成27年にストレスチェック制度が始まりましたので、ストレスチェックの実施者となって高ストレスの社員に対する面談を行っていく。あとは働き方改革法案によって長時間労働者への面談と指導が義務づけられましたので、そちらをやっていただく。あとは職場巡視と職場環境の改善維持へのアドバイスであったり、あと労働安全衛生委員会に出席をしていただいて、様々御助言を頂く、そういった職務を行っております。以上です。

○【加藤新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹】 在宅療養専門指導医の役割のところ。こちらは市民の在宅療養の推進を図ることを目的としまして、市が実施する在宅医療に関わる事業に対して、医学上の見地から専門的な指導及び助言等を行うことと考えております。ですので、在宅療養する市民の支援をする市に対して、医学的な指導、助言というところを考えてございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 在宅療養専門指導医なんですけれども、私、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の下に置かれるのかなと思ったんですけれども、答弁されたのが別だったので、新型コロナの自宅療養支援室ではなくて、地域包括ケアのほうで指導医を置くという位置づけでよろしいんでしょうか。

○【加藤新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹】 大変ややこしくて申し訳ないんですが、私が地域包括ケアを所管しておりまして、かつ自宅療養支援室の主幹でもございます。兼務してございまして、こちらの在宅療養専門指導医のほうは、新型コロナウイルスの自宅療養支援を起点と致し

まして、在宅にあって医療が届きづらい人をどう支援するかというところで、新型コロナウイルスの感染症の在宅療養支援のベースとなっております。

ただ、ここを基本としまして、この後、新型コロナウイルス感染症が終息した後も、このような手法を用いて、在宅療養している市民のために医学的な支援を届けたいということで、地域包括ケアのほうで引き受けるといいますか、地域包括ケアの範疇で、在宅医療支援を考えていきたいと思っております。

○【上村和子委員】 在宅療養専門指導医という、今度は新しい4月からはそういう人が入ってくれるということですが、具体的にどういうお医者さんで、何人ぐらいで、どんな感じに入ってもらえるんですか。

○【加藤新型コロナウイルス感染症在宅療養支援室主幹】 人選はまだしておりませんが、3人以内を想定しております。そして国立市の地域医療を一番分かっている国立市医師会の会員である医師に3人の中に入れていただくように、この議会が終わってから本格的な人選に入りますけれども、御理解いただき、御内諾を頂いている、そういう段階でございます。

○【上村和子委員】 では、医師会のほう、お医者さんといったら内科があったり、歯医者さんがいたり、外科がいたりとかという中で、地域医療でというときには何を専門と、在宅療養専門というお医者さんになれる人というのはどういうお医者さんなのかちょっと分からないので、具体的に教えてもらえませんか。

○【加藤新型コロナウイルス感染症在宅療養支援室主幹】 プライマリーケアをやっていると申しませうか、総合的に地域の医療に携わっている、そういう医師を想定しております。

○【上村和子委員】 ちょっとそれも分かりにくいんですね。つまり、普通の内科医さんと思えばいいんですか。簡単に言うと小児科医が入らないんですかというような形です。聞いていると、在宅医療で聞くと何か高齢者というイメージが何か付きまとうんだけれども、その高齢者とかいうのを専門に在宅でいる高齢者向けに指導ができる、そういうお医者さんというイメージなんですか。どういふことでしょうか。

○【加藤新型コロナウイルス感染症在宅療養支援室主幹】 これから先、現在もですけれども、在宅療養を必要とする人、高齢者が圧倒的に多いですけれども、高齢者のみではないと考えております。

ですので、先ほど総合的な医師と、総合医と考えておりますけれども、総合医の中で恐らく内科、一般内科とか小児の内科がお得意な先生という方に、恐らくなっていくだろうなということは想定しております。

○【上村和子委員】 ということは3人以内で小児科医も含めて内科医というか、総合的に地域医療をされているお医者さんがなったださるということで、その先生たちは、職員に対してアドバイスをしてくれる人だということは分かったんですけども、そのお医者さんたちは、直接市民に向けてとか、そういう働きかけてくれるとかそういうのはもうなさらないという方になるんですか。その当事者の相談を受けるとか、そういうことはなさらないという方になるんですか。

○【加藤新型コロナウイルス感染症在宅療養支援室主幹】 市に対する指導、助言というところが中心的な役割にはなりますが、在宅で療養している市民に対しましても、医療的な助言や医療機関への受診勧奨というところを通常の医業を侵さない範囲でやっていただくということで想定しております。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点か質疑させていただきますが、報酬額の見直し等についての

答申書の中で、産業医のことについてと、それから在宅療養専門指導医のところについて、附帯意見がっております。それらの附帯意見について、市としてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○【平職員課長】 産業医の報酬についての答申の中に附帯意見として2つついております。1つは、任期の設定ということで、これまでちょっと任期というのを設定して委嘱してなかったという部分があります。これは任期を設定して、今後発令をしていくということはしていこうと考えています。

もう1つの附帯意見のほうの精神科医等の活用についてというところなんです。先ほどの議案の中でも一部御説明しましたが、確かにメンタルの課題というのが増えてきている、これは事実でございます。

そういった意味で、精神科医の先生に関わっていただくというと、我々としても非常に心強いし、ありがたいという部分はあります。

ただ、産業医さんが担っていただくというのはそれだけじゃなくて、いわゆる健康診断という、その結果に対するアプローチという非常に中心的な部分のところもありますので、まずは今内科の先生にお願いをしているんですが、今の先生もお願いした上で、今後何か別の方法で産業医の先生に関わっていただく方法があるかないかについては、今後ちょっと検討してみたいと考えています。以上です。

○【吉田新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹】 すみません、在宅療養専門指導医のほうですけども、当初答申いただいたときの先進的な取組である一方、初めて行う、全国的にもあまりない事例ということになりますので、一定期間経過後、運用や在り方を検証し、その検証を踏まえ、報酬額についても見直すべきということで、また、私どもも初めての取組になりますので、医師の先生方と今後これを実施していく中で、一定期間を見ながら、こちらの見直しは必要であるとお答えをしております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 2つの産業医の配置と、それから在宅療養専門指導医の配置ということで、これは今答弁あったように、全国的にもあまりない制度、市民の健康支援のサービスということで非常に大きな役割があるんじゃないかと思えます。

報酬についても、先ほど在宅療養専門指導医のほうは、25市の平均で見ると2万3,962円とあって、国立市はそれより安いということですかね。ですから、そういう意味ではもっとしっかりと報酬額も確保して、十分に機能を果たせるようにしてもらいたいということを要望して、賛成と致します。

○【小口俊明委員】 コロナ禍において、医療従事者の皆さんが御苦勞をされているという現状があります。国立市では、自宅療養者への様々な支援も行っております。

これらのことも考え合わせて、産業医への報酬額の変更及び在宅療養専門指導医、これは今般のコロナ禍に限らず、その後も含めて、報酬の規定を加えるということは現下の状況を踏まえて必要なことである、このように判断を致します。

よって第6号議案国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対して賛成を致します。

○【稗田美菜子委員】 本条例案には賛成の立場で討論させていただきます。

報酬の見直し等についての答申書の中では、産業医について任期の設定をしたほうがいいのではないかと、それから、精神科医等の活用についてということで、メンタルヘルスの対応等の業

務が増えているということだったので、これは質疑の中の回答の中では、任期を設定していくということと、それから、今すぐには対応できないけれども、現在は内科医の先生だけれども、産業医については精神科医等の活用についても今後、検討していくといったことで、間違いなくこれは検討していただきたいと思います。

総合的なところというので、体だけ診ていけばいいということではないと思いますので、ぜひしっかり検討していただきたいと思います。

それから、在宅療養のほうの専門指導医についても、まずは始めてみるといったことで、他市に先駆けてということで答申書の中にありました。これから先、見直しが必要、もしかしたら業務が物すごく増えてくるかもしれないし、逆にもしかしたら、思っているよりもそうではなかったということがあるかもしれないので、経過を見ながらぜひ見直し等を考えていただきたいと思います。

それと同時に在宅療養専門指導医につきましては、人選はまだだけれども、地域医療の分かっている国立市の医師会から、3名以内の方でということだったと思います。

上村委員もおっしゃっていましたが、どうしてもこの在宅とか在宅医療というと、どうしても高齢者のイメージで、先ほど御答弁の中にもありましたけれども、圧倒的に高齢者が多いと、確かにそうなんですが、実際にはそれだけではなくて医療的ケア児もおりますし、医療的ケアが必要ではなくても、医療につながっていなければなかなか難しいというような子供たちも多くおります。

そういった方たちを支えている御家庭、御家族を支えていくのが多分プライマリーケアを専門とされている身近にあって何でも相談に乗ってくれる先生というのは、多分プライマリーケアの先生なんだと思うんです。

医療的面については、特に、子供の医療的ケアにおきましては、生まれてきてからとか生まれてからそこまですに関わるだけの、その子をよく分かっている小児科医の先生がいるはずなんです。ただ、地域に帰ってきたときに、その子供とともに家庭を支えてくれる人がなかなかいない。それが全部全て家族、具体的に言えば、お母さんの肩にかかっているという現状があると思いますので、プライマリーケアに取り組んでいる医師と明言されておりましたので、包括的に全部、身近にあって何も相談にでも乗ってくれる先生という形で、ぜひ小児科も含めて3人という人選をしていただきたいことをよろしく願いいたします。以上です。

○【上村和子委員】 私も大賛成の立場で討論したいと思います。

最初の産業医のところは精神科医の活用のところですけども、精神科医へ職員の面接、面談を依頼するなどのことも検討するという事なんですけれども、精神科医というのは本当にピンキリでして、国立市の方々の通っているところもいいところもありますし、悪いところもあります。いい精神科のお医者さんに出会った人は幸せであります。ですから、そういうやっぱり精神科医、どういう精神科がいいのかということも職員の中で研究されてください。

それと同時に、精神科医だけでなくメンタルヘルスというのは、自分でできることもかなりあります。自立神経の問題とか、それからカウンセリングとか、それから認知行動療法など、自分の振り返りということは幾らでも今発達して、いろんな形がありますので、例えばリラックスするとかアロマを楽しむとか、ちょっとマッサージして気持ちをほぐすとか、今様々なところが入っております。

そういったこともトータルで総合的にそういったことを研究されて、職員の休息室、休憩室をリラックスできる場に考えられてもいいのではないかと思います。コーヒー1杯でも気持ちが緩んできます、ほっとできます。そういった自分で自分の心身の安定を図る、そういった研究と実践とワー

クシヨップなどもなさるといいかなと思いました。

この在宅療養専門指導医というのが、全国でまれに見て取り組むことになったというのは、やっぱりこの間のコロナ禍の中で、自宅療養支援室をつくって見えてきた課題を平常時にまで持っていくための発展的政策として生まれてきたということで、大変すばらしい。もともとあった365日24時間対応できる在宅支援という形をさらに具体的に強化した。まさしくソーシャルインクルージョンの政策だなと私は思って、見ました。

この全国でもまれに見る在宅療養専門指導医というお医者さんに手を挙げてやってくださるというお医者さんが地域にいるということが財産であります。医師会との関係等があって、なかなかこういうものでさっと手が出たりとか、挙げたりとかしにくいところもあろうかと思えますけれども、国立市では、小児科医もそれから内科医も含めて、いいお医者さんたちがいっぱいいてできることだなと思えます。

その先生たちが、ドクターが、ホームドクターではなくてシティドクターになってくださって、市役所にもアドバイスしてくれるし、個々の市民の在宅療養について、その在宅療養をする立場になった人がどんな人であっても、全方位的に専門的にアドバイスして下さると。そういった先生、ドクターが市役所にいると、市役所がそういう人を非常勤として招いたというのはすばらしい政策であると思えます。

ぜひこれになってくださったお医者さんたちをもっとフル活動していただいて、例えば今日はやりませんけれども、コロナワクチンを子供にどうするかこうするか、マスクはどうだこうだという今回陳情が出ていますけれども、小児科のお医者さんがシティドクターが現れたら、そういう先生方の見解みたいなのも聞かせていただけると思うんですね。

だから具体的に市民の安心にもつながって、これからフルに活動していただけるお医者さんじゃないかなと思って、その割にはこの値段は安いかなと思いつつながら、また、報酬審議会から低廉な価格で、過剰な仕事をお願いしたって言われかねませんが、まずはこの金額でやっていただけたらと思います。賛成いたします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後6時22分休憩



午後6時40分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

この際、職員課長から発言を求められておりますので、これを許可します。職員課長。

○【平職員課長】 貴重なお時間を頂戴いたしまして、大変申し訳ございません。先ほど第5号議案の重松委員の質疑の中で、私の答弁に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。先ほどは第1種会計年度任用職員の再度の任用の回数を「6回」と私は発言いたしましたが、正しくは「4

回」が標準の回数になります。おわびいたします。大変申し訳ございませんでした。

○【遠藤直弘委員長】 ただいまの発言の訂正につきまして、委員長においてこれを許可します。



議題（12）第11号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算（第9号）案

（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、民生費、消防費、教育費、諸支出金）

○【遠藤直弘委員長】 第11号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第9号）案のうち総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費の一部、民生費の一部、消防費、教育費、諸支出金を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第11号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第9号）案のうち総務文教委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに5ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正は、総務文教委員会の所管するものは追加が3件です。転出・転入ワンストップ化システム変更委託料は、国の令和3年度補正予算に対応し、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に伴うシステム改修を行うため、310万2,000円の繰越明許費を追加するものでございます。

証明書コンビニ交付システム再構築委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響により、機器調達に遅れが生じ、年度内の完了が困難となったため、1,932万1,000円の繰越明許費を追加するものでございます。

校舎改築実施設計等委託料は、第二小学校近隣住民との協議進捗等により年度内の完了が困難となったため、8,144万4,000円の繰越明許費を追加するものでございます。

次に、第3表、地方債補正は、総務文教委員会の所管するものは変更が1件です。決算見込みによる財源調整として、臨時財政対策債の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。なお、項目が多い科目につきましては、主なものを御説明いたします。款11地方交付税は、再算定に伴う追加交付があったため普通交付税を増額するものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は、財源組替えにより公立学校施設整備費補助金を全額減額するものでございます。

14ページから17ページまでが、款16都支出金です。16ページ、17ページをお開きください。款16都支出金、項2都補助金は、財源組替えにより公立学校屋内体育施設連合化支援事業補助金を増額するものでございます。項3委託金は、歳出の補正予算に対応し、衆議院議員選挙費委託金を減額するものでございます。

款17財産収入、項2財産売払収入は、旧道路及び水路売払収入を増額するものでございます。

款18寄附金、項1寄附金は、くにたち未来寄附による指定寄附金を増額するものでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。款20繰越金、項1繰越金は、100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額するものでございます。

款21諸収入、項4雑入は、歳出の補正予算に対応し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技

大会気運醸成事業補助金を全額減額するものでございます。

款22市債、項1市債は、決算見込みによる財源調整として、臨時財政対策債を全額減額するものでございます。

続いて、歳出の補足説明を致します。歳出につきましては、大半が決算見込み、契約差金等による減額でございます。主なものについて御説明申し上げます。

20ページ、21ページをお開きください。款1議会費、項1議会費は、決算見込みにより自動車借上料を減額するものでございます。

22ページから25ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。22ページ、23ページをお開きください。普通退職者及び勸奨退職者が発生したことにより、退職手当を増額するものでございます。

24ページから27ページにかけてが、項2徴税费です。26ページ、27ページをお開きください。契約差金により土地評価業務支援委託料を減額するものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費です。国の令和3年度補正予算に対応し、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を行うため、転出・転入ワンストップ化システム変更委託料を追加するものでございます。

26ページから29ページにかけてが、項4選挙費です。28ページ、29ページをお開きください。衆議院議員選挙終了に伴い、選挙管理事務員報酬を減額するものでございます。

項5統計調査費は、決算見込みにより指導員調査員報酬を減額するものでございます。

項6監査委員費は、決算見込みにより職員人件費等を減額するものでございます。

30ページから33ページにかけてが、款3民生費、項1社会福祉費です。32ページ、33ページをお開きください。決算見込みにより国民年金費に係る職員人件費等を減額するものでございます。

60ページ、61ページをお開きください。款9消防費、項1消防費は、消防団の出動回数減に伴い出動手当を減額するものでございます。項2災害対策費は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施を見送ったため、総合防災訓練等謝礼を全額減額するものでございます。

62ページ、63ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費は、決算見込みにより学校指導等会計年度任用職員の期末手当を減額するものでございます。

62ページから65ページにかけてが、項2小学校費です。64ページ、65ページをお開きください。契約差金により屋内運動場空調設備整備工事請負費を減額するものでございます。

項3中学校費は、決算見込みにより就学援助事業費を減額するものでございます。

66ページ、67ページをお開きください。項5学校給食費は、決算見込みにより細菌検査等に係る手数料を減額するものでございます。

項6社会教育費は、決算見込みにより旧本田家住宅の管理に係る樹木剪定委託料を減額するものでございます。

66ページから69ページにかけてが、項7社会体育費です。68ページ、69ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症の影響により地域スポーツクラブの設立時期が遅れたことに伴い、地域スポーツクラブ事業費補助金を減額するものでございます。

68ページから71ページにかけてが、項8公民館費です。70ページ、71ページをお開きください。決算見込みにより事業実施に係る補助者等謝礼を減額するものでございます。

項9図書館費は、決算見込みにより光熱水費を減額するものでございます。

72、73ページをお開きください。款12諸支出金、項1基金費につきましては、ふるさと納税受入額をくにたち未来基金などに積み立てるため増額するものでございます。項2諸費につきましては、令和2年度の補助額等の確定に伴い、国、都支出金返納金を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 市長の声も聞こえたので、端的に1点だけにして、おおむね討論に織り込ませていただきます。

補正予算書の25ページの貸切バス運行委託料800万円減額ということで、かなりの割合を減額するんですけども、どういったことで減額されるのか伺います。

○【津田総務課長】 本件は、令和3年度に庁内各課における事業、イベント等で貸切バスを使用するための予算です。予算積算に当たりましては、バスの使用調査を全庁的に行いまして、合計188台を使用する結果となり、この内容で予算化しましたが、コロナ禍における事業のキャンセルが生じ、予定台数の半数程度の93台という大きな減少が生じたことによる減額と、あと契約差金によるものとなっております。以上です。

○【小口俊明委員】 今、藤江委員のほうで確認したところの25ページの貸切バス運行委託料というところになります。減額の理由につきましては、コロナの影響ということでありました。具体的にどのような事業に向けてバス等を活用しようという予定であったのか、そして主にどういった分野でコロナ禍の影響があったのか、そこについて補足的に状況を教えてください。

○【津田総務課長】 具体的には3課の申込みの利用が多くて、多い順に言いますと、児童青少年課、こちらの保育園の遠足と行事です。こちらは申請時75台でしたが、実績としては2月末までですけども43台、2番目が教育指導支援課です。学校の田植とか音楽鑑賞教室、あるいは特別支援学校の行事等で使われておるんですけども、43台の予定が35台、3番目がごみ減量課ですね。クリーンセンター多摩川等の施設見学で使うもので27台、14台ということで、この3課は予定で約78%という中でありますので、おおむねこちらの部分がキャンセルが多くなったということになります。以上です。

○【小口俊明委員】 ありがとうございます。

続いて、その同じページの25ページ、少し下がって、女性電話相談事業委託料であります。コロナ禍ということで、それによってこれまでとまた間違う影響も出てきているだろうと思うわけでありまして。事業の実績について概略を伺います。

○【吉田市長室長】 女性相談の事業の実績という御質疑ですけども、令和3年度も、コロナ禍の令和2年度と同様に相談件数が非常に多い状況が続いております。新規の御相談につきましては、通常コロナ前は年間100名程度というところでしたが、今年度令和3年度は、恐らく120から130名まで増える見込みです。また、相談支援、いわゆる面接や同行支援等の相談の全体の数としては、コロナ前は年間大体500件程度だったものが、令和3年度も恐らく1,000件は超えてくるものと見込んでございます。また、令和3年度の大きな特徴としまして、予算特別委員会でも御答弁いたしましたが、緊急一時保護、これは公的なシェルター等への避難ということですが、通常では年間1件程度、一、二件というところでしたが、令和3年度は11件という形で、大幅に増えております。非常にコロナとの関連性は高いものだと読んでおります。以上でございます。

○【小口俊明委員】 コロナ禍が続いているわけでありましてけれども、女性への影響というのが非常に数も増え、そしてその影響も広がっているということでもあります。また、今後ともしっかり取り組んでいただければと思っております。

続いて、3つ目ですけれども、27ページで下のほうを見ていきますと、転出・転入ワンストップ化システム変更委託料という項目であります。これは予算がついているようなところでもありますけれども、ここの事業概要について伺いたいと思います。

○【吉野市民課長】 こちらは、自治体DXの一環としてマイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナポータルを利用して転出入の手続の予約をまず行うものでございまして、それで転入時の自治体があらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことで、転出入の手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るという事業でございます。

○【小口俊明委員】 転出・転入ですから、2つの自治体間での事務的な連携ということかと思えます。そのことにおいてワンストップ化をしていくということかなと思いました。以上です。

○【重松朋宏委員】 私からは、まず予算書の62ページの教育費の項1目3の教育指導費について質問します。貸切バスの運行委託料が170万円程度減額されていますけれども、まずこの内容について伺います。

○【川畑指導担当課長】 こちらは、小学校5年生で計画しておりました野外体験教室に関する貸切バス委託料です。新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、野外体験教室自体が中止となりました。そのため委託業者に支払った企画料と、各学校で代替行事を実施し、その際に使用したバス運行に関する費用を支出したその残金を減額補正したものです。以上です。

○【重松朋宏委員】 小学5年生の夏休み中の八ヶ岳の野外体験教室ですけれども、たしか1年前の補正予算で急遽羽村市の保養施設が廃止になるということで、板橋区に変えたんですけれども、結局使えなかったということでしょうか。これは日程を変えて行くことというのはできなかったんですか。

○【川畑指導担当課長】 日程の変更も検討したんですが、施設に空きがなかったことと、あと、どうしても寒い冬場の時期になってしまうということで、実施が難しかったというような理由でございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 日光移動教室も変更になったんですけど、何とか冬場に開催するののでできたんですけれども、野外体験教室については、恐らく冬場閉鎖されていたりもするんですかね。冬の実施というのはできなかったと。代替りの授業ということで、各校いろいろされているみたいなんです。例えば第九小学校は、10月に校内肝試しというようなことをしているみたいですし、第二小学校は12月によみうりランド、例えば第三小学校では、1月の結構第6波が広がり始めた頃に浅草と劇団四季に行っていますし、第七小学校も、1月にすみだ水族館と東京スカイツリーと逆に結構人が集まっているところに日帰りですけれども、行っているなという感もあるんです。日帰りでも代替の行事を工夫されていることは評価していいかなとは思っています。何とか日程を変更して、板橋区との協議も必要にはなりますけれども、今後できないのか、議会でも広聴委員会で中学校の生徒さんと意見交換をしたときにも、やはり学校行事が学校ごとに中止になったり延期になったりというのがあって、とても悲しいというような意見もありましたので、ぜひ今後は検討していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○【川畑指導担当課長】 今後野外体験教室等実施要綱等を策定するに当たって、校長会とともに、

その辺りも視野に入れながら考えていきたいと思えます。

○【重松朋宏委員】 大変なところで学校現場も教育委員会の事務局もいろいろと動いていただいて、その点については大変ありがたく思っています。ぜひ今後検討していただければと思います。

次に、予算書の26ページの総務費の項3目1戸籍住民基本台帳費について何点か伺います。先ほど転出・転入のワンストップ化システム変更の概要について答弁いただきました。これは、マイナンバーカードを持っていて、マイナポータルにアクセスすれば転出時、転入時の役所に行って手続するというのが、転入時の1回で済むということでしょうか。転出時のいろんな手続は、別に住民票だけではない、いろんなほかの手続もあるかと思えますけれども、それらも省略されるということでしょうか。

○【吉野市民課長】 委員おっしゃるようなほかの手続ですね。市民課が所管する転出手続そのものは、マイナンバーカード、マイナポータルを利用してできるんですが、その他の転出に伴う各種事務手続に関しましては、ここでは一応アナウンスはされておりませんので、それに関しましては、また別途話があるのかなと思っております。あくまでも転出・転入の住民基本台帳の異動に係る部分だと認識しております。

○【山本行政改革担当課長】 転出入以外の言っていた転出に係る手続に関しましては、今回転出入をまず令和4年度はやらせていただきますけれども、令和7年度末までのタイムスケジュールに示されておりますシステムの標準化、ここに合わせて例えば介護ですとか、子育ての関係のオンラインでの申請というのをしていく、それを進めていくというようなスケジュールになっております。

○【重松朋宏委員】 システムを標準化することで、全国の自治体全てで市民課の住民票関係だけではないほかの手続についても、マイナポータルを通じて転出時に手続ができるようになるということによろしいですか。

○【山本行政改革担当課長】 その部分につきまして、マイナポータルで今回の転出入に関しては行なうんですけども、介護ですとか、子育てに関しては、マイナポータルというところまでは明確に示されておりませんので、ただ、マイナンバーカードを利用してオンライン申請ができるような仕組みにするということまでは示されております。

○【重松朋宏委員】 マイナポータルでなくて、マイナンバーカードを使ってというのは、手続はマイナポータルにアクセスしなくてもできるものなんですか。

○【山本行政改革担当課長】 マイナンバーカードに入っております電子個人認証、個人を識別する電子のものを使って申請をするという形になりますので、マイナポータルでなくてもこのことはできるんですけども、基本的に今マイナポータルで進めている、ただ、先ほど言った介護と子育てに関しては、今後その方法というのは示されてくるという予定です。

○【重松朋宏委員】 ということは、場合によってはオンラインでできるんだけど、住民票の異動はマイナポータルで、介護ですとか、そういうものについては、また別途市のホームページのどこかにアクセスしてとか、そういう形で煩雑になってしまう可能性もあるということでしょうか。そのためのシステム改修については、今後またコストがかかってくるということによろしいでしょうか。

○【山本行政改革担当課長】 委員におっしゃっていただいたとおり、オンラインの方法というのが今大きく分けて3つあるかと考えております。マイナンバーカードを利用したぴったりサービスが1つ、委員がよく御存じの東京都の共同電子申請を使ったオンラインの仕組みというのがお一つございます。また民間のシステムを使ったオンラインの仕組みというものもございますので、この3つが大

大きく分けてあるというところになります。

今国立市がやった方法で東京電子申請の同じ申請の仕組みを始めたんですけども、かなり先進的に進んでいる市では、その3つの仕組みが混在して今行っているような市も確かにございます。そのシステム間の連携みたいなのところも課題になっているところもありますので、そちらに関しては、今後国立市としてどういった形が一番望ましいのかというところを改めて考えさせていただきたいと思っております。

令和7年度のシステムの標準化に向けて進めていくというところになりますので、どういった形で補助ですとかが出てくるかというところは、今後示されてくるというところになります。

○【重松朋宏委員】 便利になるのか煩雑になるのか分からないかと率直に思いました。

そこで、予算書の5ページの繰越明許費で款2項3、こちらが戸籍住民基本台帳費なんですけれども、ワンストップ化のシステム変更委託と、もう1つ、証明書のコンビニ交付システムの再構築約1,900万円強が、今年度の当初予算にあったものが繰越しになっているんですけれども、この内容についてまず伺います。

○【吉野市民課長】 こちらは先ほど概要について部長が御説明さしあげた内容でもあるんですが、システムリプレイスの時期になって、コロナ禍によって半導体不足からサーバー機器類の調達が困難となりましたもので、当初予定していたスケジュールでの再構築はできなくなったということで、令和4年度への繰越明許費の計上となったということでございます。

○【重松朋宏委員】 サーバーの再構築というのは、市内で今の古くなるサーバーを使い続けられるというんでしょうか、それだったらもうしばらく使い続けてもいいような気もするんですけども。

○【吉野市民課長】 再リースというお話かなと思っております、確かに定期的に入ってこないという形になりますと、再リースせざるを得ません。ただ、60か月使っているものでございまして、保証部品が、メーカーでそれを保証でき切れないう部分が出てくるので、メーカーがなかなかそれを推奨しないといったところがございますので、機器が故障した場合に対処ができなくなる可能性がございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 再リースはできるけれども、確かに5年たつと大分、システムは日進月歩なので、大分部品などが更新のフォローがなかったりというのがあるといことだと思えます。

そこで、まず歳入はどうなんですか。最初にコンビニ交付システムを入れるときは、国が10分の10で面倒を見てくれるけれども、5年ごとの更新のときにははしごを外されて、市の全額負担というようなことになってしまうんじゃないかというような懸念が当初ありましたけれども、国の補助というのは今回についてはあるのかどうか、まず伺います。

○【吉野市民課長】 こちらの再構築に関しては、特に補助金はアナウンスはされておらず、ただ、マイナンバーに関して事務費補助金というのがございまして、こちらはあくまでも事務費でございますので、コンビニ交付そのものは各自治体の判断で導入するかしないかということ、結果的にはかなり導入しているんですが、そういったことがございますので、自治体の持ち出しという形になるかと思えます。補助金ではないという形になると思えます。

○【重松朋宏委員】 コンビニ交付は、多分1件につき幾らコンビニに払うとか、国で決まっているので、その事務費はかかってくるんですけども、それに対する国からの補助はあるけれども、5年に1回のシステムを変えるときに国からの補助はないということなんですか。

○【吉野市民課長】 委員御指摘のとおりでございます。

○【重松朋宏委員】　そこで減価償却費を含めると、年間コストを1,600万円ぐらいかけて、どこまで便利になっているのかよく分からないサービスだと思うんですけども、2018年には、たしか証明書のコンビニ交付は1年間で2,500枚程度で、それが毎年1,000枚ずつ増えていくという想定だったと思うんですけども、実際コロナ禍で大分増えてきてはいると思うんですが、1年間でどれぐらい使われているのか。1枚当たりのコストがどれぐらいになりそうなのか、概算で構いませんので。

○【吉野市民課長】　実績に関しましては、委員おっしゃられたように、28年度から始まっておりますので、そのときは初回は110枚でしたが、29年度が1,536枚、30年度が2,603枚、令和元年度が3,547枚で、令和2年度が6,924枚、そして令和3年度、また終わっておりませんが、2月末時点で1万647枚という形で、対前年比1.8倍ぐらいなところがございます。

あと単価に関しましては、今手持ち資料がございませんので、すみません。また後でお伝えしたいと思います。

○【高原幸雄委員】　予算書の65ページの教育学校整備費で、屋内運動場空調設備の整備工事が2,000万円という減額が出ているという点では、非常に減額が大きいんじゃないかと思うんですが、この内容について教えてください。

○【藤崎行政管理部長】　この案件の担当課長なんですけれども、近藤建築営繕課長ですが、健康管理のため先ほど退庁させていただきました。代理として、高木課長補佐がこの件に対応させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】　ただいまの行政管理部長の発言のとおりでありますので、委員各位の御了承をお願いいたします。

○【高木建築営繕課長補佐】　お答えします。こちらにつきましては、国立第一・第五小学校屋内運動場空調設備設置工事、それと国立第四・第八小学校屋内運動場空調設備設置工事、この2件の工事分の契約差金になります。

○【高原幸雄委員】　今答弁があって、第五小学校というのは分かるんです。建て替え問題の検討がずれ込んだという問題がありますから、分かるんですけど、第四・第八小学校というのは、工事は行われたと、しかし、これだけ工事差金が出たというのは、もともと見積りが甘かったということですか。

○【高木建築営繕課長補佐】　こちらは、落札比率が両方の工事が90%になってございまして、決して低く見積もったということではございません。設計時に予算額に対する、起工時も3%程度の減額をしておりますので、合計で13%ほどの減額をしております、適正な価格と判断しております。

○【津田総務課長】　少し補足させていただきます。今申したとおり、精査で約417万円見積額を軽減できました、積算額です。あと差金で落札率90%ということで、2校分といいましょうか、第一・第五小学校の屋内運動場の部分と第四・第八小学校、そういう意味での2つ分ですけども、合わせまして1億6,709万円ほどということで、大きな減額となっております。以上です。

○【高原幸雄委員】　了解です。

○【上村和子委員】　2つ質疑があります。歳入全般で、総務に関わる部分で、2021年度の最終補正になるわけですけど、ここで普通交付税が再算定によって2億7,855万5,000円増額になった、これはよかったというか、入ったと、地方交付税がトータルで5億2,400万円になっている、それに伴って財政調整基金も、9億4,000万円ぐらい取り崩す予定が、3億7,600万円は減額することができた、前年度繰越金の6億円が入っているとか、臨時財政対策債も2億6,000万円借りようと思っていたけど、

借りなくて済んだというような、この大きな流れから、2021年度予算段階で想定したことと違う状況が生まれてきたと思うんですが、それらを振り返って総括的にどういうことが言えるかということについて伺えますか。

○【**箕島政策経営課長**】 先ほど委員がおっしゃられたとおり、交付税については、普通交付税が、国の令和3年12月の補正で追加になって再算定ということで、大きく増額されている状況がございます。最終補正というのは、歳出側の不用額だったり、決算見込み、また契約差金等があって、下がってきているというような要因も踏まえつつ、臨時財政対策債は借りないということまでできたといったような状況でございます。予算から比べてみますと、実は今回歳入の補正に市税というのは入れていないんです。ここは当初予算よりも少し上振れるだろうという見込みがありつつ、今回は補正はしていない状況です。

今財政調整基金については5億6,400万円となっておりますが、令和2年度の決算を見てみますと、最終補正では財政調整基金は5億900万円でした。最終決算では取崩しなしというような状況でございました。令和2年度と3年度だと、やはりコロナの影響で事業活動が、2年度は制約が強かったかなというような印象も持っておりますが、恐らく令和3年度の決算も、令和2年度と同様な方向に動いていくんじゃないかなということは予想しているところでございます。

ですので、普通交付税が思ったよりも入ってきたということも含めまして、当初見込んでいた歳入よりは財政上はよかったのかなと考えております。

○【**上村和子委員**】 決算ベースになったら、財政調整基金ももしかしたら取り崩さなくて済むかもしれないという見通しが少し出てきているという解釈でいいんですか。

○【**箕島政策経営課長**】 今財政調整基金は予算上5億6,400万円入っていますが、歳出側の減額というのは、この補正予算を立てた時点のものになりますので、これ以降も各事業活動の中で不用額が出てくるのが予想されます。その中で、恐らくここが縮小していくんだろうなという予測は持っております。ただ、取崩しがなくなるかどうかまでは決算が出てみなくちゃ正直分からないといったところでございます。

○【**上村和子委員**】 そういっのが見えてくると思います。普通交付税がこれだけ予想以上に伸びたという理由は何なんでしょうか。

○【**箕島政策経営課長**】 先ほどの再算定というところでございまして、ここは国で1つは、経済対策という名目で追加がございます。もう一点としましては、令和3年度の臨時財政対策債の一部につきまして、借入を縮小するためという名目で追加交付がありまして、その使い道は借りないということもありますし、各団体が既に借りてしまっていれば、今後の償還のために積み立てるといったようなことで、2つの項目で追加の交付を頂いたといった状況です。

○【**上村和子委員**】 国の政策というか、地方自治体のことを思っているとっていいかどうか分かりませんが、そういうことで再算定で増えたということは分かりました。

もう1つ質疑します。5ページの繰越明許費の中の小学校費で、校舎改築実施設計の委託料が繰越明許費で8,100万円入っております。先ほど説明の中で、近隣住民との協議の結果、進捗が困難になったと御説明がありましたが、今日陳情の審査のときも言ったんですけれども、近隣住民との話合いが長引いたから工事が遅れているという言い方というのは、当事者の皆さんからしたら、とても嫌な表現になりますので、これについては、説明を考えられたらいかがでしょうか。これがまず1点、近隣住民とあえて言う必要があるのかなと思うのですけれど。

○【宮崎政策経営部長】 確かに御指摘のとおりだと思います。これは当初市側で想定していたスケジュールに基づいて設計については予算化していたところでございますけども、より丁寧に協議、様々な住民さんおりますけど、ほかも含めてもっと丁寧にしっかり先に向けて改めて再度調整した上で進めていくという方向性を市で判断いたしましたので、そういった形で来年度に設計が受渡しになった状況でございます。私の先ほどの説明は、今日の委員会のやり取りも聞いていたところでございますが、すみません。明確な、適切な説明になっていなかったと思います。失礼いたしました。

○【上村和子委員】 また、これも検討していただければと思います。

質疑は、繰越明許で、第二小学校の改築というものが、近隣の北門だけではなくて、大きな案件ではバリアフリーについて、スロープがやっぱりないじゃないかという指摘はしょうがいしゃ団体から来ております。その件については、今進捗状況はどうなっていますでしょうか。また、方向性はどうか考えておられますか。

○【古川教育施設担当課長】 スロープというのは、例えば段差解消のためのスロープですとか、スロープという言葉1つでも様々あると思います。段差解消のためのスロープに関しては、昇降口を含めて新しい学校は全てバリアフリー、段差は全くないような形になっていますので、今、委員がおっしゃるスロープというのは、恐らく避難経路に関するスロープかと思っております。

今お話しさせていただいている状況としては、市としても避難器具は新たなものを考えて、これで学校の避難計画を含めて、満足しているものであろうというような避難器具を提案させていただいておりますけれども、御意見を頂いている団体とスロープですとか、避難の経路について今話を重ねているというような状況でございます。以上です。

○【上村和子委員】 それは、それこそ対応じゃないですけども、見通しは立っているのですか。

○【古川教育施設担当課長】 こちらにつきましては、まだ結論を得ている段階ではございませんので、引き続きお話しさせていただきたいと思っております。以上です。

○【上村和子委員】 考えていく際に、現状市が考えている災害時に乗ると自然に下りていくという、車椅子の当事者と1人介助者がつければ自然に下りていくというものを市は計画上入れていますね。だけど、それでは駄目だということで、ちゃんと外付のスロープが必要であるというしょうがいしゃ団体からの要望だったと思っております。

この2つの違いというのが、私はこの間発見したんですけども、バリアフリーというものをどう捉えるかといったときに、ユニバーサルデザインの視点でバリアフリーを考えていくというところを勉強していたときに、しょうがいしゃを特別視する、それは実はバリアフリーには反するんだという研究の1つの結果が、そういうことを書いている人がいました、ユニバーサルデザインの。つまり、それはしょうがいしゃしか使えない、しょうがいしゃしか使えないというのは、逆にしょうがいを強調し過ぎる政策になる。

あともう1つ、隠れたところに持っていく、これはしょうがいを隠そうとする、外れに持っていくとか、そういうものはしょうがいに特化して際立たせる、それはユニバーサルデザインの視点からいくと、実はバリアフリーではない、この2点に気をつけましょうというのがあったんです。その1つに、車椅子昇降機という形が出ていました。これは車椅子だけを横付けして乗せるのがありますが、そういうことを意味しているのだらうと思うんですけども、基本はユニバーサルデザインの視点でバリアフリーを考えていくときには、特化させない、基本的にしょうがいしゃだけじゃなくて、ほかの人も一緒に使えるものとか、そういったものでバリアをなくしていくというのが、今考えるべき方

向性だと思っただけですけども、そのような視点でもう一遍研究してみたいかでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 全ての子供たちが共に勉強するという視点に関しては、マスタープランを作成した段階からこのようなことは記載されておりまして、具体的には例えば普通教室で車椅子の方も転回できるような広さの教室にするですとか、特別教室も、車椅子の方が使えるように机の高さが可変できるようなもの、それからLGBTに特化したトイレとか、様々なことを学校の建物の中では実現するような形で設計をしております。

今お話ししているのは、避難に関することになっていくかと思っておりますけれども、先ほど御紹介させていただいた昇降する避難器具に関しては、車椅子の方だけではなくて、例えば松葉づえを突いていて、階段を下りていくことができない方であるとか、そういった方も含めて複数の方で利用できるような形の装置で考えております。

御提案いただいたように、さらに研究ですとか、知見を深めていく必要があるかと思っておりますけれども、今現在そのような形でしょうがいしゃの方専用ということではなくて、まさにユニバーサルデザイン、誰でも使えるような形で今の設備というのはできているものだと認識しております。以上です。

○【上村和子委員】 それは災害のときは誰でも使っていていいんですか。子供が乗りたいと言って、ひょっとして3人ぐらい来たら、ひょっと乗って下りて使っていていいということですか。

○【古川教育施設担当課長】 必要があれば、子供たちと、それから介助といいますか、先生を含めて使っていくことはできるかと思っております。

○【上村和子委員】 今解釈が変わったような気がいたしますけど、これまでの話の中で。

私は、どうしてしょうがいしゃ団体が車椅子で下りる、それを嫌うのだろうということをずっと考えたんです。何で嫌うのかなと考えて、ずっと自分で調べていたら、さっき言ったところにぶつかったということなんです。

そのときに、車椅子の人はここを使ってくださいと特化していく、通常の建物も、これは災害のときに車椅子の人なんかを使うものですよと言われて、特別視されていくということ自体の拒否感というのは、実は真っ当な感覚でもあるんだということが分かりました。それはユニバーサルデザインの視点がないとなかなか見えてこないんだなと思いましたので、そういうことを、災害のときだから、災害のときは分かりやすいほうがいいんですよ。そうしたら今つける、最初1回だけ確認しますが、第二小学校につける下りるやつは誰でも使っていていいということを今おっしゃったんですか。

○【古川教育施設担当課長】 災害時に避難する手法というのは様々あると思っておりますけれども、健常児が使うことがNGだというものではないと思っております。ただ、基本的には階段を使って下の階に下りることがベースになると思っておりますけども、先ほど申し上げたように、何らかの理由があって、それを使う必要がある子供については、当然それを使っていく、こういうふうに考えます。以上です。

○【上村和子委員】 今の説明は、実は危ないですよ。誰でも使っていていいですよと言って、誰でも使っていないように聞こえたら、最終的にどうしていいかわからなくて、1台しかないところに子供たちがざーっと殺到したらどうしますか。だから、基本は今までの公式説明は、車椅子とか、自分の力で階段が下りられないとか、そういう人が対象と聞いて思いましたので、今日質疑したら、普通の子も使っていていいですみたいになってくると、緊急のときに対応できるんだろうかという気はいたします。だから再度そういうことも含めて検討してください。今のままだと、本当に今のままの回答でいいんですかということを確認したくて聞いているんですけど、誰でも使っていていいということを今、課長が

言ったから、そのままいいですかということです。そのままいいんだったら、そのままいきます。

○【古川教育施設担当課長】 すみません。私の説明が回りくどかったかもしれません。しょうがいの方に限定したのではなくて、健常児であっても何らかの事情がある方は、その器具を使うこともあり得るだろうということを申し上げたかったんです。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、討論に入ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 市民の行政見学や子供たちの校外活動において必要なバスの費用、その減額であります。コロナ禍の影響という説明もありました。このコロナ禍で一番早く社会全体として改善をしていく、これを期待しております。また、補正予算の中で女性電話相談事業委託料の補正、またさらには転出・転入ワンストップ化システム変更委託料、これの補正が組まれた適切な補正予算である、このように判断いたします。よって、令和3年度国立市一般会計補正予算（第9号）案に賛成いたします。

○【稗田美菜子委員】 本補正予算案には賛成の立場で討論させていただきます。

職員人件費についてですけれども、今回2名の勸奨退職と5名の普通退職者が出ています。5名の普通退職者の中には園職の方がいらっしゃると聞きました。国立市役所において、せっかく優秀な人材を採っていても、組織や待遇に課題があつては、人材の流出につながってしまいますし、育てていってもなかなか定着しないというのは、問題があるかなと思いますので、人材育成とともに——もちろん組織だけに問題があるわけではないと思います。私たちの世代においても、1つの場所にずっと就職をして勤め上げるという感覚は、周りの友人に聞いても割に少なくなってきたと思います。

ただ、行政の中にいる公務員という立場として、どういうふうにして市に関わっていくか、市民に関わっていくかということとはとても大切なことだと思いますので、人材育成とともに魅力のある組織づくりと待遇改善には工夫と努力を継続して取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

それから就学援助につきましてですけれども、当初予算に対して、小学生では要保護児童で3名の減、それから準要保護児童では23名の減、中学生においては、要保護生徒が2名の減、それから準要保護生徒が24名の減ということで、多めに見ていると予算は言われているところですが、制度の周知をしっかりとしていただきたいということをお願いいたします。

令和2年度の実績と比較すると、要保護児童は小学校で9名で増、それから準要保護児童で12名の増と、今までに比べて努力はされているんだと思いますが、当初予算に対して20名以上の減というのは、周知も含めて足りないのかなと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただくことをお願いいたします。

それから特別支援教育事業費についてですけれども、看護師派遣委託料になります。ヒアリングしたところ、コロナのための医ケア児の副籍交流が減少したためと聞きました。週2回1日5時間、夏休みを除いた11か月分、単純に一月が4週間と考えて週に2回で、11か月といたら88回ですね。もっとあるかもしれませんが、これが実際行われたのが3回ということだったと聞きました。直接交流の実施は3回で、1回は始業式、それからもう一回は2学期の学習発表会といったことでした。オンラインによる交流会は2回開いたと、それを入れてもトータルで5回ですね。オンラインを入れても5回ですよ。88回以上あったと思われる交流会のうち、交流ができた機会のうち実際確保できたのも5回だったというのは、どうなんでしょうということだと思います。この制度を導入して、一生懸命やっ払いこうと決めたにもかかわらず、実際はこうだったというのは、とても残念だと私は思います。

代替策が本当になかったのか。もちろん医療的ケア児ですので、感染のリスクは物すごく高いと思います。移動するにしても、何かをするにしても、とても慎重なところはあります。ですけれども、これだけオンライン授業とか、いろんなものやっていると見えてきて、1人1台タブレットと言っているにもかかわらず、副籍交流がこれだけだったというのは、あまりにもというふうに思いますので、ぜひその代替策がなかったのかという検証をお願いしたいと思います。

小学校の1年1年は、本当に子供が成長できる大きな大切な1年間だと思いますし、貴重な機会を奪ってしまったという感覚をぜひ大人として持っていただきたいと思います。

それから、特別教育活動補助事業費です。これは貸切バス運行委託料が、もともと1泊2日で行くものが、借上の期間が近隣県が日帰りだったから少なかったということだったと思いますけれども、これについても、代替行事は行っていたという事は伺いました。それについては本当に感謝申し上げます。行事そのものをなくすというのではなくて、どうやったら補えるかというのを考えて、子供たちと向き合ってきているということは非常にありがたいと思います。ただ、その行事が、どういう代替行事がいいのかという議論がどこまでされたのかということも、大切なことだと思いますし、同時に必要なのは振り返りだと思います。例えば1泊2日で野外体験を行う目的がどういうものかによって代替する行事が変わってくると思うんですよね。バスで行くからバスを使って日帰りにしましたという問題では絶対ないと思うんですよ。例えば野外体験でチームビルディングを体験させたいと思ったら、学校の中でも十分できますよね。あるいはバスを使うということを目指しているんだとしたら、1泊2日のバスの日帰りでもいいと思うんですけども、本当にこれが適切だったのか。適切でないとは決して言いません。代替の行事が必要ですので、それについては積極的に取り組んでいただいているということは高く評価するんですけども、何を学ぶために出かけて、ちゃんとそれが達成できたのかということは、教育的に絶対に必要な評価だと思いますから、学びの目的は達成されたのか、その検証はぜひお願いしますということを添えまして、本補正予算には賛成とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】 一般会計補正予算（第9号）案には反対いたします。

コンビニ交付のシステムの入替えに約1,900万円、しかも市が全額負担というのは、受け入れられません。1枚当たりのコストが1,500円程度にまで下がってきてはいますけれども、手数料が1枚200円ですので、受益者負担率はいまだ800%程度になっています。残りの一千数百円分は、カードを持たない市民、やはり半数の市民が負担しているということになります。カードを持たない人は、住民票を取るのに受益者負担率100%の1枚300円を払っているわけです。コンビニ交付についても差別することなく受益者負担率100%とすべきと考えます。

また、利便性向上のためにということで、転出手続がオンラインでできますと言うんですけども、転出届などの一部だけで、他の事務もオンラインで行おうとすると、今後かえって煩雑になる部分も多そうということが分かりました。これは、カードを持っていない人しか使えないマイナポータルを使うか、あるいはカードを持っていない人でも使える東京電子申請サービスを使うか、さらに民間のサービス、これはラインを使った手続などかと思うんですけども、複数のサービスが入り乱れているので、転出届をオンラインでできるという程度であれば、国立市は市の面積も小さいですし、市役所の垣根も低いので、そこでの転出サービスをよりしやすくするようにしたほうが、よっぽど住民サービスの向上につながるのではないかと考えます。

例えば川崎市では、インターネットで事前に転出届をオンラインで記入しますと、メールでQRコ

ードが送られてきて、そのQRコードを窓口で見せることによって、市の担当がそれで確認して簡素な手続で転出届を受理することができます。

国から10分の10の補助があるからといって飛びつくのではなく、それも最初だけですので、国立市として、何が本当の住民サービスの向上につながるのかということをよく検討していただければと思います。

また、国からこの補正予算で公務員を含む保育や看護、介護従事者の待遇改善について10分の10の補助が今回来ているにもかかわらず、国立市は職員課の判断で公務員の待遇改善を行っておりません。これは国立市の判断で行ったことではあるんですけども、会計年度任用職員全体の給与待遇をどのようにするのかということの検討が必要だということで、保育士だから上げるとか、この職だから時給を上げるという個別ばらばらの対応ができなかったように聞いております。

早急に会計年度任用職員全体の給与待遇の体系というのを全体的に見直した上で改善を行っていくように求めていきたいと思えます。

以上の理由から本補正予算案には反対いたします。

○【上村和子委員】 私も、本補正に反対の立場で討論いたします。

反対理由は、今、重松委員が聞いて、そして今討論されましたけれども、私自身は、本質的にはマイナンバーカードそのものの問題と、マイナンバーカードにいろんなものがくっついていて、いろんなものが便利に見えるけれども、本当に便利なんだろうかというところに疑義をずっと抱いてきております。そういう意味でコンビニ交付の件とか、転出・転入のワンストップも、便利に見えるけれども本当にリスクはないのか、リスクというものをちゃんと回避できる仕組みになっているのだろうかということに対して疑義を持っておりますので、反対はその部分です。

今日質疑いたしました全体は、2021年度の歳入の部分で、交付税が想定以上に来たとか、財政調整基金も、この分でいけば、もしかしたら取り崩さなくてもいいかもしれないというのは、よかったのではないかと、臨時財政対策債も借りなくて済んだ、これは単純に、国がいいことをしてくれたわけじゃなくて、国立市の財政運営がとても健全で、ちゃんと考えながらやってきて、その結果、国からの再算定等でこういう結果になったとは見ております。財政も大変頑張ってきた、その成果もあるだろうとは思っております。

もう1つ、校舎のバリアフリーの問題ですが、第二小学校の問題が住民からの苦情によって長引いているというマイナスの捉え方は、しないほうが良いということはこの間ずっと思っております。市の職員たちがやった計画に問題が多いとは言いません。ずっと考えてこられたし、ちゃんといろんな声も聞いてきたし、本当はそこも行くべきだったと思ったんですが、断熱効果とか、今日も古川課長から、校舎そのものがバリアフリーになっているとか、いいこともたくさんある、緑もできるだけ残したいと思って、そういう意味では、考え抜かれた計画にはなっているわけですが、それでも当事者から見たときに、まだまだ考えてほしい、そういう課題が幾つかあったということではないでしょうか。

そういう意味で、最初の校舎の建て替え計画です、第二小学校は。これで第二小学校の建て替えに当たって、どんな人たちの声を十分聴いて、計画をブラッシュアップするという形で見直していく、もっといい計画にしていって、そういうポジティブシンキングで今の状況を捉えていただいて、積極的にユニバーサルデザインとか、本当のバリアフリーは何なのかということ当事者と一緒に研究、考えて、対話の形でよりいい計画にしていっていただきたいということを求めて、コンビニ交付等のマイナン

バーに関する疑義がありますので、本補正予算案には反対と致します。

○【藤江竜三委員】 本補正予算案には賛成の立場で討論いたします。

マイナンバーカードについては、私は使うためには便利だと感じております。新型コロナワクチンの接種証明においても使えば便利ですし、また、コンビニ交付が遠くでできるということであったり、コンビニでできるというのは、働いている人にとっても非常に便利なものかと思っておりますので、今後もしっかり使えるようにして行ってほしいと思います。

それとともに、臨時財政対策債は、今回ゼロにできたということもよかったと思います。ただ、懸念としては、新型コロナウイルスで様々な事業ができなくなったということも影響しているのかと、その点は非常に残念に思うところでもあります。特に子供たちの保育園の遠足であったり、様々な宿泊行事、代替の事業ももっていただいているということで、本当にありがたく思うんですけども、今回はできないところもあったということで、ぜひ来年度はさらに攻めの姿勢で、コロナと共存していく必要はこれからも出てくるかもしれないので、そういった中においても積極的に外に出ていけるようにして行ってほしいと思います。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○【遠藤直弘委員長】 挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後7時48分休憩



午後7時59分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(13) 諮問第1号 審査請求に関する諮問について

○【遠藤直弘委員長】 諮問第1号審査請求に関する諮問についてを議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 諮問第1号審査請求に関する諮問について補足説明を申し上げます。

本諮問は、生活保護費の返還に係る督促処分についての審査請求につきまして裁決をするに当たり、これを棄却することについて、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問させていただくものでございます。

なお、本会議資料No.5を提出しておりますので、併せて御参照ください。

初めに、1、当事者は審査請求人と処分庁国立市長でございます。

次に、2、検査請求に係る処分は、生活保護費の返還に係る督促処分。

3の審査請求年月日は、令和2年3月9日でございます。

続きまして、4、事案の概要でございます。事案の概要につきましては、本会議資料No.5の2ページ上部に事実経過として表にまとめておりますので、そちらも併せて御覧ください。

まず、4の(1)ですが、国立市福祉事務所長は、令和元年11月25日、審査請求人に対し、生活保護

法第63条に基づく保護費の返還決定、以下「原決定」といいますが、この決定を行い、生活保護法第63条返還金決定通知書及び納入通知書を審査請求人宛てに郵送しました。これらの書類は、令和元年11月28日に審査請求人の住所地に配達されております。

次に、(2)原決定に係る納付期限は、令和元年12月25日でしたが、期限までに納付がなかったことから、処分庁である国立市長は、令和2年1月31日、地方自治法及び国立市債権管理条例に基づく督促処分、以下「本件処分」といいますが、この処分を行い、督促状、以下「本件督促状」といいますが、この督促状及び未納明細書を審査請求人宛てに郵送いたしました。

なお、本件督促状中の行政不服審査法に基づく教示には、審査請求の宛て先は東京都知事である旨が記載されておりました。

続きまして、(3)審査請求人は、令和2年3月9日、東京都知事に対し、本件処分を不服として審査請求、以下「本件審査請求」といいますが、これを提起し、東京都知事は、同年4月21日付でこれを受理いたしました。

(4)その後約1年が経過した令和3年3月25日、東京都知事から本件審査請求について審査庁となるべき行政庁は国立市長であるとして、審査請求書が送付され、市において審査手続を行うこととなり、現在に至っております。以上が事案の概要でございます。

続きまして、5は、審査庁国立市長が本件審査請求を棄却すべきものと判断する理由でございます。論点は大きくは2点ございます。

まず1点目は、(1)原決定に係る事情を理由に本件処分の効力を争うことの可否についてです。審査請求人は、添付の審理員意見書の3ページの第2の1にありますとおり、本件処分ではなく、これに先行する原決定の内容に関する不当性を主張しています。

そこで、先行行為である原決定に係る事情を後行行為である本件処分の取消し事由として主張することができるか否か、いわゆる違法性の承継の可否が問題となります。この点につきましては、一般に行政処分には公定力が認められるため、先行行為を適法として後行行為を行うほかなく、後行行為の取消し事由は、当該後行行為の固有の瑕疵に限られることとなります。

ただし、一連の手続における先行行為と後行行為は相結合して達成しようとする行政目的を完成させるような場合には、例外的に違法性の承継を認めるのが相当であるとされます。これを本件について見てみますと、原決定と本件処分は、それぞれ目的及び効果を意味しており、これらが相結合して達成しようとする行政目的を完成させるという関係にはない別個の処分と捉えることができます。

また、原決定と本件処分とは、不服申立てについてそれぞれ異なる審査庁が定められており、本件処分の審査庁である国立市長が原決定についての適否を判断することは、制度上予定されていないと言えます。したがって、原決定と本件処分との間に違法性の承継は認められず、本件審査請求に係る手続において、原決定に係る事情を理由に本件処分の効力を争うことはできないと判断しております。

以上の考え方の詳細につきましては、審理員意見書4ページから7ページにかけての第3の1(1)から(3)までに記載されているとおりでございます。

戻りまして、2点目の論点は、(2)本件処分自体の瑕疵の有無についてでございます。ここでの主な論点は2点ございます。うち1点目は、ア、督促状の発送時期についてです。本件督促状は、国立市債権管理条例施行規則、以下「規則」といいますが、規則第6条第1項の定める原則的な期間が経過した後に発送されております。この点、最高裁判所の判例では、規則第6条第1項と同趣旨の町条例の規定を訓示規定と解し、督促状が当該町条例の定める期限を渡過してなされたとしても、後の滞

納処分の効力に影響しない旨が判示されております。

また、規則第6条第1項は、その文言上、督促の時期を全て一律にすることまで求めるものではないところ、本件督促状の発送が、適切な債権管理のため遅滞なく督促を行うという同項の趣旨を没却するほどに著しく遅延したものと評価することはできないことから、本件督促状の発送時期が規則第6項第1項に反するとまでは言えないと判断いたしました。

もう一点は、イ、督促状の記載についてです。規則第6条第3項は、督促状に債権の当初金額を記載する旨を定めていますが、本件督促状及び未納明細書には、この当初金額が記載されておりました。この記載がないということが、規則第6条第3項に反するか否かを検討いたしますと、同条項の趣旨は、督促状に記載すべき事項を定めることによって、督促状の名宛て人において督促状に係る債務の存在及び内容を特定できるようにすることにあると解されます。

そして、本件督促状発送当時、処分庁の審査請求人に対する債権は、原決定に基づく返還金以外には存在しなかったということに加え、本件督促状及び未納明細書には、当初金額を除き、規則第6条第3項の定める記載事項の全てが記載されており、このような事実関係及び本件督促状の表示全体からすれば、債権の当初金額が記載されていないとしても、一見して返還金債務の存在及び内容を特定できると言うべきであり、本件督促状に債権の当初金額が記載されていないことは、規則第6条第3項の趣旨に反するとまでは言えないと判断いたしました。

したがって、本件処分は、規則第6条の定めにも明確に反するとは言えず、処分を取り消すまでの瑕疵があったとすることはできないと判断しております。

以上の考え方の詳細につきましては、審理員意見書8ページから10ページにかけての第3、理由の2(2)及び(3)に記載されているとおりでございます。

以上が、本件審査請求を棄却すべきものと判断する理由でございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 今回の審査請求に関する諮問なんですけれども、生活保護費の返還に係る督促処分についての不服の審査請求があったと、これは市長のほうで、審理員によって意見書が出されて、不服審査に対しては棄却するという結論と意見が出されております。それについて議会はどうか判断するかということですが、今の御説明の中で、原決定と今回の不服審査に関しては別個のものであるということは分かりました。それを踏まえまして、一般的に被保護者が、自分でも想定していたかしないかは別として、突然収入があったと、本当は収入申告して、お金を返還しなきゃいけないんだけど、それを忘れてしまったと、もしくは必要なものにお金を使ってしまったと、そして後で返還請求が来たということは、結構よくあることです。私も相談を受けて、結構頻繁にこのようなことが起きます。一般的にこのようなことが起きた場合、生活保護の担当は、ケースワーカーも含めまして、このようなケースについては、お金を返したくてもないと言う人もいるでしょうし、何で返さなきゃいけないんだと言う人たちもいると思うんですけれども、基本的にそういうケースについての国立市の対応の方針というんですか、在り方、実際どのようにしているのか、一般にお伺いできますでしょうか。

○【遠藤直弘委員長】 暫時休憩と致します。

午後8時11分休憩



○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。生活福祉担当課長。

○【北村生活福祉担当課長】 一般論という形ですので、私からお答えさせていただきます。

まず第一に、お返しいただく金額を決定するに当たりまして、丁寧な対応をしているところでありまして、収入申告を頂くような形、また、その方の挙証資料と呼ばれている年金の通知ですとか、そういうものを確認いたしまして、その上で、その方の自立更生免除と言うんですけれども、何かこの間の必要となった経費ですとか、そういうものがあるのかないのかという辺りを確認する、その上で課内で、福祉事務所内で診断会議をした上で決定していくというようなプロセスをしております。その形で被保護者の方にその内容を説明して、決定するというところを行っております。その上でお返しいただくに当たっての姿勢という形になろうかと思うんですけれども、被保護者の方は、様々な生活上の課題を抱えているということが多くありますもので、無理のない形でお返しいただくことができないかというようなことをお話しをする中で日々対応しているということになります。以上です。

○【上村和子委員】 本当に一般論で全然構いません。私もそのようなケースの相談を受けたところがあるんですけれども、大きな金額を返さなきゃいけないような状態の人がいて、でも、当然一括では払えないだろうというようなケースがあります。そういった場合は、その方が生活保護費の中で払える範囲で、それが何十回か何百回になるか分からないけれども、極端に言ったら、毎月1,000円とか2,000円とか3,000円とか、そういう金額もそうやってケースワーカーと決めながら、そういう形で返していただくというようなことが、実際はそういう形で行われていると思ってよろしいでしょうか。

○【北村生活福祉担当課長】 今、委員がおっしゃったとおり、分納という形になりますけれども、最低生活費の中からお金を頂くような形になりますので、その辺りはその方の事情に応じた形での対応をしているということになります。以上です。

○【小口俊明委員】 先ほど来の説明を聞いていて、流れがつかめたところでありまして、こうした中で、原決定に対しての不服ということではなくて、国立市からの督促に対しての不服ということになっているということでもあります。その経過について、なぜ原決定でなくということを含めて、もう一度、詳しい背景を教えてください。

○【林情報管理課長】 まず、原決定につきましては、先ほど事実経過ということで御説明させていただいたとおり、11月25日に決定通知をしております、到達が28日ということで、審査請求期間が令和2年2月28日までということになっておりましたが、この督促処分に対する審査請求が提出されたのは、令和2年3月9日ということで、既に審査請求の期間を渡過しておりました。

そうしますと、原決定については、審査請求できないということになっておりますので、この督促処分に対する審査請求に対しまして、審査の手続きを行ってきたというところがございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

○【稗田美菜子委員】 本諮問につきましては異議なく、諮問どおりとさせていただきたいと思いません。

これまで様々な取組を丁寧に生活保護の方たちに対して検討されてきたということ、今回の説明についても理解したところでございます。それまでの間に生活保護事務につきましては、不適正な事務があったという経緯が国立市にはありました。その中において漏れてしまった部分も今回について

はあるというふうには私も認識をしているところでございます。ただ、その後丁寧な説明をして、そして事務的に期限をきちんと区切るわけではなく、丁寧に説明して、相手に理解を求めて対応してきた。そこについて法的な審理員の意見書を拝見しましたところ、どれについても問題がない対応をしてきたということで、私は理解いたしました。

今回のこの件につきましても、返還金を求める方法については、法の第63条の返還金決定を行ったといったことで、返還金を求める方法についても、63条の返還金を求めるという形と78条の徴収金という形で、罰則とまでは言いませんけれども、相手が悪質であるという判断をするというケースもあるということは事前に伺いました。そうではなくて、説明をして、きちんと双方の理解をしながら、相手の理解を深めながら、ここまで進めてきたということを適切に評価いたしますので、本諮問につきましては、異議はございません。

○【小口俊明委員】 本件原決定につきましては、不服の申立てをする期限が過ぎているから審査請求はできないという状況の中で、国立市が審査請求人に対して行った督促に関する審査請求である、このように捉えたときに、先ほど来の説明からすれば、本件審査請求には理由がない、このように思います。こうした中での棄却という判断については、妥当である、このように考えます。今後とも保護事業につきましては、被保護者に寄り添い、丁寧な対応を望みます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本諮問について異議のない旨を答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本答申は異議のない旨を答申することと決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方はここで退席していただいで結構でございます。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。



#### 報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、委員の皆様には、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、全庁的に感染症対策を講じつつ業務に臨むことができっております。この場をお借りして感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議、以降「対策本部会議」と申し上げます、の経緯、経過、当常任委員会の所管部における

取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、総務文教委員会資料No.23により補足的に御説明させていただきます。

それでは、お手元の総務文教委員会資料No.23、1ページを御覧ください。1番、国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。1月は、第24回から第27回と計4回の対策本部会議を行っております。都の方針に合わせました市の公共施設の取扱いや市における勤務の在り方、業務のバックアップ体制、業務継続体制の確保等について確認を致しました。この間本部長である永見市長からは、状況に応じた臨機応変な対応や業務を集中する部署への市役所全体でのバックアップ体制の強化を行うこと等の指示を頂いております。

2月14日の第28回対策本部会議では、都内のまん延防止等重点措置の延長に伴います市公共施設の取扱い、市の業務継続計画の確認等を行いました。永見本部長からは、重症化リスクのある高齢者、障害者、基礎疾患のある層への支援の強化、重点化について指示を頂いております。

併せまして、資料には記載してございませんが、この後3月7日に第29回対策本部会議を開催し、都内のまん延防止等重点措置の再延長に伴います市の公共施設の取扱い、市内の状況について確認いたしました。

その会議で、国立市医師会長から、御家族に感染者がいる場合にはみなし陽性の診断をしている、手指消毒だけでは十分ではなく手洗いが重要とのコメントを頂いております。また、永見本部長からは、人の集まるイベントを実施するに当たっては、感染状況を見ながら実施方法等について適切に判断することの指示がございました。

これらに加えまして、対策本部会議の下部組織である運営部会を12月に1回、1月に4回、2月に2回開催し、市内の感染状況の確認、対策の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行ってまいりました。

対策本部会議については以上です。

2番、新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございます。1、行政管理部、(1)職員業務体制の調整です。ワクチン接種や臨時特別給付金業務に従事する職員等の調整を行ったほか、指定業務を定めまして、そのバックアップ職員をあらかじめ決めて人員調整を行いました。

(2)感染拡大防止対策に係る基準等の庁内周知徹底でございます。新型コロナウイルス関連により出勤できない職員の職場復帰の基準について、必要に応じて改定し庁内に周知してございます。

(3)新型コロナウイルス検査等費用負担金支給制度の創設、濃厚接触者となった職員が社会機能維持者として自宅待機等の期間を短縮する場合に必要な検査費用を市が負担する制度を創設いたしました。

(4)テレワーク端末の追加。職員が濃厚接触者となり、自宅で待機することとなった場合においても、必要に応じてテレワーク業務を行うことができるよう、端末を追加し、業務執行に支障が出ない環境を整備してございます。

飛びまして、5番、教育委員会でございます。(1)ガイドラインの改訂。第5波への対応として、令和3年9月3日ですが、国立市立小中学校に在籍する児童生徒の全保護者へ配布したガイドラインがございまして、こちらについて、臨時休業の期間の目安が短くなったり、新たにみなし陽性者の判断がなされたりするようになったことから、令和4年2月下旬に改訂し、第2版として再配布いたしました。

3番、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。令和4年2月21日現在の新型コロ

ナウイルスワクチン接種状況は、資料の記載のとおりでございますが、3月14日時点での状況をこちらから申し上げます。

まず、追加接種3回目の状況、高齢者の方の接種実績から申し上げます。接種済みの方が1万4,589人、こちらは2回接種済みの高齢の方の対象者1万6,749人に対して接種率が87.1%でございます。

次に、64歳以下の接種実績を申し上げます。接種済みの方1万5,365人、こちらの2回接種済みの対象者は3万9,355名ですが、この方々に対して接種率が39.04%、全体で申し上げます。全体の接種済みの方は2万9,954人、こちらで2回接種済みの対象者の方5万6,104人に対しまして接種率が53.39%となっております。

次に、小児5歳から11歳の皆さんの接種についての3月14日現在の状況でございます。3月1日に5歳から11歳の対象者4,198名の方に接種券を発送してございます。3月3日から予約受付を開始し、3月14日月曜日ですが、午前11時の時点で予約者の方が561人、予約率約13.3%となっております。

予約状況が鈍いため、4月3日に予定していた集団接種については、予約受付を見送りまして、一般接種とさせていただきます。

ワクチン接種については以上でございます。

最後になりますが、現時点で、国立市民で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された方の累計は3,965名、療養中の方は426名でございます。東京都内においては、現在もまん延防止等重点措置期間中でございます。新型コロナウイルスのさらなる変異株の影響も懸念されるところでございますが、引き続き市民の皆様、議員の皆様にも、感染拡大防止に向けた対策への御協力をよろしく願いいたします。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、所管範囲で行っていただきますよう御注意願います。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 それでは、教育の部門で伺わせていただきます。教育委員会の中で、臨時休業の期間の目安が短くなったり、新たにみなし陽性の判断がなされるようになったことから、令和3年9月3日に出されていたガイドラインが新しいものになって、令和4年2月下旬に改訂され、2版として再配布したというような御説明がありました。議会にも配られていましたので、確認させていただきました。令和4年、2022年2月22日に配られております。この中でお伺いしたいんですけれども、学びの保障についてなんです、学びの保障については、学級閉鎖、学年閉鎖及び学校閉鎖時における学びの保障について御参照くださいという表記があります。これは、学びの保障をする際には、学びの保障が起きるというか、するということは、学級閉鎖とか、学校閉鎖とか、学年閉鎖ではないと起きないというふうに私には読めるのかと思ったんですが、どういうことなのかお伺いいたします。

○【市川教育指導支援課長】 すみません、質疑の意図が分からないので、もう一度お話しいただけますか。

○【稗田美菜子委員】 簡単に言えば、ここで読み取れるのは、学びの保障をするということは、オンライン形式のものを取り入れて授業をするということなんだと思うんですけども、ここに書いてあるのは、学びの保障については、学級閉鎖、学年閉鎖及び学校閉鎖時における学びの保障について御参照くださいと案内が書いてあるんです、ガイドラインの中に。ということは、学びの保障は、学年閉鎖とか学級閉鎖とか学校閉鎖が起きない限り、やらないということなのかどうかお伺いいたします。

○【市川教育指導支援課長】 学びの保障は、常に担保されなければいけないと考えておりますので、

通常時はもちろんでございます。それに加えて、保護者の中には、学級閉鎖、学年閉鎖等臨時休業した際に、この学びが止まってしまうのではないかと御不安になる方もいることから、ここに明記しているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、出席停止の状態では体調が悪い場合、例えばここに書いてある出席停止になる場合というのは、新型コロナウイルスに感染した場合とか、濃厚接触者の候補になった場合とか、いろいろ書いてあるんですけども、体調が悪ければ当然無理ですが、その中に感染予防、感染不安のために学校を休む場合なども含まれています。体は元気だけれども、感染が不安だから行かないという子供たちもいると思います。この子供たちに対しても、学びの保障というのは確実に全校で対応されているのかどうかお伺いいたします。

○【市川教育指導支援課長】 これは以前本当に課題になっていたところでございましたが、先ほど来出ているように、1人1台端末のかなりの活用が進んできたことから、全ての学校でしっかりと保障されているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 というふうに思っているんですが、保護者の方からは別の声が上がっているのを私は聞いてきたので、今回質疑させていただきました。学校によっては、1日休んだ中でも授業の中で5時間ある中の1教科だけしか授業としてのオンラインに対応してもらえていない。もう1つは、学校によっては体育についてもやってくれているところがある。大分学校、そして先生によって差があるということが、全ての学校を調べたわけではないですけども、保護者から声が上がっているのは事実です。そのことについてどう対応されているのかお伺いいたします。

○【市川教育指導支援課長】 委員おっしゃるとおりだと思っています。我々が課題として捉えているのが、学校間での差がどうしても起きてしまうということ、また、教員間でも得手、不得手がございまして差が出てしまう、これがあります。この差をいかに埋めていくかということ、本市が抱えている情報教育推進委員会等で尽力しているところですが、まだまだ保護者の方におきましては、自分の学校の活用頻度が低いんじゃないかというようなことをお感じになっていることから、課題として教育委員会も捉え、今後の検討課題だと思っています。

○【稗田美菜子委員】 時間も時間なので簡単に済ませたいんですけども、1個前の私の質疑に対して、確実に保障されていますと、たしか御回答いただいていると私は思っているんですけども、実際には課題として持っているということで理解していいんですね、教育委員会として。

○【市川教育指導支援課長】 確実に保障されているというのは、各学校が課題意識をしっかりと持って、保護者の方の御不安な気持ちに対応するすべは持っているということでございます。ただ、そこに差があるということは、先ほど申し上げたように、課題として捉えているということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。意見として述べておきます、あとは。実際のところ、例えばオンラインによって保護者会をやっている学校もあれば、そうじゃない学校もあると聞きました。それから先ほど言ったように、体育までオンラインで先生として対応しているクラスもあれば、体育どころか1教科しか対応していませんというところもある、ましてやタブレットを持ち帰らせてもらっていない学年もあるということも、各学校で物すごくばらつきがあるということが今回調査して分かりました。

そこについては、学びの保障と言っている限りは、それぞれ学びます、選択できますではなくて、保障するというのをここで述べているわけです。そういうのを教育委員会として配ったわけですね、2月22日に。だとしたら、保護者からそういう声上がるようなことがあってはいけないと思います

し、即調査して、どこにどう問題があるのか整理して、きちんと全ての子供に対して学びの保障ができるように対応していただきたいということを申し添えておきます。よろしく願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。



○【遠藤直弘委員長】 以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもって総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後8時38分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年3月15日

総務文教委員長

遠藤直弘